

広島県薬剤師会誌



2005
No. 197
5
月号

隔月発行

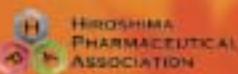
「日薬学術大会 広島大会」開催まであと 161 日(平成17年5月1日現在)

The 38th Japan Pharmaceutical Association Congress
of Pharmacy and Pharmaceutical Science in Hiroshima

開催地
広島

薬剤師大改革

きな信頼と結果を
—選ばれるために—



第38回

日本薬剤師会学術大会

<http://www.hiroyaku.or.jp/38th/>

会期: 平成17年10月9日(日)~10月10日(月)
会場: 広島国際会議場・広島県立総合体育馆
主催: (社)日本薬剤師会・(社)広島県薬剤師会
TEL: 080-246-4017 FAX: 080-249-4510

会期: 平成17年10月9日(日)・10月10日(月)

第38回日本薬剤師会学術大会開催案内（予告）

5月6日より、会員発表の募集を開始いたします

1. 開催期日

平成17年10月9日（日）～10日（月・祭日）

2. 開催場所

広島国際会議場、広島県立総合体育館、
リーガロイヤルホテル広島

3. 主 催

（社）日本薬剤師会、（社）広島県薬剤師会

4. メインテーマ

「薬剤師大改革 大きな信頼と結果を」
～選ばれるために～

5. 日 程

10月9日（日）

開会式、特別講演、テーマ別分科会（講演・シンポジウム・会員口頭発表）、ポスター発表、懇親会

10月10日（月・祭日）

テーマ別分科会（講演・シンポジウム・会員口頭発表）、ポスター発表
展示（開催期間中）：新薬、薬科機器、
OA機器、専門図書等

6. 登録費

予約登録：一般 9,000円 学生 1,000円

当日登録：一般 10,000円 学生 1,000円

7. 懇親会費

9,000円（会場：リーガロイヤルホテル広島）

8. 開会式特別記念講演

「薬剤師大改革

～壁を乗り越えるためには～（仮題）」

北里大学大学院教授・東京大学名誉教授

養老 孟司 先生

9. テーマ別分科会

本大会では、薬剤師の将来に大きく関わる薬学教育改革、医療制度改革、薬事制度改革、介護・福祉制度改革などを踏まえ、メインテーマとして「薬剤師大改革 大きな信頼と結果を～選ばれるために～」を掲げ、以下の分科会を開催いたします。

- 1) 薬学教育改革と薬剤師
～薬学教育と実務実習への取り組み～
- 2) 薬学教育改革と薬剤師
～薬剤師生涯教育～
- 3) 医療制度改革と薬剤師
～薬剤師を取り巻く医療制度とその変化～
- 4) 医療制度改革と薬剤師
～薬剤師業務のビジョンと調剤報酬～
- 5) 薬事制度改革と薬剤師
～薬剤師を取り巻く薬事制度とその変化～
- 6) 薬事制度改革と薬剤師
規制緩和！これからどうする薬剤師
～医薬品の開発・流通から使用まで～
- 7) 介護・福祉制度改革と薬剤師
～薬剤師を取り巻く
介護・福祉制度とその変化～
- 8) 社会と薬剤師
～10年計画の折り返し点「健康日本21」～
- 9) 社会と薬剤師
～災害と薬剤師～
- 10) 社会と薬剤師
～グローバリゼーションと薬剤師～
- 11) 信頼され・選ばれるために
～薬剤師が守る安全と安心～
- 12) 信頼され・選ばれるために
～地域・職域で活躍する薬剤師～
- 13) 信頼され・選ばれるために
～薬局機能の充実に向けて～
- 14) 信頼され・選ばれるために
～情報化と薬剤師業務への応用～
- 15) 信頼され・選ばれるために
～セルフメディケーションと薬剤師～

16) 信頼され・選ばれるために
～病院薬剤師の職能と
医療の質向上への貢献～

4) 応募様式：発表様式等の詳細については、
広島県薬剤師会ホームページ
をご参照下さい。

10. 会員研究発表の募集について

会員の皆様からの研究発表を以下の要領により
募集いたします。応募の受付開始は5月6日
(金)からです。ご準備の上、ふるってご応募
ください。

1) 応募資格：日本薬剤師会会員に限ります
(共同発表者はこの限りではありません)。

2) 応募期間：口頭発表・ポスター発表とも
に、平成17年5月6日(金)
～6月30日(木・必着)

3) 応募方法：口頭・ポスターともに、広島
県薬剤師会のホームページを
通じた「インターネットから
の応募のみ」とさせていただ
きます。

11. 大会に関するお問い合わせ

〒730-8601 広島市中区富士見町11-42
広島県薬剤師会内
日本薬剤師会学術大会準備委員会
TEL 082-246-4317
FAX 082-249-4589
URL <http://www.or.jp/>
E-mail gaku@or.jp

〒150-8389 東京都渋谷区渋谷2-12-15
長井記念館4階
日本薬剤師会事務局学術大会係
TEL 03-3406-1171
FAX 03-3406-1499
URL <http://www.nichiyaku.or.jp/>
E-mail gaku@nichiyaku.or.jp

同窓会開催予定のご連絡を！

第38回日本薬剤師会学術大会広島大会(10月9日・10日)にあわせて、出身薬科大学、出身薬学部等の同窓会の開催予定がある場合は県薬事務局までお知らせください。



着々と準備進行中!!

大会まであと 161 日

スタッフ一同がんばっています。
全会員の協力と参加で大会を成功させよう！

大会運営委員会

広島県 薬剤師会誌 目次

No.197

第38回 日本薬剤師会学術大会開催案内	1
第34回 広島県薬剤師会通常代議員会開催される	4
第98回 日本薬剤師会通常代議員会報告	8
平成16年度 圏域地対協研修会に参加して	9
平成16年度 食品衛生講演会参加報告	10
「在宅服薬管理ステーション(仮称)」設置に伴う薬局研修会	11
災害時医薬品等供給マニュアルに基づく支部担当者研修会	13
「向精神薬等密売を目的とした多重受診」対策に関する検討会	14
広島県健康増進普及啓発実行委員会報告	16
平成16年度 第2回広島県地域保健対策協議会定例理事会	17
在宅服薬管理対策特別委員会報告	18
平成16年度 社会保険指導者研修会 / 医薬分業指導者協議会 / 全国医薬分業担当者会議	19
広島県薬剤師会薬局実習指導薬剤師講習会報告	28
「薬局業務運営ガイドライン」についての打合会 アンケートの集計結果	30
講演資料ライブラリー	31
福利厚生 Wポイントカード加盟店・指定店一覧	33
県薬だより 県薬より支部長への発簡 常務理事会議事要旨 県薬日誌 行事予定	37
会員紹介⑩	45
行政だより	46
支部だより / 諸団体だより	55
研修だより	60
薬事情報センターのページ	63
お薬相談電話事例集 No.34	65
安全性情報 No.210・No.211	66
検査センターだより	67
告知板	68
保険薬局ニュース	色紙
薬剤師連盟のページ	色紙

表紙写真 オオシマザクラ(バラ科)

野生のサクラの樹皮を桜皮として薬用に使います。樹皮を煮詰めたものをプロチン液と呼び鎮咳去痰薬として使います。桜皮は十味敗毒湯に入り皮膚病に使われます。オオシマザクラは伊豆半島に多く葉を塩付けして桜餅に使います。香りはクマリンによります。

写真解説:吉本 悟先生(安芸支部)
撮影場所:江田島町・古鷹山

第34回 広島県薬剤師会通常代議員会開催される

第38回日薬学術大会に会員全員参加登録を決議 !!

第34回広島県薬剤師会通常代議員会は、去る3月20日（日）午前11時から、広島県薬事衛生会館において開催された。

会議は宗 文彦常務理事の司会のもと開会され、まず、木平健治副会長の開会の辞、参議院議員藤井基之先生、日本薬剤師会長中西敏夫先生の祝電披露の後、正・副議長選出のため仮議長を司会者指名により、中本博代議員（呉）を選出し、次に、出席代議員数の確認があり、出席代議員数63名であり、定款第27条の規定する2分の1の定足数に達しているので、会議の成立宣言があり、直ちに開議された。続いて正・副議長の選出に移り、選考委員5名による選考が行われた結果、議長に多森繁美代議員（三原）副議長に郡司久美子代議員（広島佐伯）が選出された。

次に、正・副議長が着席され、まず、議席の指定、会期を1日（20日）と決定、続いて、議事録署名人に、原 俊樹代議員（三原）星野 韶代議員（行政）を議長指名によって選任、また、第34回広島県薬剤師会通常総会におけるこの代議員会報告者に上記の2氏を指名した。

次に、平成16年度の物故会員に対して、ご冥福を祈り黙祷が捧げられた。

次に、会長演述に移り、前田泰則会長から別掲のとおり演述があった。

次に、選挙管理委員会委員の委嘱に移り、議長から山本和彦（広島）神原俟子（広島）檜井義彦（安佐）作田利一（福山）藏田元二（廿日市佐伯）の5氏に委嘱された。

次に、議案等の審議に入り、直ちに報告事項5件、議案6件を一括上程議題とし、次のとおり各担当理事等から報告事項の説明並びに議案の提案理由の説明等が行われた。

（報告事項説明）

- 1 . 報告第1号 日本薬剤師会代議員会報告
松下 日薬代議員
- 2 . 報告第2号 平成16年度広島県薬剤師会会務並びに事業執行状況報告
森井 副会長
- 3 . 報告第3号 平成16年度広島県薬剤師会収支予算執行状況報告
谷川 常務理事
- 4 . 報告第4号 平成16年度保険薬局部会事業執行状況報告
豊見 副会長
- 5 . 報告第5号 平成16年度保険薬局部会収支予算執行状況報告
野村 常務理事

以上の報告事項の説明終了後、暫時休憩した。
<休憩 午後0時14分、再開 午後0時45分>
会議再開後、引き続き各議案の提案理由の説明が、次のとおり行われた。

（議案説明）

- 6 . 議案第1号 社団法人広島県薬剤師会定款細則の一部改正について（案）
森井 副会長
- 7 . 議案第2号 平成17年度広島県薬剤師会事業計画（案）
森井 副会長
- 8 . 議案第3号 平成17年度広島県薬剤師会収支予算（案）
谷川 常務理事
- 9 . 議案第4号 平成17年度保険薬局部会事業計画（案）
豊見 副会長
- 10 . 議案第5号 平成17年度保険薬局部会収支予算（案）
野村 常務理事
- 11 . 議案第6号 社団法人広島県薬事衛生会館からの財産及び業務引継ぎについて（案）
森井副会長

以上の説明後、直ちに質問に入り、各代議員から活発なる質問・質疑があり、理事者との間に極めて熱心な討議が行われた。

その、質問・質疑の主なものは次のとおりである。

第6号議案「社団法人広島県薬事衛生会館からの財産及び業務引継ぎについて」、その財政状況、事業全体の運営状況はどうか

市町村合併と共に伴う医療圏の在り方について

保険薬局部会の財政状況と医薬分業施設設備整備積立金の運用について

24時間医薬品供給体制整備への支援について

財政準備積立金の運用について

支部会営薬局の在り方について

第38回日本薬剤師会学術大会の財務と参加について
日本薬剤師会の財政と事務所の移転問題について
その他

質疑終了後、採決に入り報告第1号から報告第5号までの各報告事項は、いずれも報告のとおり承認され、議案第1号から第6号までの各議案はいずれも賛成多数により原案のとおり可決された。

次に、「第38回日本薬剤師会学術大会に関する決議案（別掲）」が永野孝夫代議員（広島）から提案され、一部修正の上可決された。

以上で議事を終了し、平井紀美恵副会長の閉会の辞をもって閉会された。

＜閉会 午後2時50分＞

前田会長演説

社団法人広島県薬剤師会代議員会に御出席の皆様、おはようございます。

本日は連休にもかかわりませず本会代議員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今年は、第38回日本薬剤師会学術大会が10月9日・10日に、ここ広島で開催される運びとなりました。

薬学6年制法案が成立し、薬学生の受け入れ実習等の予算化も実現し、今後は、薬剤師も大いに変わらなければ！という意気込みで大会テーマを決めさせていただきました。

「薬剤師大改革 大きな信頼と結果を」

～選ばれるために～

松山大会・福岡大会・青森大会に引き続き、今大会においても開催担当県薬として会員全員参加を、本日の代議員会において決意表明をしていただきたいと思います。

大会準備のために、ご協力をいただいている諸先生方に厚く御礼申し上げます。

昨年大いに吹き荒れました医薬品の規制緩和問題も、本年以降もまた同じような内容で対応を迫られるのではないかと懸念しております。

国民への三つの約束、

1. 夜間・休日に必要な医薬品を入手しやすいよ

うにします。

2. 医薬品購入者への適切な説明、服薬指導を徹底します。
3. 薬剤師の名札を着用し、責任の所在を明確にします。

薬剤師の行動計画に新規に付け加える事として、「厚生労働省への副作用報告」の徹底とあります。

国民への三つの約束を守るためにも「行動計画2004」の調査にご協力をお願いします。

DEMの調査をはじめ、薬の相談の調査、薬局の経営実態の調査は、次期の調剤報酬改定に直結します。

薬剤師の存在感や調剤報酬の動静が、そのようなアンケートや調査の結果で決まって行くのです。

薬剤師の、そして薬剤師会の行方を決めてしまう可能性があることを思えば、是非とも積極的にご協力ををお願いしたいと思います。

平成20年へ向けて、福祉・年金・医療等の見直しが目白押しに並んでいます。

最近は、インターネットを利用して向精神薬を全国ネットで販売したり、処方せんを悪用したりの巧妙な手口に、我々薬剤師として犯罪の抑止力となりうる手立てを組織的に考える必要があります。

また、少子高齢社会にあって、薬剤師として、患者さんと同じ目線でお付き合いをさせていただくなためにも、今後は医療の現場へ出て行く必要性があります。

病院薬剤師であれば、病棟へ。開局薬剤師であれば、在宅へ。日本の人口構成が逆ピラミッド型に変化して行く中で薬剤師自身が変わって行く必要があるのではないか？

我々、広島県薬剤師会として組織的な大変革を求めるべきであるそのきっかけが、4月から全面施行される個人情報保護法です。

それは、薬剤師会の会運営全体および会費（一般会計・保険部会）に関わってくる可能性もあります。

薬剤師会といえば、市町村合併に伴う支部の構成を今後どうするかを改めて考え直す必要があると思います。

例えば、医療圈ごとにブロック単位で見直すか？その際には、支部単位の財産をどうするか？等々の問題も生じてきます。

今後、数年かけて社団法人としての薬剤師会全体の在り方を各支部の皆様方と意見交換しながら考えて行きたいと思います。

また、社団法人広島県薬事衛生会館の統合に関する問題ですが、土地購入を視野に入れて計画している事は以前の代議員会で触れました。会館の収支予算等は県薬会報に記載されているとおりでございます。時期的に4月以降夏までには結論を得たいと思います。

本年も、課題が山積みではありますが、慎重審議のうえ、ご承認いただければと念願しております。

第34回広島県薬剤師会代議員会開催にあたりまして開会の挨拶といたします。

広島県薬剤師会における第38回日本薬剤師会 学術大会の成功に向けた取り組みに関する決議

医療の高度化、高齢社会の到来、医薬分業の進展などに伴い、医療の担い手としての薬剤師の役割は大きく変化してきている。

また、明年4月から薬剤師養成のための薬学教育年限が6年に延長されるなど、薬剤師を取り巻く環境も大きく変わろうとしている。

この様な中で、広島県薬剤師会は、本年10月9日及び10日の2日間にわたって、全国の薬剤師約6千名の参集を得て広島市で開催する第38回日本薬剤師会学術大会について、薬剤師の職能を根本から見直し、将来をしっかりと見据えた有意義な大会となることを目指している。

広島県薬剤師会会員は、この大会の成功を期すために、全員が率先して参加登録を行い、一致団結の下、会員一人ひとりがその準備及び運営に関わる役割を自覚して、積極的に取り組むことを決議する。

平成17年3月20日

社団法人広島県薬剤師会

代議員会議長 多森 繁美

報告

三原支部 多森 繁美

3月20日（日）福岡県西方沖地震が発生した2～3分後より、第34回広島県薬剤師会通常代議員会が開催されました。2001年には、芸予地震の発生の次の日に、その年の代議員会が開かれており、本当に地震と縁の深い代議員会だと思います。

今回の代議員会も先輩の先生方をさしあいて、若輩者の私が、議長の役を指名して頂き、代議員会の進行は、会議に支障をきたさないようにスムーズに行くように心掛けながら、議事を始めさせて頂きました。

代議員会は、前田会長演説から始まり、役員の紹介後、議案審議に入りました。

報告第1号から第5号、議案第1号から第6号の説明をそれぞれ執行部より行われた後、各項目について質疑応答がなされました。いずれの議案も可決承認されました。

その後、永野代議員（広島）より、広島市で開催される、第38回日本薬剤師会学術大会の成功に向けた取り組みに関する決議案が緊急動議として出されました。この決議案も原案のとおり可決されました。

今回の代議員会で可決された、薬事衛生会館の統合が、会員皆様の協力によりスムーズに遂行され、可決承認された第38回日本薬剤師会学術大会が、会員全員参加の元で盛大に行われ、成功裡に終了する事を祈念いたします。

最後に、拙い進行役の議長を支えて頂き、無事に代議員会が終了出来るようご協力頂きました代議員の先生方に深く感謝申し上げます。

報告

初めて代議員会に出席して

尾道支部 下田 篤子

定刻に各地区代議員63名の出席で始まりました。まず、前田会長の挨拶で、「医薬分業が50%を超える進展の中、医療業界の情勢について…規制緩和に始まり、処方せん医薬品の指定、個人情報保護法の開始そして平成18年度には抜本的改革があり…混合診療、調剤報酬の改定があること等々…さらに薬学教育が6年制になること等、薬剤師を取り巻く環境が大きく変化している」と話されました。今後を考えると身が引き締まる思いです。

次に、日薬代議員会報告に続き、平成16年度事業報告、会計報告、平成17年度事業計画案及び予算案が提示され賛成多数で議決されました。

その後、一般代議員の質問があり、その中で強く印象に残ったのは、「かかりつけ薬局機能の強化」で24時間医薬品供給体制の整備を今後行っていくにあたり、マンツーマンの薬局では、人件費等の問題もあり支部レベルで考えるべきだという意見が出ていたこと…難しい問題だと思いました。

それから、保険部会の積立金貸出について、今後の金額制度の上限枠の拡大について検討して欲しいとの意見が出ていました。

最後に、第38回学術大会の成功に向けての決議案があり薬剤師が一致団結して取り組んでいくことで終了しました。

今回の出席で、薬剤師会の動きが今まで以上に分かった反面、一般会員との意見交換及び啓蒙活動の場が今後もっと必要だと思いました。

第98回 日本薬剤師会通常代議員会報告

医療法へ薬局の位置付けと指導薬剤師の養成が論点に



日本薬剤師会代議員 玉浦 嶽

日 時：平成17年2月26日(土) 13:30～・27日(日) 10:00～
場 所：東京 虎ノ門パストラル

この会議には、豊見、松下、増田、玉浦代議員の4名が出席しました。

開会の辞から始まり、代議員149名中147名が出席、会長演説があり審議に入り、提出議題は報告1件、議案6件を審議しました。これらの議案が上程され、石井専務理事から重要事項の4項目経過報告があり、北海道ブロックをトップに5ブロックの代表質問があり初日の審議を終了しました。その後引き続き、藤井先生の国政報告があり、午後6時に終わりました。

2日目は午前10時から残りの6ブロック代表質問から始まり、13時より13の一般質問があり、審議終了後、採決に入りました。報告1件、議案6件、執行部の原案どおり賛成多数で可決され、午後3時30分に閉会しました。

詳細は日薬雑誌8月号に掲載されますので参考して下さい。ここでは、重要事項の経過報告と論点の中心となった案件を報告いたします。

医療法へ薬局の位置づけは、石井専務が重要事項の報告中で、第5次医療法改正の社会保障審議医療部会で審議されていると説明し、その内容は、医療提供体制の改革に関する主な論点整理案で審議され、医療機能の分化・連携の推進の事項の「薬局等医薬品の供給体制の位置づけ」という項目で論議されていると述べられました。これらに係わる不安事項の各ブロックからの代表質問についても、山本(信)常務が明快な回答をされ、なんらの不安も無い状況である説明態度が伺われ、はっきりと医療法の薬局の位置づけは決まっているという明言は避けたが、次回の代議員会では、

明言されると思われます。そして、石井専務は「薬事法の薬局」と「医療法の薬局」の違いをはっきりと説明され、それに基づいて法案改正に努力していると述べられ、その熱意には心から敬意を表します。

指導薬剤師の養成については、各ブロックから質問が相次ぎました。薬学教育6年制の法案が通過したばかりで、学生の実務実習に係わる付帯的事項が具体化されてない。のために、文科省、厚生労働省、大学、日薬、日病薬等で構成される新薬剤師養成問題懇談会(新六者懇)が発足され、出来たばかりでの、この時期の議論だけに、お互い手探りという状況は致し方が無いという感じでした。でも大事なのは、各ブロックから出された問題で、日薬もこれから的新六者懇により具体的に、実のある議論がなされ、指導薬剤師の養成に実践的な方針が出て行く事は間違いないと強く感じました。

この二日間、薬剤師の取り巻く環境の変化が、分業率50%超えたこの時点で急激に表れ、そのため各法の改正、整備が激流のごとく行われているという事を強く意識させられた代議員会でした。



平成16年度 圏域地対協研修会に参加して



大竹支部 佐々木 浩子

日 時：平成17年2月6日（日）10：00～

場 所：クレイトンベイホテル

2月6日、呉市で「平成16年度圏域地対協研修会」が開催され、保健・医療・福祉の関係者350人が参加。今年度は「子育て支援」～子供を産み育てやすい社会をめざして～というテーマでした。

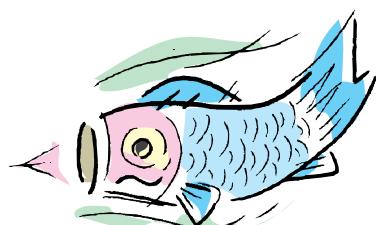
小児医療専門委員会は、県内の開業小児科医60名の参加で「小児救急電話相談広島」を組織し、土、日、祝日、年末年始の18：00～23：00の5時間を相談時間として、ここ2年間に寄せられた相談について発表されました。4351件の相談内容は、一般的の病気については68.0%、急病に関して18.4%、そして薬に関する相談は6.0%でした。

平成2年の1.57ショック以降、国は平成6年のエンゼルプラン「緊急保育対策5ヶ年事業」に始まって次々と少子化対策の事業計画を示しましたが、平成15年には出生率は1.29となり、その後も出生率は低下しています。加えて内科小児科開業医の閉院、小児科開業医の夜間休診が増え、子育てに暗い影を投げかけているようです。

大竹市には小方港から10km沖合いに周囲12km人口330人の阿多田島があり、島には就学前幼児施設としては唯一児童館があります。一年余り前からこの児童館の閉鎖問題が持ちあがっています。既に市内で何ヶ所かの施設が閉鎖されました。若い母親達の不安な顔が目に浮かびます。

先日の国会中継で総理大臣が「子育て支援は、もっと真剣に考えていく必要がある」と答弁していました。政治の力と地域の力を併せて、安心して子供を産み育てやすい社会になるよう願っています。

「子育て支援」の問題から離ますが、当日の心筋梗塞予報推進委員会の発表を紹介します。この特別委員会は、2001年から3年間救急隊による心筋梗塞症例の搬送状況と気象条件の関連を広島県下3地区で調査しました。湿度補正した平均気温が6 未満、平均気圧が 未満で心筋梗塞が多発しており、その頻度は平均の1.4倍という結果を得たとのことでした。



平成16年度 食品衛生講演会参加報告



副会長 森井 紀夫

日 時：平成17年2月24日（木）14：00～
場 所：鯉城会館

広島県と広島県食品添加物協会主催の標記講演会は、2月24日14時より16時過ぎまで、広島市の鯉城会館で「健康食品の安全性・有効性について」と題して（独）国立健康・栄養研究所 健康影響評価研究室室長 梅垣敬三先生（薬剤師）を講師に開催されました。

1. 「健康食品」の種類と内容

- ・「健康食品」とは？
- ・保健効果を期待させる食品の種類
- ・保健機能食品の名称、特定保健用食品
- ・特定保健用食品が創設された背景
- ・一般の人に認識されている健康食品、機能性食品と特定保健用食品の違い
- ・栄養機能食品
- ・栄養機能食品の表示に関する問題

2. 健康障害・法違反の事例

- ・ダイエット食品
- ・「雪茶」との関連が疑われる肝障害の事例
- ・アイストロキア酸の問題
- ・健康食品のアマメンバによる健康障害の発生
- ・医薬品成分を添加した健康食品の事例
- ・国によって食薬の区分が異なる

3. 安全性・有効性において考慮すべき事項

- ・医薬品の開発における安全性と有効性の試験
- ・安全性に影響する種々の因子
- ・食品は安全性が最も重要
- ・食物の形態と安全性の関連
- ・ハーブ類について
- ・野菜等加工に伴う成分の変化
- ・野菜等が関連した健康情報の誤った解釈
- ・食品成分の安全性・有効性を考えるときは体内濃度が重要
- ・科学的な方法で検討する必要性
- ・科学的な根拠のある情報・結果の解釈の問題
- ・科学論文情報の問題点

4. 利用において考慮すべき事項

- ・適切な利用方法の提供が必要
- ・安易に特殊な食品を選択するのではなく原因を除去することがより重要
- ・「健康食品」の選択に関する考え方

5. 健康食品の安全性・有効性情報ネット

- ・保健機能を期待させる食品の現状
- ・「健康食品」の現状と「健康食品安全情報ネット」
- ・「健康食品」の安全性に関する情報ネットワーク構築プロジェクト
- ・「健康食品」の安全性・有効性情報
- ・「健康食品」の安全性・有効性情報のページで重視していること
- ・選択時には商品に特有の品質が重要

6. 対策（正しい情報の普及と被害情報の把握）

- ・「健康食品」の虚偽誇大な広告の例
- ・選択・利用において留意する事項
- ・健康食品の摂取と健康障害発生の因果関係を証明するための、些細な危害情報の収集・解析と蓄積
- ・監視だけでは十分な対応はできない

最後に、「優れた『健康食品』でも、その利用目的、方法、摂取量に十分配慮しなければ、その効果を期待することはできない。また基本は、食事・運動・休養のバランスと生活リズムを重視することです」とまとめられた。

今回の講演会は、広島県地域保健対策協議会の健康食品の正しい知識の普及に関する特別委員会の委員を拝命した関係で出席しました。

講師の梅垣先生には、10月10日（広島市で開催の第38回日本薬剤師会学術大会終了後の）県民公開講座（広島市中区の県民文化センター・ホール）での講演を予定しております。

「在宅服薬管理ステーション(仮称)」設置に伴う薬局研修会

日 時：平成17年2月27日(日) 14:00～

場 所：広島県薬事衛生会館

報告

常務理事 宗 文彦



標記の日程で在宅服薬管理指導員研修会が開催されました。この研修会は平成16年度広島県薬剤師会の事業、介護保険制度への対応の中の在宅服薬管理ステーション(仮称)の設置の一環として行われました。この事業は医薬分業の推進及び社会保険制度への対応の「在宅医療の推進」事業にも関連して行われています。

森井副会長の開会のあいさつの後、本委員会委員村上先生の司会により進行しました。まず有村常務理事より「在宅服薬指導員」事業の趣旨説明が行われた後、高知県薬剤師会理事で日本薬剤師会 高齢者・介護保険等検討会委員 川添哲嗣先生による

薬剤師による在宅訪問 A to Z ~準備、実践そして請求業務まで~

医療と介護を結びつけるテクニック

~体調チェックチャートを用いて~と題してご講演いただきました。

川添先生のお話は、薬局において実践活動をなさっている事に加え、日薬で高齢者介護保険等検討会で「薬剤師による食事・排出・睡眠を通した体調チェック・フローチャート」作りに携った関係で話のポイント、また実際の在宅訪問から請求業務まで解りやすくご説明いただきました。

また当日配布された資料も、今後薬剤師が在宅において何をすべきか、また実際のアセスメント表で、医師への報告様式までもご提供いただきました。

した。私自身、在宅服薬管理指導を行ったのは、たった一度しか経験がありません。この研修会に参加した事によって、在宅医療への取り組みをもう一度見直す時期にきているのだと感じました。

第2回目の在宅服薬管理指導員研修会の予定

「在宅服薬管理指導推進モデル事業」説明会

日時：平成17年4月17日 10:00～

場所：広島県薬事衛生会館 4Fホール

この会誌が発行される時には上記研修会も開催された後になると思われますが、当研修会の目的を簡単にまとめますと、広島県薬剤師会では、県地対協在宅服薬管理指導特別委員会の検討をもとに「平成17年度在宅における服薬指導の推進のためのモデル事業」を行うことになりました。

このモデル事業に協力していただく参加薬局の在宅服薬管理指導員への、事業推進手順・アセスメント表・モニタリング表・報告様式等の説明予定。

平成17年3月23日(水)付中国新聞に広告が掲載されました(次頁広告参照)。

自宅で悩んでいませんか?薬局・薬剤師にご相談ください!「自宅でくすりの管理は大丈夫!」そんな方のために、薬局・薬剤師が自宅に訪問しご相談にお応えしています。「でも近くに相談できる薬剤師がない...」

広島県薬剤師会では、そのような方に、在宅訪問薬剤師のご紹介もしています。介護されている方々からのご相談も受け付けております。

上記文面で広報されましたが、広島県薬剤師会では在宅ステーションを立ち上げ、訪問薬剤師の連絡調整、支部地域薬局への調整等行う予定です。

この事業を成功させるためには、登録薬局だけでなく県下全薬局の協力が必要となってきます。会員の皆様のご協力よろしくお願ひします。

報告

廿日市佐伯支部 藤山 りさ

去る平成17年2月27日、在宅管理服薬ステーション設置に伴う薬剤師のための在宅服薬指導研修会に、高知県薬剤師会理事 川添先生を講師にお迎えして大変貴重なお話をうかがうことが出来ました。介護保険導入後、今まで在宅服薬の管理について患者さんの立場に立って何か出来ることをと思ってはいたものの、なかなか患者さんのご自宅を訪問する機会もなく、Drと一緒に訪問することはあっても、こちらからの一方的な説明にとどまり、服用中の薬に関して深く説明することも服用状況を確認することも難しい状況でした。

近隣のDrに在宅訪問をさせていただく機会をお願いしても、制度そのものを理解していただけず残念にも思っていました。

ところが研修会に参加して気付かされました。在宅訪問はDrからの指示を待っているだけではなく、進んで薬剤師自ら行動を起こすものだと。こちらから声をかけ積極的に動くことが必要だと痛感しました。確かに毎日の薬局内での服用指導時に気になる患者さんもいらっしゃることも事実です。とくに十数種類ものお薬が処方されている患者さんに限ってのコンプライアンスの悪さが目につき、自分には必要がないと訴える方もいらっしゃいます。在宅時にこの服用指導を行うことができれば、患者さん自身にとって本当に必要な薬だと説明することにより、コンプライアンスの向上にもつながると、その必要性を確信しました。また、服用方法のこまやかなケアの必要な患者さんに対しての工夫も川添先生のアイディアには驚かされ、患者さん本人による管理の難しさなどを勉強することができました。

これからの核家族化に伴う家庭環境における薬剤師の役割として、在宅での服薬指導の重要性を改めて考えさせられ、今後の薬剤師としての仕事の幅を広げていく大きなきっかけと思い、町かど薬局としておくすり相談を気軽にしていただける薬局作りに励みたいと思います。



薬局・薬剤師にご相談ください!

「おもろいから使えない」の管理は大事! そんな方のために、薬局・薬剤師がご自宅に訪問し、ご相談にお応えしています。 「でも、近くに相談できる薬剤師がいない...」 広島県薬剤師会では、そのような方に、在宅訪問薬剤師のご紹介もしています。 介護等されている方々からのご相談も受付ております。お気軽にお連絡ください。



社団法人 広島県薬剤師会 TEL(082)246-4317

TEL:082-246-4317 FAX:082-246-1457 <http://www.hjph.or.jp>

災害時医薬品等供給マニュアルに基づく支部担当者研修会

日 時：平成17年3月13日（日）13：00～

場 所：広島県薬事衛生会館

報告

常務理事 宗 文彦



平成16年度の事業の中での防災体制「災害時における薬剤師の派遣及び医薬品等の供給」についての研修を目的とした災害担当支部担当者向けの研修会が薬事衛生会館において開催されました。この事業は、平成17年度防災ネットワークの構築を目的としたものであります。

前田会長による開会のあいさつから始まり、増田常務理事の司会により進行しました。

第1部は、新潟県薬剤師会常務理事仲村スイ子先生による「新潟県中越大震災における新潟県薬剤師会としての対応」について、災害における生の声、活動状況についてご報告いただきました。

第2部「平成16年度集団医療救護訓練に参加して」広島大学病院薬剤部 畠井浩子先生、広島佐伯支部理事 平賀忠久先生により、トリアージについて実際にトリアージタグの見本を手にしてご説明、また実際に医師と医療チームを組んで参加した体験をご報告いただきました。

第3部は広島佐伯支部による「佐伯区三師会災害時対策規約・連絡網」について作成までの経緯を呑田敬三先生に、最後に今回実際にこのマニュアル・連絡網の立案、作成に携った広島市佐伯区医師会理事 中野豊先生に災害対策への取り組みをお話いただきました。中野先生は第2部平賀先生とチームを組んで参加された先生でもいらっしゃいます。

第4部は災害時連絡網訓練として会館内における模擬訓練として、トランシーバーを使用して災害対策本部からあらかじめ各支部へ要請、依頼した医薬品供給可能数、派遣薬剤師数を通信状況も含めて報告、それを本部集計する方法で行いました。

最後に、森井副会長に総括をご報告いただき、松下副会長の閉会の辞で研修会を終了しました。

今回の研修を終えての感想ですが、大変実のある研修会であった事、また反省点としては、内容の充実をはかるため、何もかも一度に行おうとし

た上で時間配分がうまく調整できなかった事を教訓として来年度の研修へとつなげていきたいと思います。

報告

福山支部 藤井 妙美

新潟県薬剤師会の仲村スイ子先生より、新潟県中越大地震の生々しい様子、新潟県薬剤師会やボランティア薬剤師の方々のご苦労ご活躍をお聴きし、思わず今福山に大地震が起きたらなどと考えていました。印象に残ったことは、自分自身の衣・食・住・移動手段がある人でないとボランティア活動はかえって迷惑になること、新潟県薬のホームページの掲示板が役立ったこと、コーディネーターの存在が必要である、状況に応じて考えて行動することが大切（マニュアルが使えないことがある）などです。行動内容は、支援物資の分類整理、グループで避難所に移動、アンケート用紙に記載の上薬剤交付、ということですが、寒さと余震の恐怖にふるえながらの活動、普段の道路の不通も多々あったとききます。私共のはかりしれない行為に敬意を払います。

佐伯区の取り組みについての報告のあと、昨年10月2日に広大病院で行われた医療救護訓練についてお聴きしました。混乱して設備も整わない現場で薬剤師として何ができるのだろうと、考えさせられました。そのときになってあわてないためにも、佐伯区のように地区別の連絡網や行動マニュアルを作つておいたり、携帯電話不通時に備えトランシーバーを用意されている佐伯区医師会のような取り組み、災害時用のセット処方せんを作つておく、トリアージについて知っておく（皆さんドラマの『救命救急24時』をご覧になりましたか？）など今からでもできることを準備しておかなくてはいけません。

そうしているうちに福岡での大地震、スマトラで2回目の大地震がありました。さあ、救命袋はありますか？中に水と乾パンは入っていますか？自宅にも職場にも用意しておいてください。まず、自分のことができる救護活動ですから。

「向精神薬等密売を目的とした多重受診」対策に関する検討会

上記の検討会が、平成17年3月15日（火）14:00より、広島南警察署で開催されました。事件の内容について警察から以下の資料が提供されましたので、中国新聞の記事と併せて掲載いたします。

インターネット利用による向精神薬等密売事件について

広島県警察本部生活安全部銃器薬物対策課、広島南警察署

1. 事件の概要

被疑者（40歳女と36歳男）が、携帯電話のインターネット機能を利用して、リタリン等向精神薬及び医薬品を密売するための携帯電話向けホームページを開設し、全国から客を募り密売していたもの。

二人は、公定価格の数倍から数十倍の価格を設定し、2年間で約2,000万円を売上げており、携帯電話から注文できる手軽さから、客の中には未成年の者もいた。

また、希望する客に対しては、本やインターネットからの知識を元に、その利用方法など处方せんまがいの文章を併せて送付したり、カウンセリングに応じるなどしていたことから、客の中には、主治医の指示を無視し、被疑者のアドバイスに従って向精神薬等を大量購入する者もいた。

2. 向精神薬等の仕入先について

被疑者逮捕時、自宅アパートの一室からは4万錠以上の向精神薬等が発見されているが、被疑者は、その主な入手先として、ホームページを通じた全国の患者からの薬の買い取りを供述している。

つまり、被疑者は、全国の患者等から

患者等が通院する病院から処方されたものの余った薬

患者等が買い取り価格の高い薬の入手を目的に、不正な“多重受診”や“多量処方”（販売目的で向精神薬等を入手）により入手した薬

を安価に買い取り密売していた。

3. 不正な“多重受診”や“多量処方”に対する対策について

このように、不正な“多重受診”や“多量処方”

が今回の密売事件の温床となっていることが判明したことから、平成17年3月3日付で、広島県福祉保健部長名で、薬剤師会、医師会に対し、再発防止のための留意事項に関する通知文が発出され、更に、平成17年3月15日（火）広島南警察署において、行政（県・市）社会保険事務局、医師会、薬剤師会等の関係機関・団体が参加し、合同検討会が開催された。

会議では、事件捜査を通じて判明した実態を基に、積極的な意見交換を行い、各機関・団体が抱える現状と問題点についての共通認識を持つと共に、各機関・団体が連携して、再発防止に向けた長・短期対策を検討し、実現に向け努力することで意見が一致した。

今回のような密売事件は、単に一つの“事件”ではなく、例えば、未成年者が誤った用量で向精神薬を服用するおそれがあるなど、まさに県民、国民生活の基本となる“健康”を脅かす大きな問題である。

よって、今まさに、「減らそう犯罪」県民総ぐるみの運動の一環として、

病院、薬局等の医療現場

制度・仕組みづくりを行う行政

違法行為を取り締まる司法機関

が、共通認識の下、それぞれの立場で努力し、実現できることから実践していくことが必要である。

参考メモ

~薬局（薬剤師）の皆様へ期待すること

不正な“多重受診”・“多量処方”（販売目的で向精神薬等を入手）を防止するために、次のような取組を期待します。

偽造処方せんの防止

多種多様な処方せんが持ち込まれることと

思いますが、

- 記載文字の異常（筆跡の違い、字体の違い）
- 医師印の印影（不鮮明、にじみ、カラーコピー）

等をできるだけチェックし、場合によっては医師等に直接確認するなど、偽造処方せんの発見に努めていただきたいと思います。

もし発見された場合は、最寄りの警察署又は県薬務室まで通報願います。

不正な“多重受診”・“多量処方”的防止処方せんに基づくことから、不正な“多重受診”・“多量処方”的見分けは難しいと思いませんが、

- 「おくすり手帳」の交付を勧める
- 処方せん受付時に不備、不明な点があつ

た場合は、「保険証」の提示を求める

- “他に受け取った薬がないか”等、簡単な質問をする
- 大量・頻繁な処方について、メモを残し継続的にチェックする
- 複数店舗を有する場合、店舗間で情報を共有する
- 処方せん作成病院が遠方の場合、理由を質問したり病院等へ問い合わせをする
- 場合により、行政に参考として情報提供する

等としていただき、悪意の被処方者に対して“不正行為が出来ない”と思わせる姿勢に努めていただきたいと思います。

「多重受診」防止へ連携

向精神薬密売で
県警など検討会

インターネットを介し
た向精神薬密売事件で
容疑者が向精神薬を入手
した先の一部が、短期間
で複数の医療機関を受
診する「多重受診」者
だったことを受け、県
警銃器薬物対策課や広
島南署などは十五日、
広島市南区の南署で関
係機関を招き、再発防止
のための検討会を開いた。

の向精神薬密売を検挙す
ることは難しく、薬の供
給源となつた不適切な多
重受診を防ぐ必要があ
る。再発防止へ向け連携
した対策を」と問題提起
した。県警の捜査担当者が事
件の概要や被害の実態を
説明。各機関が対応を検
討し、情報交換して不要
な多重受診を防ぐことを
決めた。

県薬剤師会の松下憲明
副会長は「単独の機関
が多重受診をつかむの
は困難。今回をきっかけ
に各機関の連携を密
にしたい」と話してい
た。



向精神薬密売事件の再発防止を目的に開いた検討会

広島県健康増進普及啓発実行委員会報告



常務理事 増田 和彦

日 時：平成17年3月17日（木）13：30～
場 所：広島県健康福祉センター 中会議室

健康日本21策定後の見直し、市町村合併が進展する中、16年度の事業報告と決算、17年度の事業計画案、規約について委員会が開催され、議決されましたので報告します。

平成16年度事業報告

基本方針

人口の急速な高齢化とともに、生活環境の変化、これに伴うライフスタイルの変化等により、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加しており、県民一人ひとりが健康寿命の延伸を目指して、積極的に健康づくりに取り組むことが求められている。

このため、広島県においては、県民が主体的に取り組める健康づくり運動を総合的に推進するための計画として「健康ひろしま21」が平成14年3月に策定された。この計画を全県的な取り組みに発展させ、県民一人ひとりの健康に対する意識の向上を図るため、9月の健康増進普及月間に中心に、構成団体が協力して「健康ひろしま21」に関する普及啓発活動を実施した。

テーマ

「栄養」「食生活」「身体活動・運動」

「たばこ対策」

事業実施状況

1 健康福祉祭への参画

2 健康ひろしま21の標語・シンボルマークの募集・決定



シンボルマーク

標語「いつも えがおで いきいきと」

- 3 広報活動の実施
新聞広告による広報活動の実施
PRグッズ等による広報活動に実施
協賛、後援等による普及啓発活動の実施
- 4 健康づくり活動事例集の作成
- 5 実行委員会等の開催

平成17年度事業計画

基本方針

16年度と同じ

事業内容

健康関係の週間・月間を中心に、それぞれの団体の特色を生かした健康づくりに関する活動及び普及啓発等を実施する。

- * 世界禁煙デー・禁煙週間 5月31日～6月6日
 - * 健康増進普及月間 9月1日～9月30日
 - * 生活習慣病予防週間 2月1日～2月7日
 - 1 健康づくり活動の実施
健康福祉祭への参加
人生はつらつ健康フェスティバルへの参加
生活習慣病に関する講演会の開催等
 - 2 広報活動の実施
健康関係の週間・月間中に、新聞広告等による普及啓発活動の実施
「わが街の掲示板（中国新聞）」への広告による普及啓発
県ホームページ等による普及啓発
協賛、後援等による普及啓発活動の実施等
 - 3 人材の育成
地域の健康づくり活動の情報提供や健康づくり活動を推進する「健やかサポーター（仮称）」の育成
 - 4 実行委員会等の開催
- 事業費**
2,300,000円（予定（16年度と同じ））

平成16年度 第2回広島県地域保健対策協議会定例理事会



副会長 森井 紀夫

日 時：平成17年3月23日（水）18：30～
場 所：広島全日空ホテル

標記の理事会は、3月23日18時30分より、広島市内のホテルで開催され、地対協会長・広島県医師会会長碓井静照先生のあいさつの後、報告事項として、

- 1) 平成16年度圏域地対協研修会について
- 2) 平成16年度各委員会等の事業実施状況について
- 3) 平成16年度一般会計並びに特別会計収支中間報告について
- 4) その他

について、それぞれ報告説明後、了承されました。
続いて、議事として、

第1号議案 平成16年度一般会計並びに特別会計収支補正予算（案）について

第2号議案 平成17年度事業計画（案）及び委員会組織（案）並びに年間行事予定について

第3号議案 平成17年度一般会計並びに特別会計収支予算（案）について

以上の3案件が提案され、それぞれ説明審議され、全て原案のとおり可決されました。

なお、平成16年度地対協に薬剤師会から委員が
出ている委員会関係では、

緩和ケア推進専門委員会

事業目的・計画

広島県緩和ケア連絡協議会と連携し、各圏域の緩和ケア地域連絡協議会との緩和ケアネットワークづくりを推進する。また県緩和ケア支援センターの有効的活用と連携を図る。

実施要領・検討項目

- ・地域における緩和ケア実施体制確立に向けた調査
- ・在宅緩和ケアの関係職種連携のあり方検討
- ・緩和ケア医療技術の向上及び普及啓発の研究
- ・緩和ケア支援センターの有効的活用と連携方策の検討

進捗状況および成果

- ・8/4、3/28
- ・地域緩和ケア支援連絡協議会事業の課題整理
- 健康食品の正しい知識の普及に関する特別委員会

事業目的・計画

- ・健康食品の市場規模が拡大しているが、薬事

法違反や利用者の健康被害の発生、また購買形態の多様化によって、被害の拡大防止が困難である。関係者、県民に正しい認識を普及啓発させる。

実施要領・検討項目

- ・いわゆる健康食品で起きている問題を整理し、共通認識をはかる
- ・医療関係者用の啓発資料作成
- ・県民公開講座
- 進捗状況および成果
- ・6/24、9/25、11/26、2/14
- ・共通認識を得るために医療関係者の研修会開催
- ・「医薬品と健康食品の相互作用等の情報案」について作成協議、印刷準備中

健康づくり専門委員会

事業目的・計画

「健康ひろしま21」および市町村が行う健康づくり事業の推進に関する評価、助言・支援等のあり方を検討

実施要領・検討項目

テーマ「たばこ」と「健康ひろしま21」の効果的、実質的な広報、普及啓発を実施、実施に取り組む。

進捗状況および成果

- ・6/4、7/16、小委員会：11/22
- ・「健康ひろしま21」を普及啓発するための広告手段を検討
- ・事例集作成、講演会講師データベース作成を検討中
- ・市町村が実施している健康づくり事業の調査を実施

また、平成17年度地対協の薬剤師会関係委員会では

緩和ケア推進専門委員会

健康食品の正しい知識の普及に関する特別委員会、等引き続き事業が行われます。

特別講演として広島大学大学院医歯薬学総合研究科 耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学教授 夜陣紘治先生が「人の聴覚について」と題して、新生児、乳幼児、老人の聴覚障害（難聴）について講演されました。

在宅服薬管理対策特別委員会報告



常務理事 宗 文彦

日 時：平成17年3月24日（木）19：00～

場 所：広島県薬事衛生会館

出席者：広島県福祉保健部薬務室 魚池
（敬称略）
広島県薬剤師会 有村、村上、宗

平成17年度広島県地域保健対策協議会のモデル事業「在宅服薬管理ステーション」と「在宅服薬管理指導員」による在宅服薬管理対応チャート及びマニュアル、受付手順、報告様式、対外広告、運用方法、研修会日程等について協議されたので以下に報告する。

1. 受付手順

有村先生、村上先生による作成案2件（在宅服薬管理対応チャート）について協議、ステーションから指導員への流れ、依頼者との連絡調整・訪問・報告書の作成までの流れ、指導員派遣不能時の対応について協議。

2. 報酬

1月1件1患者あたり5,000円程度ではどうか（初回レポート、報告書提出まで）

3. 報告様式

在宅患者・訪問薬剤管理・指導簿をアレンジ、受付日、患者名、生年月日、性別、訪問薬剤師名、服薬状況、保管状況、食事、排出、睡眠、管理指導事項の項目を盛り込み作成予定。

4. 指導員への依頼文

研修会までに作成、配布説明

5. 対外広告

3月23日中国新聞へ掲載した在宅訪問薬剤師の紹介広告「自宅で悩んでいませんか？薬局・薬剤師にご相談下さい！」に引き続き予算化スター、IDカード（写真、名前、身分証明となりえるもの）の作成

6. 支部対応

あらかじめ内諾をいただいた支部推薦薬局を紹介、ステーションから推薦薬局へ依頼、報告書提出までの流れを調整。

7. 研修会

4月17日（日）登録指導員を集めての第2回目の研修会を予定、初回レポート（アセスメント表）薬局用マニュアルを作成検討

8. まちかど相談との連携

継続して行う。薬局用ステッカー（H17年度モデル事業在宅服薬管理指導薬局）の作成

新潟県中越地震義援金について

新潟県中越地震の災害義援金については、会員皆様から温かいご協力を賜り衷心から感謝申し上げます。

会誌1月号（No.195）にて、中国新聞社会事業団へ寄託の状況をご報告いたしましたが、その後に届きました義援金を日本赤十字社本社新潟県中越地震災害義援金の方へ次のとおり寄託いたしましたのでご報告いたします。

記

平成16年12月27日	43,465円
平成17年4月11日	5,687円

平成16年度 社会保険指導者研修会・医薬分業指導者協議会・ 全国医薬分業担当者会議



常務理事 野村 祐仁

毎年3月に開催される上記3つの会議に、今回は若手（？）が行って来いということで、初めて田口県薬常務理事と私が参加し、前田県薬会長も日薬の理事として参加されました。

平成16年度 社会保険指導者研修会

日時：平成17年3月25日（金）10：00～
場所：中央合同庁舎第5号館（厚生労働省）講堂

- （1）最近の保険行政の動向について
- （2）平成16年度社会保険診療報酬等の改定及び
最近の動向について
- （3）平成16年度における指導監査の結果について

診療報酬体制については、

- 医療技術の適正な評価
- 医療機関の機能等を適切に反映した総合的な評価
- 患者の視点の重視等の基本的な考え方について
立って見直しを進める

旨の説明がありました。薬局においては医薬品の適正使用の観点から、情報提供や患者の服薬管理の適正な推進等保険薬局の役割を踏まえた評価を進めることとなります。

また、平成16年度における指導監査の結果はこの報告の最後に掲載します。

平成16年度 医薬分業指導者協議会

日時：平成17年3月25日（金）13：00～
場所：中央合同庁舎第5号館（厚生労働省）講堂
議題：医薬分業の進展と今後の薬剤師について

- 【1】医薬分業の推進施策について
 - （1）薬局機能評価の検討結果及び今後の展開
平成14～15年度薬局機能評価検討事業結果について

平成16～18年度薬局機能評価制度導入整備事業について

- （2）かかりつけ薬局としての取組みについて
伊奈オリーブ薬局
長野薬局

- （3）日本薬剤師会の課題と取組みについて

【2】薬学教育6年制について

- （1）薬学教育6年制をめぐる動きについて
- （2）薬学教育6年制時代を迎えて医薬分業はどうあるべきか？

- （3）実務実習の充実について

- 実務実習指導薬剤師の養成について
薬局実習について
病院実習について

【3】薬剤師に対する期待と厚生労働省の今後の施策

薬局機能評価制度導入整備事業について、これまでの経過及びこれからの展開について説明がありました。

薬学教育6年制については、制度見直しのポイントとして学校教育法の改正（文部科学省）、薬剤師法の改正（厚生労働省）について説明がありました。

6年制の導入に伴い薬局実務実習が約2.5ヶ月となり、約7,000名の「認定実務実習指導薬剤師」を養成し認定しておく必要があること。また、認定実務実習指導薬剤師の要件についての説明等がありました。

学生実務実習の受け入れ、認定実務実習指導薬剤師への志願、卒後研修の受け入れについて今後とも会員のみなさんのご協力をお願いすることになります。

薬剤師に対する期待として、
十分な服薬指導
医療関係者とのコミュニケーション
薬物治療計画への貢献
安全対策（薬歴管理／薬剤管理）
患者自己負担への配慮
問題発見 解決 学会等への発表
等の医療の担い手としての責任感＝研鑽努力が挙げられ、副作用報告も積極的に行って欲しい要望も挙がっていました。
平成17年度は診療報酬等の大きな改正もなく、異例の質疑が一つもせず1日目は終了しました。

平成16年度 医薬分業担当者会議 薬剤師業務の向上を目指して

日時：平成17年3月26日（土）10：00～
場所：ホテルはあといん乃木坂 フルールの間

- （1）薬局・薬剤師を巡る最近の動向について
薬学教育6年制決定後の動き（日薬誌H17.3月号P5参照）
平成17年度医薬分業推進関係予算案の概要
規制改革について
2004年度版「消費者に対する今後の薬局・薬剤師の行動計画（「行動計画2004」）」（<http://www.nichiyaku.or.jp/contents/kiseikanwa/n040916.html>）や、消費者アンケート調査等、これまでの報告と、これからも継続して対応していく旨の話がありました。
国民・患者から寄せられた意見・苦情など（平成16年度）の資料掲載もあり、<http://www.nichiyaku.or.jp/member/minfo05/n050406.pdf>で閲覧できます。
- （2）個人情報保護法完全施行への対応について
「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」は日薬誌H17.2月号P47に掲載されております。
また、個人情報保護法の施行に係る薬局向けQ & Aについては<http://www.nichiyaku.or.jp/member/kojin/default.html>で閲覧できます。

（3）薬局機能評価制度導入整備事業の実施について

これまでの事業報告とこれから展開方法についての話があり、引き続き会員皆さんのご協力をよろしくお願ひいたします。

（4）調剤事故防止関連事業について

インシデント事例の収集・分析結果より調剤経験年数1～3年の者がミスを起こす傾向が高いことが明らかになっており、「新任薬剤師のための調剤事故防止テキスト」を作成したことなどの報告がありました。

（5）介護保険法の改正について

健康介護まちかど相談薬局事業を含む法改正の主な内容の説明がありました。

（6）協議

最後に「薬剤師業務の向上のために何をすべきか」をテーマに協議が行われ活発な意見交換があり、二日間の日程を終了しました。

**平成16年度特定共同指導等における主な指摘事項
医科・特定共同指導（薬剤部における指摘事項）**

1. 院内感染防止対策（院内感染防止対策委員会に薬剤部門の責任者が含まれるため）

院内感染防止対策委員会のメンバーに院長、看護部長が入っていない

院内感染防止対策委員会の設置はされているが月1回程度定期的に開催されていない

院内感染防止対策について、病棟における手指消毒など、院内感染対策に係る周知、励行について、病院管理者はじめ病院全職員及び患者のほか、面会者に対してポスター、お知らせ等で充実を図ること

各病室の入口に消毒液を設置しているが、院内感染防止対策の趣旨を理解し、職員及び患者の家族、面会者など職員以外についても、病室に入る際には手指消毒を徹底すること

各病室に水道または消毒液を設置しているが、空の容器が散見される

汚染された寝具が、医療機材庫に置かれており、衛生管理上不適切である。院内感染防止対策の趣旨を理解し、清潔、不潔の区分を明確にすること

「感染情報レポート」が週1回程度作成されていないので、作成すること

2. 特定薬剤治療管理料

薬剤の血中濃度、治療計画の要点を診療録に記載していない
算定要件を満たしていない患者で算定している

3. 薬剤管理指導料

薬剤管理指導料を算定するにあたっての算定要件を十分に理解するとともに、薬剤管理指導記録及び薬剤管理指導業務のあり方を根本的に改めること

薬学的管理の立場から患者管理及び指導を行うに当たり、担当薬剤師による患者の基礎情報収集、処方内容の情報収集及び整理が不十分である。薬物療法において、有効性及び安全性の両面から、管理・指導を行うには、当該情報の収集及び整理が非常に重要であることを再認識すること

医師の同意を得るための連絡及び確認体制を改善すること

薬剤管理指導記録に必要事項の記載が不十分である

- ・投与・注射歴の記載がない
- ・副作用歴、アレルギー歴等の基本情報の記載がない
- ・指導を行った薬剤師の署名又は捺印がない

記録内容が、薬の服用方法・処方の変更・服薬に関する注意事項等に限定されており、薬学的管理に係る事項の記録が不十分である
薬学的管理の立場からの分析・検討が不十分である

薬剤管理指導を行った結果、担当薬剤師は必要に応じ、その要点を文書で医師（主治医）に提供すること。さらに、提供及び情報を共有出来る体制を検討すること

当該患者に投薬された医薬品について、担当薬剤師が医薬品緊急安全性情報等を知ったときは、主治医に対して速やかに文書で情報提供を行うこと

医薬品緊急安全性情報等の文書保存と速やかな提供方法について、体制を整備すること
記録の書式、保管方法を改善すること。さらに、中央病歴管理室も薬剤管理指導記録の保管状況を把握すること

電子媒体のみで記録を保存する場合におい

て、真正性を確保できない場合は、紙媒体を用いて保存すること

電子システムにあっては、薬剤管理指導料の算定要件を意識した仕様に早急に改めることその他

- ・判読困難な記録がある
- ・修正液、塗りつぶし及び上書きにより訂正している
- ・鉛筆による記載がある
- ・薬剤管理指導の実施日と異なる日付で算定している
- ・算定する日の間隔が6日以上となっている
- ・算定にあたり、薬剤部と請求部門の連絡を密にすること

3-1. 退院時服薬指導加算

退院時服薬指導加算を算定する場合においては、薬剤管理指導料の算定において、患者の基礎的情報の収集と薬学的管理の立場からの評価、確認を十分に行うこと

薬剤管理指導における管理及び指導が不十分な患者に対して算定している

一度の指導で薬剤管理指導料と退院時服薬指導加算を同時に算定している例があるが、薬剤管理指導料の算定要件を満たしていない
算定要件を満たしていない

- ・入院中における指導内容、薬剤情報、退院後の外来診療に基づく投薬又は保険薬局での調剤に必要な情報について、患者に文書で提供していない
- ・患者に提供した文書の写しを薬剤管理指導記録に添付していない
- ・患者に提供した文書（入院中における指導内容の記載と薬剤情報）の内容が、薬剤管理指導記録と異なる
- ・退院していない患者を算定している

3-2. 麻薬管理指導加算

薬剤管理指導における管理及び指導が不十分な患者に対して算定している

算定要件を満たしていない

- ・麻薬の服薬状況、疼痛緩和の状況等麻薬に係る薬学的管理内容の記載が不十分である
- ・麻薬に係る患者への指導及び患者からの相談事項が不十分である

- ・その他麻薬に係る事項が不十分である
麻薬管理指導加算を退院時服薬指導加算として算定している
- 4. 薬剤情報提供料
算定するにあたり、処方の都度、主治医が提供の必要性を判断すること
提供した文書に、用法・副作用・相互作用に関する情報がない、もしくは不十分な例がある
複数の効能又は効果を有する薬剤について、個々の患者の病状に応じた情報を提供していない
薬剤情報を提供した旨を診療録に記載していない
その他
 - ・薬剤情報の内容を精査すること
 - ・オーダリングシステム上、常時「提供する」になっているので、提供の有無について選択できるよう検討すること
- 5. 投薬
院外処方せん及び院内外来処方せんで、投与期間に上限が設けられている医薬品であるにもかかわらず、1回につき定められた日数分以上投与している例（いわゆる倍量処方）がある（向精神薬、ロヒプノール、ハルシオン、マイスリー、ユーロジン、サイレース、レンドルミン等）
オーダリングシステムにおいて、用法外使用、禁忌投与及び過量投与についての警告表示機能が不十分なので改善すること
院外処方せんの取扱いが不適切である
 - ・処方せんを発行する際に、処方医自身が処方せんに押印していない
 - ・「医師の指示通り」については具体的な指示に改めること
 - ・処方中に不適切な文言が認められるので改めること（「倍量処方」、「糖」）
 - ・いわゆる倍量処方と疑われる処方内容がある
 - ・14日を越えて投与できない新医薬品を、いわゆる倍量処方として投与している
- 6. 請求事務等に係る事項
使用した薬剤を適切な区分で請求していない
 - ・エスパー皮下用2400は手術で算定すること
- その他
 - ・包括評価において、包括されるべき薬剤を出来高で算定している
 - ・院外処方せんの交付に際し、患者誘導と思われる掲示及び特定の保険薬局（門前薬局）の地図を指示している
 - ・院外処方せんを受入れる薬局の情報について、薬剤師会会員の薬局のみならず、非会員の薬局の情報も提供できる体制を整備すること
 - ・院外処方せんの交付を行っている患者に老人薬剤情報提供料を算定している
- 7. 特定療養費（医薬品の治験）
治験実施期間中に行われた、検査・画像診断を請求している
治験実施期間中に、治験薬の予定されている効能又は効果を有する医薬品を請求している「治験実施期間」の理解が誤っている
請求部門と治験管理部門の密な連携を図ること
レセプトに添付する治験概要の治験実施期間の記載が誤っている
レセプトへの記載が要件どおりに行われていない（薬治、および検査画像診断の実施日の記載がない）

薬局・特定共同指導／共同指導

- 1. 事務的事項
 - (1) 届出事項
届出事項に変更があった場合は、その都度速やかに地方社会保険事務局長あてに変更・異動届を提出すること。
保険薬剤師の異動
保険薬剤師の変更（非常勤 常勤）
開設者の変更（異動）
保険薬剤師の氏名の変更
開局時間、休日の変更
 - (2) 掲示事項
保険薬局の掲示事項に関して、次の掲示がされていないので早急に改善すること。
「保険薬局」の文字の掲示
保険薬局の掲示事項に関して、患者から見やすい位置に掲示するよう検討すること
・薬剤服用歴管理・指導料

- ・基準調剤加算1
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導料
 - 開局時間に関する事項
 - ・届出と異なる開局時間の掲示がされて いる
 - 保険医療機関内に設置している FAX の利 用を勧める掲示があったが、誘導ととられ かねないので表現を工夫すること
 - (3) 一部負担金
 - 一部負担金の徴収に次のような問題が認め られたので早急に改善すること。
 - 一部負担金を徴収していない
 - 一部負担金の計算誤り、徴収誤りがある
 - (4) 薬局の管理等
 - 薬局の管理等に次のような問題が認められ たので早急に改善すること。
 - 管理薬剤師が開設者に保健衛生上支障を生 ずるおそれがないよう必要な意見を述べる ことを怠っている
 - 開設者は管理薬剤師の意見を十分に尊重す ること
 - (5) 保険薬局の運営
 - 保険薬局の運営に次のような問題が認められ たので改善すること。
 - 薬剤師の資格を有しないものが調剤してい る場合がある（計数調剤）ので、調剤の流 れを整備すること
 - 薬剤師以外のものが処方せんのチェックを 行っている疑いがあるので、処方せんにお ける処方欄の薬学的確認は薬剤師が行う こと
 - 勤務表上出勤となっていない薬剤師が調 剤・指導等を行っていた日が確認されたの で、事実関係を早急に確認の上、文書にて 社会保険事務局に報告すること
 - (6) 保険薬局の独立性
 - 保険薬局の独立性に関し「保険薬局及び保 險薬剤師療養担当規則（薬担規則）」第2条の 3の規定等に違反していると疑われる例が認 められるので、早急に改善を図ること。
 - 構造面
 - 保険医療機関と、駐車場が共有されている 保険医療機関から保険薬局へいわゆる公道 を通らずに行き来できる（フェンスの区切 りが不十分である）
 - 機能面
 - 患者の誘導が行われている
 - 特定の保険医療機関に調剤済の薬剤を運 び、薬剤服用歴管理・指導を行っている
 - 特定の保険医療機関へ医薬品の譲渡が慣例 として行われている
 - 約束処方、略名が認められる
 - (7) その他
 - 支払基金からの増減点連絡票の内容を、以 後の調剤に反映すること
 - 日計表について、患者毎の内訳を出力、点 檢又は把握をしていない
 - 資格関係の返戻が認められることから、処 方せんまたは被保険者証により確認に努め ること
2. 調剤と調剤技術料
- (1) 処方せんの受付
 - 処方せんの受付に次のような問題が認めら れた。
 - 患者又はその直接の看護人以外のものが持 参した処方せんに基づき調剤を行っている
 - 調剤した薬剤の宅配方法に問題が認められ た（FAXによる処方せんに基づき調剤して、 保険医療機関にいる患者に配達している）
 - 保険薬剤師が、FAXによって電送された ものと患者が持参した処方せん原本が同一 であることを確認せず調剤して投薬して いる
 - (2) 不備な処方せん
 - 受付た処方せんに、不備があるにもかかわ らずそのまま調剤している例が認められた。
 - 処方せんの受付にあたっては不備な点がない かどうか必ず確認するとともに、必要に応じて 積極的に処方医等に連絡・確認を行うこと。
 - 処方医の記名押印又は署名がないもの
 - 処方医の署名が判読できないもの
 - 医薬品の規格単位等が示されていないもの（漢方薬の会社名）
 - 用法・用量の指示等の記載が不完全である もの（アイビナール、ザジテン点眼液、ヒ ルドイド、キンダベート軟膏、パルミコー ト、メブチンエアー、ベナパスタ、ラキソ ベロン、イソジンガーグル、インタール

入液、フルタ依ドエアー、イドメシンコーワ、ベンフィルN・30R、ナバゲルンローション、フルナーゼ、フルメトロン、レスタミンコーワ、サルタノールインヘラー、ヒアレイン、マイティア、モーラス、デスモブレシン点鼻液、クロマイP軟膏、グロウジェクトBC、ノボリン30R、MS冷シップ、リンデロンVG軟膏、プロスタンディン軟膏、ヘルニアS、ボルタレンゲル)約束処方、略号等による処方が行われているもの(ファンギゾン含嗽水、ツムラ-9、P-cold、オイラックスメントール、レスタミンメントール)

訂正の経緯が明らかでないもの(錠剤の変更が不明である)

意味不明な指示のまま調剤しているもの(アサ後、ユウ後、ス、ネ)

(3) 処方内容に対する連絡・確認

薬学的に問題が疑われるにもかかわらず、処方医への疑義照会が行われていない次のような例が認められた。疑わしい点がある場合には処方医に積極的に疑義照会を行い、疑義照会した内容と処方医の返答内容についてはその要点を調剤録等に必ず記録すること。

薬事法による承認内容と異なる用法・用量で処方されているもの(ナウゼリン、アダラートCR・L、テオドール、テオロング、ユニフィル、アイトロール、フランドル、デパケンR、セレニカR、エパデール、漢方薬、リポバス、ロレルコ、ローコール、リピトール、MSコンチン、カルデナリン、レニペース、アマリール、ノルバスク、アムロジン、セロケン、ユベラN、アルファロール、アレビアチン、カリクレイン、コレバイン、クレメジン、アロシトール、ベプシド、サイトテック、ジルテック、キネダック、ベイスン、グルコバイ、ファスティック、ペリシッド、ザジテン、アルロイドG、シングレア、バップフォー、バファリン、ワーファリン、バイアスピリン、ミカルディス、プロプレス、ガスター、バルミコート、ディオバン、アレロック、タケプロン、オメプラール、ソロン、リスパダール、テグレトール、イトリゾール、ヘ

ルベッサー、カルタン、サンリズム、パンスボリンT、アイビーディ、リマクタン、タンボコール、クラビット、ガスポート)薬事法による承認内容と異なる適応症への使用が疑われるもの(炭カル鉢、沈降炭酸カルシウム、イノリン、ゾビラックス眼軟膏、D-ソルビトール、コルヒチン、クラリス、ビオフェルミンR、ラックビーR、レベフェン、乳酸カルシウム、レベニン)過量投与されているもの、または疑われるもの(高齢者にハルシオン錠0.25mg、ノルバスク)

重複投薬・不必要と思われる多剤併用が認められるもの(レンドルミンとマイスリー、アローゼンとチネラック、アモバンとロヒプノールとレンドルミン、オメプラールとランサップ)

禁忌例への使用が薬剤の処方内容より疑われるもの(消化性潰瘍の患者にロキソニン・ボルタレン・ポンタール・バイアスピリン・ワーファリン)(前立腺肥大の患者にルジオミール・カフコデN・ゼスラン・ポララミン・トランコロン)(うっ血性心不全の患者にプレタール・テノーミン・リスモダン・ワソラン・メインテート・サンリズム・ヘルベッサー)(虚血性心疾患の患者にエシドライ・カドラール)(緑内障の患者にメイラックス)(透析の患者にアルサルミン)(腎障害の患者にユリノーム)(肝障害の患者にウロリープ・小柴胡湯)(アスピリン喘息の患者にモーラス)

相互作用(併用禁忌)があるもの(アスピリンシロップとアクディームシロップ)

投与期間の上限が設けられている医薬品がその上限を超えて投薬されているもの(いわゆる倍量処方)(ハルシオン、ワイパックス、レンドルミン、グッドミン、ユーロジン、ロヒプノール、マイスリー)

漫然と長期に渡り処方されている医薬品があるもの(サアミオン・セロクラールの12週を越える投与)(ゾビラックスの5日間を越える投与)(ガスマチン、メチコバール)投与日数が重複していると疑われるもの(28日分処方した後、14日後に前回と同じ

- 内容の処方せんが発行されている)
- (4) 調剤内容
受付た処方せんを見ずに、薬歴に基づき調剤の一部を行っているため、早急に改善すること
- (5) 処方変更
薬剤の変更・追加、用法・用量の変更について処方医の同意を得ていない
処方の変更や訂正の経緯を処方せん、調剤録および薬剤服用歴管理・指導記録に記載されていない
処方せんを再発行している疑いがある
- (6) 調剤済みの処方せん
調剤済みとなった場合に(又は調剤済とならなかった場合)に処方せんに記載すべき事項の一部が記載されていない
・調剤済みの旨
・調剤年月日
・保険薬局の名称及び所在地
・保険薬剤師の記名押印又は署名
管理薬剤師・開設者が代表して記名・押印又は署名を行っている
- (7) 調剤録の記載
調剤録に必要な事項が記載されていない
・調剤した薬剤師の氏名
・処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合の変更の内容及び医師等に疑わしい点を確かめた場合の回答の内容
・用量、既調剤量、使用期間
調剤した薬剤師の氏名の記録を代表者が一括して行っている
調剤した薬剤師の氏名が、2名記入されているため責任の所在が不明である
訂正の方法が適切でない(訂正是訂正事項を塗りつぶすことなく、訂正事項が事後に明確であるように行うこと)
・二本線で抹消し押印すること
・修正液の使用
・上から紙の貼付
処方せんの裏面を調剤録として使用する場合はのり付けを行うこと
- (8) 調剤録の電子保存
電子媒体のみを用いて保存されているが、記録されている情報につき真正性・見読性・保存性が確保されているとはいがたい
書面にて保存するとともに、早急にシステムの改善を図ること
「診療録等の電子媒体による保存について(平11.4.22健政発第517号・医薬発第587号・保発第82号)」の通知を十分に理解し、今後の業務に反映させること
- (9) 処方せんおよび調剤録の保存
処方せんおよび調剤録はその完結の日から3年間、当該薬局に保存すること
- (10) 調剤技術料
調剤技術料の請求に不適切な例が認められた。調剤技術料の算定要件を十分に理解し適切に請求すること。
調剤基本料の区分が不適切である
・(a) (a)
調剤料の算定が誤っている(頓服 内服薬)
一包化薬の算定が誤っている
・治療上の必要性が乏しいと思われる患者において算定している
・錠剤と散剤が同時に処方されている場合に、錠剤と散剤を一包化していない(錠剤と散剤を別包とする理由が、服薬における安全性の確保の観点等ではない)
・服用時点の異なる2種類以上の内服用固形剤が処方されていない
・薬剤師が一包化の必要性を認めた場合に必要な事項が調剤録等に記載されていない(一包化の理由)
・吸湿性が疑われるものを一包化している
・不適切な一包化がある(口腔内崩壊錠)
・嚥下困難者用製剤加算との重複算定をしている
・一包化薬と別に調剤料を算定している
基準調剤加算の算定が誤っている
・緊急時等の開局時間以外の時間における調剤に対応できる体制が整備されていない
・調剤従事者等の資質向上を図るため研修会の実施・出席を積極的に行っていない。また、実施計画書が作成されていない
・医薬品緊急安全性情報、医薬品等安全性情報等を隨時提供できるよう、情報の整備が不適切である

理を行っていない。また、情報収集に積極性がない

自家製剤加算の算定が誤っている

- ・計量混合加算として算定すべき
- ・割線がない錠剤を半錠にして算定している

計量混合調剤加算の算定が誤っている

- ・算定対象の処方内容ではない（乳糖の賦形）
- ・分包品を使用している

3. 患者指導

（1）薬剤服用歴管理・指導料（薬歴簿）

薬剤服用歴管理・指導料の算定に当たり次のような問題が認められたので、早急に改善すること。

処方内容の十分なチェックや患者への充実した薬剤服用歴管理・指導を行うために、薬剤服用歴管理・指導記録を、処方せん受付から調剤、監査、服薬指導、投薬の各時点において活用すること

記録内容

患者情報の記録が不十分、不適切である（具体性に欠ける）

- ・アレルギー歴・副作用歴

調剤についての記録が適切に行われていない

- ・処方内容に関する照会の要点等

その他（全般的に以下の情報収集が不十分）

- ・患者又はその家族等からの相談事項の要点

- ・服薬状況

- ・患者の服薬中の体調の変化

- ・併用薬（OTCを含む）の情報

- ・合併症の情報（既往歴）

- ・他科受診の有無

- ・副作用が疑われる症状の有無

記録方法及び書式

薬剤師でないものが、事前に指導の記録を行っている例が認められた。薬剤師が実際に指導を行った上で算定することとし、指導の記録も薬剤師が実際に行った行為について薬剤師が行うこと

実際に指導を行った薬剤師の氏名を記載すること

活用できる薬剤服用歴管理・指導記録を作成するためにその書式、作成方法に工夫すること

原本を特定すること

何時、誰が聴取し記録したのかが不明でかつ時系列に記録されていない

継続的薬剤服用歴管理・指導において新たな患者情報の収集があった際には特記事項として薬剤服用歴管理・指導記録の表紙に追記すること

チェックの記入方法が不適切である

薬剤服用歴管理・指導記録への記録方法が適切に行われていない

- ・判読不可能である

- ・鉛筆で記載

- ・指導の内容が記号化（do等）

- ・メモ等を付箋で貼りつけている

訂正の方法が適切でない（訂正は訂正事項を塗りつぶすことなく、訂正事項が事後に明確であるように行うこと）

- ・二本線で抹消すること

- ・修正液の使用

- ・塗りつぶし

- ・文字の上書き

- ・紙の上貼り

管理

同一患者についての全ての記録が必要に応じて直ちに参照できる保存・管理体制になっていない

電子媒体のみを用いて保存されているが、記録されている情報につき真正性・見読性・保存性が確保されているとはいがたい。書面にて保存するとともに、早急にシステムの改善を図ること。また、過去の紙媒体の指導記録も参考にすること

その他

現地視察において、患者に対する実際の指導等を確認したところ、電子媒体保存の過去の指導記録画面を確認せず、指導を行っていた

機械的に一律算定されている（自動算定）

（2）特別指導加算

特別指導加算の算定において次のような問題が認められた。特別指導加算の算定に当

たっては、薬剤服用歴管理・指導における患者の基礎的情報の収集・整理が十分になされている必要があり、さらに当該情報を材料とした薬学的立場からの分析・検討が不可欠である点に注意すること。

収集した患者情報をもとに分析・検討を行った結果の記録がない

指導事項の具体的な内容（指導の要点）の記録が不十分である（具体性に欠ける）

患者情報を材料として、薬剤師が薬学的知識に基づき分析を行い薬剤の適正使用のための指導を行っていない

患者指導において、薬学的な知識が生かされていない

現地視察において、患者に適切な説明がなされていないものがあった

指導内容が少なくとも1月に1回、過去の薬剤服用歴の記録を参考に見直されていない（見直された記録が明確でない）

機械的に一律算定されている（自動算定）

（3）麻薬管理指導加算

指導の要点が、薬剤服用歴管理・指導記録に記載されていない

（4）薬剤情報提供料

薬剤情報提供に次のような問題が認められたので、算定要件を十分に理解し適切に行うこと。

手帳に下記事項を記録する欄がない

- ・連絡先等
- ・患者のアレルギー歴、副作用歴等
- ・患者の主な既往歴等

文書に下記事項が記録されていない

- ・形状（色、剤型等）
- ・一日用量
- ・副作用
- ・相互作用

文書に処方されたすべての薬剤について情報提供をしていない

情報提供の内容が適切でない（抗悪性腫瘍剤、複数の異なる薬効を有する薬剤）

一部の情報提供を付箋で行っている

情報提供の必要性の有無を考慮していない

（手帳を忘れた場合の対応について、適切に対応すること。薬剤名を印字したシール

を渡すのみでは算定不可である）

薬剤情報提供料2の算定につき、処方の変更がなされていないにもかかわらず、1月に2回以上算定されている

機械的に一律算定されている（自動算定）

（5）長期投薬情報提供料1

長期投薬情報提供料1に次のような問題が認められた。

患者又はその家族等の同意を文書により得ていない

同意文書が保存されていない

服薬期間中に知り得た新たな重要な情報を提供していない（パナルジン等）

（6）在宅患者訪問薬剤管理指導

在宅患者訪問薬剤管理指導の指導内容に次のような問題が認められたので、算定要件を十分に理解し適切に行うこと。

医師の指示がないにもかかわらず算定されている疑いがあるので、早急に改善すること

4. 調剤報酬の請求

（1）明細書の記載方法

調剤報酬明細書の記載方法に誤りが認められたので、記載要領を十分に理解すること。

処方せんの用法・用量と異なる内容を記載している

剤数の扱いに誤りがある

（2）その他

保険薬剤師は、必ず処方せん、調剤録、レセプトとの突合チェックを十分に行うこと 健康保険法をはじめとする薬剤師法、薬事法、医療法等関係法令に関する理解が不十分である

広島県薬剤師会薬局実務実習指導薬剤師講習会報告

日 時：平成17年3月27日（日）10：00～
場 所：福山大学

「講習会に参加して」

府中支部 内海 美保



今回研修に参加して率直に感じたこと、それは「今の私のレベルでは学生さんに笑われてしまう。そして国を挙げて薬剤師のレベルをアップさせようとする動きに、うかうかしていると取り残されてしまう」という危機感です。

私が勤めている薬局では日曜日に福山大学の院生がバイトに来てくれています。これまで何人かの院生が入れ替わり来てくれましたが、どの院生も礼儀正しく、仕事が的確でそのレベルの高さに驚かされます。患者さんへの投薬も、親切で安心して聞いていられます。たまたま良い院生に当たったのか？それとも先生方の指導が良いのか？院生の話を聞いていると、どうも私たちが学生だった頃とは違い実践に即した授業をしていると、先生方の指導がとても熱心なものだということが分かりました。

少し話がそれますが、この春高校生になる娘が塾の先生に進路の希望を聞かれ、自信満々に薬学部と答えますと、「今薬学部の人気は高く、偏差値が非常に高くなっています。今年も薬学部を目指していた人の多くが進路を変えました。薬学部が無理なので歯学部に変える、そういう状況です。頑張れますか？」



今の薬学生でさえ高度だと思うのに、その後にもっとレベルの高い学生が生まれようとしています。今回、薬学生の薬局実務実習を受け入れる指導薬剤師講習会を福山大学の先生方が中心となって行われ「こういう事を学生に研修させて欲しい」と講義を受けましたが、その裏には「これからレベルの高い薬剤師が生まれますよ。今薬剤師として働いている先生方もそれに合わせてレベルを上げてくださいよ」と言われたように思います。

今回の研修内容、いただいた三冊のテキスト、日々の仕事にも大いに参考にさせていただき、早速会社全体のレベル向上のツールとして使わせていただきたいと思います。そして私も今の立場に胡坐をかくことなく、じっくり勉強したいと思います。

「遠い道のり」

福山支部 川崎 清美



福山大学で3月27日に行われた薬局実務実習に関する講習会に参加した。数名のグループ毎にテーマを割りあてられワークショップを行った。

Dグループに与えられたテーマは、
薬局カウンターで一般用医薬品を学ぶ。
地域で活躍する薬剤師について学ぶ。
(例えば、かかりつけ薬局・薬剤師、在宅医療、医療福祉活動、学校薬剤師、街の科学者としての役わりなど)

以上の到達目標毎に、その学習方法・場所・時間配分を考えてゆく作業であった。

個人的な話になるが、私は、調剤主体の薬局と一般薬主体の量販店に勤務したのち、個人で薬局を開設し、いわゆる相談薬局を目標に薬局製剤の販売、健康食品の販売も行った。広域病院の院外処方せん発行を機に、ひとり薬剤師薬局の限界を感じ、閉店、現在の会社に勤務することになっ

た。この間に、ケアマネの資格も取り、介護保険の認定調査員も経験した。

今回のテーマは、これまでの経験から私には考え易い内容であると、初めはそう思った。

しかし、すぐにそれは思い違いであったことがわかる。自分が理解していること、実習生にそれを体験・理解させることには、大きな隔たりがあるからだ。

イメージできないことの中に、現代の薬学生の学習内容がある。今さら薬学部に入り直す必要はないけれど、大学側からの情報は欠かせない。

また、巾広いテーマを話として聞かせるのではなく実際に体験させるためには、ひとつの薬局では不可能と思う。地域単位での連携が必要となるだろう。

来年度入学する6年制の学生が実習を始めるまでに準備し調整すべきことが、まだ多くありそうだ。今回の研修で、それが軌道に乗るまでの道のりがいかに遠いのか、少しだけわかった気がする。

できる限りの協力を惜しむまい。

「遠い道のり」の先に開ける未来を楽しみに待ちたいものだ。



指先にボリューム
RiUP
Lady
リッププレディ

〈効能・効果〉壮年性脱毛症における発毛、育毛及び脱毛(抜け毛)の進行予防。
〈用法・用量〉成人女性(20歳以上)が1日2回・1回1mLを頭皮に塗布する。[医薬品]
○使用上の注意をよくお読みになり、用法・用量を守って正しくお使いください。
○薬局・薬店店頭に「セルフチェックシート」をご用意しておりますので、購入される前にご自分の症状に適しているかどうかをお確かめください。本品についてのお問い合わせは、大正製薬株式会社リッププレディコールセンター【電話(03)3985-1212 受付時間 8:30~17:00(土、日、祝日を除く) <http://www.taisho.co.jp/riuplady>



注目したのは
「頭髪密度」。

「薬局業務運営ガイドライン」についての打合会 アンケートの集計結果



副会長 松下 憲明

広島県薬剤師会では、「薬局業務運営ガイドライン」(管理記録簿に掲載)の見直しを検討しています。

検討事項等につきまして、広島県福祉保健部薬務室(薬事グループ)と協議を重ねています。

1. 休日・夜間の対応について(調剤・OTC)

- a . 休日・夜間の連絡先の表示をしていますか
 - ・はい.....450
 - ・いいえ.....599
- b . 「a」で「はい」と答えた方、下記のいずれかの
ものですか
 - ・県薬で作成したもの.....440
 - ・支部で作成したもの57
 - ・独自で作成したもの.....465
- c . 実際に対応したことがありますか
 - ・ある.....493
 - ・いいえ.....732
- d . 「c」の対応について、「ある」と答えた方、
どのように対応しましたか
 - ・患者に納得のいく対応ができた...409
 - ・後日対応となった74
 - ・近隣の薬局を紹介した14
 - ・その他37

2. 訪問薬剤管理指導について(配達のみを除く)

- a . 患家を訪問して服薬指導をしたことが
ありますか
 - ・ある.....362
 - ・ない1033
- b . 「a」で「ある」と答えた方、次のどれですか
(複数可)
 - ・患者の希望があったから.....158
 - ・家族やヘルパー等の希望が
 あったから84
 - ・薬局側の考えに基づいて99
 - ・医師からの指示があったから.....196

昨年11月に、アンケート調査を会員薬局の管理薬剤師の方にお願いいたしました。

今後の検討課題が山積ですが、アンケート結果の一部をご報告いたします。

c . 「a」で「ない」と答えた方、次のどれですか (複数可)

- ・訪問することが不可能だから.....300
 - { 一人薬剤師だから176
 - 時間的に無理である.....135
 - その他59
- ・患者からの要望もないし、
 医師からの指示もないから.....724

3. 薬剤師と他者(非薬剤師)との区別について

- a . 区別の出来る対応をしていますか
 - ・している1252
 - ・していない.....145
- b . 「a」で「している」と答えた方、どのように
していますか
 - ・ネームプレート着用1182
 - ・制服で区別して.....270
- c . 「a」で「していない」と答えた方、それは
なぜですか
 - ・薬剤師が一人なので
 区別の必要がない71
 - ・地域の人に薬剤師は誰か
 分かっているから54
 - ・その他24

4. 同じ薬剤師が同一患者に対応していますか

- ・おおむね対応している.....937
- ・対応していない.....445
 - { その必要はないと思っている ...184
 - 忙しいから.....164



薬事情報事業の一環として、講演などの資料を掲載することとなりました。会員の皆様の講演資料作成等に役立てていただければと思います。無料でお貸し出しできる物を掲載していますので、各資料で興味のある方は県薬事務局にご連絡ください。又、新しく入手した資料につきましては、順次掲載します。

【CD】

	題名	提供者・管理者	形式
1	スモーキングペイピー(禁煙)	村上信行	(メディアプレーヤー)
2	肺癌(禁煙)	村上信行	(メディアプレーヤー)
3	みみず(禁煙)	村上信行	(メディアプレーヤー)
4	Every cigarette is doing you damage (禁煙)	村上信行	(メディアプレーヤー)
5	Every cigarette is doing you damage (禁煙)	村上信行	(メディアプレーヤー)
6	小学生向けスライド1 (禁煙)	村上信行	(パワーポイント)
7	小学生向けスライド2 (禁煙)	村上信行	(パワーポイント)
8	小学生向けスライド3 (禁煙)	村上信行	(パワーポイント)
9	キラキラ10 / 4 (禁煙)	村上信行	(パワーポイント)
10	青少年に (禁煙)	村上信行	(パワーポイント)
11	タバコを吸うと肺がどうなるか? (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
12	受動喫煙で血管収縮 (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
13	オーストラリアの禁煙CM (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
14	喫煙で動脈硬化が加速 (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
15	軽いタバコの嘘 (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
16	手遅れ (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
17	1年分のタール (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
18	ニコチン依存ネズミ (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
19	副流煙の方が危険! 実験映像 (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
20	脳出血 (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
21	デイブ・ゲーリック氏の告発 (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
22	レイン (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
23	smoker's face (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
24	コロンビア・ライト (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
25	デビ・オースチン (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
26	ユル・プリンナー (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
27	悪魔のacademy (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
28	眼底出血 (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
29	喫煙サル (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
30	喫煙で能率低下 (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
31	低体重ネズミ (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
32	副流煙とウェイトレス (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
33	好奇心 (禁煙)	増田和彦	(メディアプレーヤー)
34	禁煙指導用スライド	増田和彦	(パワーポイント)
35	分煙	増田和彦	(パワーポイント)
36	ニコチン依存症	増田和彦	(パワーポイント)
37	薬の基礎知識 (一般消費者啓発用)	三次	(パワーポイント)
38	薬物乱用はダメ、ゼッタイ スターディショップ (指導者用)	吳	
39	薬局薬剤師の接遇マニュアル 研修用 平成16年9月((社)日本薬剤師会)	吳	(パワーポイント)
40	健康くれ21「健康くれ体操」	吳	
41	薬剤師のための「ヒューマンエラー自己分析システム」	吳	
42	GSK e 情報(高尿酸血症用情報・うつ病情報・単純ヘルペスと上手につきあう・よりよいぜんそくのコントロール)(グラクソスミスクライン)	府中	

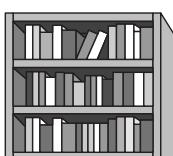
【書籍・冊子・資料】

題名		提供者・管理者	形 式	
1	薬から高齢者の健康を考える	安佐	テキスト	15ページ
2	薬から高齢者の健康を考える	安佐	テキスト	19ページ
3	漢方入門	安佐	テキスト	20ページ
4	薬草と親しむ	安佐	テキスト	31ページ
5	喫煙と健康	得能敬治	テキスト	437ページ
6	薬剤師のためのいざというとき頼りになるこの一冊	府中	書籍	133ページ
7	動き出した医学教育改革 良き臨床医を育てるために	府中	書籍	211ページ
8	心血管系疾患とレニン・アンジオテンシン系	府中	書籍	255ページ
9	臨床医のための処方せんの書きかた(東大医学部薬剤部)	府中	書籍	97ページ
10	アトピー性皮膚炎	府中	冊子	10ページ
11	皮脂欠乏症(乾皮症)	府中	冊子	10ページ

【ビデオ】

題名		提供者・管理者	形 式
1	くすりを正しく使って健康ファミリー “お年寄りとその家族のみなさんへ”	呉	24分
2	あなたの街の保険薬局 “処方せんをもらったら” ((社)日本薬剤師会)	呉	
3	「薬の飲み合せ」	呉	
4	日常生活と成人病シリーズ	呉	133分
5	お年寄りが薬と上手に付合う方法	呉	15分
6	薬剤師との上手なつきあい方 (NHK きょうの健康)	呉	
7	薬と上手につき合う (NHK きょうの健康)	呉	
8	訪問薬剤管理指導の実践 (財)日本薬剤師研修センター	呉	
9	健康くれ21 「健康くれ体操」	呉	
10	保険薬局スキルアップシリーズ スキルアップ ザ・接遇	府中	20分
11	服薬指導のためのカウンセリングテクニック ベーシック編	府中	20分
12	服薬指導のためのカウンセリングテクニック アドバンス編	府中	23分
13	服薬指導のためのカウンセリングテクニック マスター編	府中	26分
14	服薬指導のためのカウンセリングテクニック 応用編	府中	21分
15	信頼される薬剤師へ 薬学生の挑戦 あなたはもっていませんか? 医療人としてのこころがまえ	府中	20分
16	O-157腸管感染症 その病態と抗菌薬療法の効果	府中	19分
17	パニック障害の障害と治療	府中	20分
18	小児のための服薬指導 コンプライアンスを高めるために	府中	15分
19	インフルエンザの新しい治療法 インフルエンザにかかるたら	府中	8分

資料を提供していただいた支部担当役員の方、個人の方、感謝の意を込めて掲載させていただきます。
引き続きよろしくお願ひいたします。(個人名以外は支部名を表示しています。)



これは!!と思われる資料がありましたら県薬事務局までご連絡ください。
無料で貸し出します。
また、提供したい資料や、“これ、もっといて”という資料がありましたらご連絡ください。お預かりします。
会員の皆様からの、こんな資料を作って…というご意見にもお答えします。

まずはご連絡を!!!

広島県薬剤師会事務局 電話(082)246-4317

広島県薬剤師会会員証（会員カード）の有効期限は7年

会員カードはクレジット機能を持ち、有効期限が7年です。（保険料・年会費等は無料）

会員カードでWポイントがつきます

Wポイントカードに
関するお問い合わせは (株)和多利広島営業所 ☎082-832-2606
E-mail wpoint-e@fine.ocn.ne.jp (株)中国総合研究所 E-mail csk@mb.kcom.ne.jp

Wポイントカードホームページ <http://www.wpoint.co.jp>



広島県Wポイントカード加盟店

平成16年12月1日現在

店舗名	ポイント	店舗名	ポイント	店舗名	ポイント
宮内串戸商店街		マダムジョイ アルパーク店	ピーターパン	リースキン 家庭用事業部	広島北営業所
ジョイ薬局	1	マダムジョイ アルパーク店	ベーカリーブチ	リースキン 家庭用事業部	広島西営業所
スーパーイイト	1	マダムジョイ 江波店	直営食品売場	リースキン 家庭用事業部	広島東営業所
第一ドライ 串戸店	1	マダムジョイ 己斐店	直営食品売場	500円につき1ポイントです。	
廿日市交通	1	マダムジョイ 己斐店	御菓子処 高木		
パパ・ドゥ	1	マダムジョイ 己斐店	岡田薬品		
横川商店街		マダムジョイ 己斐店	鯉城餅	くすり・ドラッグ	
カンルーラン	1	マダムジョイ 千田店	直営食品売場	くるみ薬局 矢野店	1
ゴッドバーガー	1	マダムジョイ 千田店	パレットプラザ	康仁薬局 八幡東店	1
茶房 パーヴェニュー	1	マダムジョイ 千田店	焼きたてママン工房	フラワーショップ	
トイズ&ホビー むらかみ	1	マダムジョイ 矢野店	直営食品売場	桜井花店 本店	1
はきもの 武本	1	マダムジョイ 楽々園店	直営食品売場	家具・寝具	
横川 ちから	1	マダムジョイ 楽々園店	あさみや	井口家具百貨店	1
衣料品		マダムジョイ 楽々園店	味の雅	交通	
OUT-DOOR'S 船越店	2	マダムジョイ 楽々園店	御菓子処 高木	八本松タクシー	1
キャン・ドゥ 可部店	3	マダムジョイ 楽々園店	岡田薬品	広島第一交通㈱（第一）	1
キャン・ドゥ 並木店	3	マダムジョイ 楽々園店	クリーニング 白洋舎	広島第一交通㈱（平和）	1
キャン・ドゥ 千日市店	3	マダムジョイ 楽々園店	宝屋寿司	広島電鉄 金券取扱窓口	
キャン・ドゥ ロフト	3	マダムジョイ 楽々園店	TOP	広島電鉄 安佐出張所	2
COOL INN. 大町店	2	マダムジョイ 楽々園店	花の森みやもと	広島電鉄 アルパーク案内所	2
住吉屋 宇品御幸店	2	マダムジョイ 楽々園店	ビーターパン	広島電鉄 五日市駅	2
住吉屋 観音店	2	マダムジョイ 楽々園店	焼ききたてママン工房	広島電鉄 熊野出張所	2
住吉屋 呉店	2	マダムジョイ 楽々園店	鯉城餅	広島電鉄 西広島定期券売場	2
住吉屋 呉ボロロ店	2	マダムジョイ 楽々園店	リトルマーメイド	広島電鉄 沼田営業課	2
住吉屋 高陽店	2	マダムジョイ・ナイスディ 内の掲載専門	店のみWポイントカードを使用することができます。他店では使用できません。	広島電鉄 廿日市駅	2
住吉屋 西条店	2	マダムジョイ・ナイスディ 内の掲載専門	ポイントは100円につき1ポイントです。	広島電鉄 広島北営業課	2
住吉屋 サンモール店	2	和・洋菓子		広島電鉄 広島南営業課	2
住吉屋 フジグラン高陽店	2	にしき堂 本店	1	広島電鉄 吉田出張所	2
住吉屋 フジグラン広島店	2	にしき堂 中筋店	1	広島電鉄 楽々園駅	2
住吉屋 船越店	2	広島ボエム	1	広島電鉄 楽々園営業課	2
住吉屋 的場店	2	美容・理容・健康		広電観光 千田町旅行センター	2
住吉屋 三篠店	2	英國式足健康法 リフレックス	2	バセオカード・定期券・回数券の購入に際しWポイント金券を使用することができます。Wポイントカードは使用できません。	
住吉屋 三次店	2	髪処 ふくろう	2		
スーパー・マーケット		星ビルB1F メディカルフィットネス	2		
ナイスディ エボックあかの	1	化粧品		飲食店・レストラン	
ナイスディ 靴のチヨダ	1	アリモト 本店	3	一心太助 アルパーク店	2
ナイスディ 化粧品ニュー・双葉	1	リビング事業社 ゲル&ゲル	1	一心太助 胡町店	2
ナイスディ 吳服のゆうぜん	1	生活・日用品		一心太助 福山店	2
ナイスディ サナーム	1	カギのひゃくとう番	5	一心太助 袋町店	2
ナイスディ サンタ	1	サカイ引越センター	13	一心太助 横川店	2
ナイスディ ショップ・ワントー	1	車両代・人件費に対して100円につき2ポイント付与されます。金券のご利用は出来ません。		囲炉裏茶屋 やまぼうし	1
ナイスディ スーパーサイクルリンリン	1	レンタル		魚舞亭	2
ナイスディ チャーム	1	RCC文化センター 貸会議室	11	お好み焼・鉄板焼 DenDen	5
ナイスディ チャムチャム	1	リースキン 家庭用事業部 広島支店	2	かつ藤 本店	1
ナイスディ ポパイ	1			カフェ ダヴィンチ	2
ナイスディ みどり手芸	1			釜飯醉心 本店	2
ナイスディ モバイルステーション	1			釜飯醉心 アルパーク店	2
マダムジョイ アルパーク店 直営食品売場	1			釜飯醉心 五日市店	2
マダムジョイ アルパーク店 イタリアントマト	1			釜飯醉心 新幹線店	2

釜飯酔心 流川店	2	徳川 南区民センター店	2	カメラ・DPE・写真スタジオ
釜飯酔心 毘沙門店	2	徳川 三原店	2	カメラのアート写真 本店
寿司道場酔心 支店	2	徳川 安古市店	2	カメラのアート写真 アジナモール店
惣菜酔心 アッセ店	2	トラバドール	2	カメラのアート写真 駅前店
惣菜酔心 立町店	2	東風	2	カメラのアート写真 スタジオハッピーゆめタウン大竹店
京もみじ	2	バー・エトワール	2	カメラのアート写真 高取店
くれない	1	ビーフの館 ジュジュ苑	2	カメラのアート写真 油見店
芸州 本店	2	広島三次ワイナリー 喫茶ヴァイン	1	カメラのアート写真 ゆめタウン大竹店
芸州 胡店	2	広島三次ワイナリー バーベキューガーデン	1	
ごはんや	2	フィレンツェ	2	
ごはんや 広島空港店	2	フルーツレストラン まるめろ	1	ビデオ・CD・文具
さざん亭 三次店	2	ブルコギ亭	2	総商さとう 本店
旬・酒・楽三昧 たまり場	2	プロント	2	総商さとう ウィー東城店
瀬戸田すいぐん丸	2	プロント 広島胡町店	2	TSUTAYA 安芸府中店
ちから 本店	2	平和工房	2	各売場によりポイント数が異なります。
ちから 旭町店	2	星ビル5F オルゴールティーサロン	2	
ちから 五日市店	2	ポルタポルテ	2	印鑑・名刺・ハガキ
ちから 井口店	2	三井カーデンホテル広島25F コフレール	2	横田印房
ちから 牛田店	2	麵地鶏	2	
ちから 宇品店	2	ル・トランブルー	2	自転車
ちから 尾長店	2	レストラン・アザレア	2	サイクルショップカナガキ 横川本店
ちから 海田店	2	レストラン・フラワー	2	サイクルショップカナガキ 五日市店
ちから 上八丁堀店	2	レストラン 味蔵	1	サイクルショップカナガキ 上安店
ちから 観音店	2			サイクルショップカナガキ 己斐店
ちから 祇園店	2			サイクルショップカナガキ 東雲店
ちから 京口通店	2	銀河(えひめでいあ)	2	サイクルショップカナガキ 戸坂店
ちから 呉駅店	2	チチヤスハイパーク ダイヤモンドブルー	1	
ちから 己斐店	2	平田観光農園	1	ガソリンスタンド
ちから 高陽店	2	ヒロデンボウル	1	大野石油店 旭橋SS
ちから 新天地店	2	ボウル国際	1	大野石油店 五日市インターSS
ちから そこう店	2			大野石油店 井口SS
ちから タカノ橋店	2			大野石油店 牛田大橋SS
ちから 出汐店	2	カルチャード・教育		大野石油店 観音SS
ちから 十日市店	2	星ビル3F ベビーワールド	2	大野石油店 熊野団地SS
ちから 中の棚店	2	リビング事業社	1	大野石油店 吳SS
ちから 八丁堀店	2	RCC文化センター	1	大野石油店 高陽町SS
ちから 光町店	2			大野石油店 西条インターSS
ちから 広島駅店	2	趣味・雑貨		大野石油店 東雲SS
ちから 広テレプラザ店	2	インテリア ミズグチ	2	大野石油店 商工センターSS
ちから 府中店	2	えひめでいあ	2	大野石油店 造幣局前SS
ちから 舟入店	2	商店 さざなみ	1	大野石油店 高取SS
ちから 船越店	2	ピカソ画房 本店	1	大野石油店 高屋ニュータウンSS
ちから 戸坂店	2	星ビル4F アンティークドール	2	大野石油店 出島SS
ちから 堀川店	2	星ビル2F 知育玩具とオルゴール	2	大野石油店 西白島SS
ちから 本浦店	2	HOBBY TOWN 広島店	2	大野石油店 廿日市インターSS
ちから 本浦4丁目店	2	HOBBY TOWN 福山店	2	大野石油店 八丁堀SS
ちから 的場店	2			大野石油店 東広島SS
ちから 皆実町店	2	旅行・観光		大野石油店 広島東インターSS
ちから 向洋店	2	ジャパンツゥリスト	14	大野石油店 緑井SS
ちから ハ木店	2	広島三次ワイナリー ワイン物産館	1	大野石油店 皆実町SS
ちから 矢野店	2	広電宮島ガーデン	1	大野石油店 横川SS
ちから 楽々園店	2			山陽礦油 相生橋SS
豆匠 広島本店	2	ホテル		山陽礦油 大州SS
豆匠 福山店	2	温井スプリングス	2	山陽礦油 かめ山SS
とく 福山イトーヨーカドー店	2	ホテルニューヒロデン	12	山陽石油 蔵王インターSS
とく 堀川店	2	クレジットの支払いにはポイントは付		山陽石油 住吉町SS
徳川 総本店	2	与されません。現金支払い時のみ100		山陽石油 多治米町SS
徳川 五日市店	2	円につき2ポイントがつきます。		山陽石油 深津SS
徳川 海田店	2			山陽石油 南本庄SS
徳川 呉中通り店	2	ゴルフ用品		山陽石油 水呑町SS
徳川 高陽店	2	ゴルフバリュー 船越店	2	
徳川 西条プラザ店	2	ゴルフバリュー 本通店	2	バイクショップ
徳川 サンリブ可部店	2	ダイナマイト 吉島店	2	AUTO GARAGE うえるかむ
徳川 温品店	2			車体の購入・保険料にはポイントは付
徳川 廿日市店	2	スポーツ用品店		与されません。
徳川 毘沙門台店	2	体育社 本店	1	
徳川 広店	2	体育社 呉店	1	
徳川 福島店	2	体育社 東広島店	1	
徳川 福山東深津店	2	ゴルフ場・ゴルフ練習場		自動車整備・販売
徳川 戸坂店	2	グリーンバーズヒロデン	1	車検の速太郎
徳川 ベスト電器広島本店	2	チヤス ショートコース	1	車検の速太郎 カーケアプラザ

100円につき1ポイント。ただし、法定費用・保険料にはポイントは付与されません。

指 定 店 一 覧

□は新規加入指定店です。(今回はありません。)

部 門	指 定 店	会 員 価 格	営 業 日 時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	株式会社江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30~19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	株式会社阪急ホテル	宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引 外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	株式会社広島全日空ホテル	宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル株式会社	オートローン3.6%、リフォームローン3.9%外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損害保険広島TYビル6F	(082)249-8011
家具	株式会社河野家具店	店頭表示価格から5~20%引	9:00~19:00	毎週火曜日(火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25~60%引き 赤札より10~15%	平日 8:30~18:00 年中無休	8/13~15、 12/29~1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	株式会社サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト株式会社	機械警備10,000円/月~、ホームセキュリティ4,000円/月~、保証金免除	平日 9:00~18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	株式会社全日警広島支店	月額警備料金10,000~15,000円(別途相談)機器取付工事代20,000~30,000円、保証金免除	(土・日曜及び祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	株式会社北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45~17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町2-13-21	(082)283-5133
事務機器	株式会社ふるがいち	割引率は商品で異なる。 文具事務用品30%引		毎週水曜日	広島市南区松川町1-18	(082)262-0191
時計・宝石・メガネ・カメラ	株式会社ナカオカ	15~20%引(企画品、相場価格商品は除く)		毎週水曜日、夏期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	株式会社下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10~20%引(一部除外品あり)	9:00~19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	株式会社トヨペット 広島トヨペット	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車部品	株式会社モントカルロ(店舗名) 吉島店・安古市店 五日市店・可部店 高陽店 府中店・三次店 吳店・西条店 蔵王店・駅家店 尾道東店・三原店	専用カード(GOLDカード申込者のみ) モントカルロ各店にて、通常価格より10%引き、エンジンオイル等交換工賃無料、8項目点検無料、車検・鍵金・アウトレット割引有、ポイント有100円で1ポイント、従来のコーポレートカードは廃止になります。	10:00~19:00~20:00 閉店時間は曜日により変更となります。	年中無休	本社 広島市西区商工センター4-8-1	本社 (082)501-3447
車	株式会社オートショップ ヤスダ	車検・板金・塗装20%引	10:00~20:00		呉市中央5-8-25	(0823)24-1345
書籍	株式会社フタバ図書	現金のみ定価5%引(直営店のみ)		定休日不定	広島市西区観音本町2-8-22	(082)294-0187
	株式会社紀伊国屋書店 広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F	(082)225-3232
食事・食品	株式会社お好み共和国 ひろしま村	全店全商品5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	株式会社平安堂梅坪 対象店舗(デパートを除く直営店)	5%引	対象店舗(デパートを除く直営店) 年中無休 9:30~19:00	日お盆・年末年始休業 7-1-19	広島市西区商工センター	(082)277-8181

部門	指定店	会員価格	営業日時	定休日	所在地	電話番号
レジャー	國富株式会社	Cカード取得コース45,000円、商品購入：店頭価格より5%off、器材オーバーホール：通常価格より5%off	8:30~20:00	なし	広島市西区観音町13-9	(082)293-4125
進物	株式会社大進	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配送費 広島県内無料(2,000以上の商品))	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	(有)中山南天堂	5~25%(但し一部ブランド品食品を除く)	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価2割引、 葬具(柩外)1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	(有)玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
紳士服・ 洋品他	株式会社セルモ	店頭表示価格(売出品含む)から 3%引		毎週土・日曜日、 祝祭日	広島市西区商工センター 2-3-1	(082)279-5511
複写機・ ファックス	ミノルタ販売株式会社	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・ 仏具	株式会社三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40%引、 仏具平常店頭価格より10~20%引(但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
旅行	株式会社JTB広島支店 (JTB紙屋町シャレオ店・JTB広島駅前支店)	ルックJTB3%引(ルックJTBスリムを除く)エースJTB3%引 本人とその家族対象		日祭休	広島市中区紙屋町2-2-2	(082)542-5020
	株式会社中国新聞トラベルサービス(広島)(福山・福山市東桜町12-5)	現金のみパッケージツアー3~5%引(内容により異なる。)ニッコウトラベル対象外			広島市中区胡町3-19	(082)244-6788
	株式会社日本旅行 広島支店 (県内各支店)	赤い風船3%引、マッハ5%引、 ベスト3%引			広島市中区基町13-7 朝日ビル2F	(082)222-7002
	広電観光株式会社	現金のみメープルワールド・メープルツアーアイ5%引、メープルニッポン4%引、他社パッケージ商品4%引(カード利用及び他の割引(ダブルポイント等)との重複はできない)			広島市中区東千田町2-9-29	(082)247-2494
装飾	青山装飾株式会社	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・4土曜日 5-11-1	広島市西区商工センター	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール製60%)歩行補助スティック40%引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	株式会社デオデオ商事	デオデオ店頭価格より家電製品10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	廿日市市木材港南8-22	(0829)34-2508

ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示下さい。

入会申込書は県薬事務局にあります

カードの作成は無料です



◆ 県薬だより ◆



県薬より支部長への発簡

- 2月21日 平成17年度保険薬局部会会費のランク一覧表について(各支部長)
- 2月22日 花粉症一般向けパンフレット「的確な花粉症の治療のために」の配布について(各支部長)
- 2月23日 保険薬局部会支部担当者会議の開催について(3月10日)(各支部長、各担当役員)
- 2月23日 在宅服薬管理指導モデル事業在宅服薬管理指導員の選定・推薦および研修会開催について(2月27日)(各支部長)
- 2月28日 振込手数料の有料化について(各支部長)
- 2月28日 市町村合併に伴う定款細則の改正について(各支部長)
- 3月4日 尾道市・御調町・向島町の合併に伴う被保険者番号の変更について(各支部長)
- 3月4日 向精神薬等不正譲渡事件に係る留意事項について(各支部長)
- 3月10日 第34回広島県薬剤師会通常代議員会の開催について(3月20日)(各支部長外)
- 3月14日 個人情報保護法の施行に係る薬局向けQ&Aについて(各役員、各支部長)
- 3月14日 広島大学病院・医薬品取扱変更について(各支部長)
- 3月15日 平成16年度薬局・病院薬剤師指導者伝達研修会(西部)旅費日当について(各支部長)
- 3月15日 平成16年度薬局・病院薬剤師指導者伝達研修会(東部)旅費日当について(各支部長)
- 3月16日 県薬会誌への寄稿について(各支部長)

- 3月22日 中国新聞への広告掲載について(各支部長)
- 3月22日 個人情報保護法の施行に係る薬局向けQ&Aについて(各支部長)
- 3月31日 会員名簿の送付について(各支部長)
- 4月1日 処方せん医薬品等の取扱いについて(各支部長)
- 4月1日 インスリン注射器等を交付する薬局に係る取扱いについて(各支部長)
- 4月1日 広大FAX事業費について(各支部長)
- 4月6日 平成17年度広島県薬剤師会賞及び同功労賞並びに同有功賞受賞候補者の推薦について(各支部長)
- 4月5日 「在宅服薬管理指導推進モデル事業」説明会の開催について(4月17日)(各支部長)
- 4月8日 院外処方せんの応需について(各支部長)
- 4月8日 第38回日本薬剤師会学術大会ポスターの掲示等について(お願い)(各支部長)
- 4月11日 平成17年度県薬会費について(各支部長)
- 4月11日 平成17年度保険薬局部会会費の賦課納入について(各支部長)
- 4月12日 「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「選定療養及び特定療養費にかかる厚生労働大臣が定める医薬品等」の制定に伴う実施上の留意事項について」などの一部改正について(各支部長)
- 4月12日 政府管掌健康保険及び船員保険に係る診療報酬明細書等の開示について(各支部長)
- 4月13日 広島県薬剤師会認定「基準薬局」の更新認定について(各支部長)
- 4月13日 広島県覚せい剤等薬物乱用防止指導員の推薦について(お願い)(各支部長)

◆平成17年1月定例常務理事会議事要旨

日 時：平成17年1月20日（木）午後6時～同8時30分
場 所：広島県薬事衛生会館

出席者：前田会長、豊見、平井、森井各副会長、有村、
大塚、重森、濁谷、宗、谷川、野間、野村、
谷川各常務理事

欠席者：木平、松下各副会長、田口常務理事

議事要旨作製責任者：増田常務理事

1. 協議

（1）日本薬剤師会代議員中国ブロック会議について
(豊見日薬代議員)

1月22日（土）・23日（日）
於 広島県(佐伯郡大野町 安芸グランドホテル)
中国ブロック会議に提出する議題について協議
した。

（2）第98回日本薬剤師会通常代議員会について（豊見
日薬代議員）

2月26日（土）・27日（日）於 東京

2. 報告事項

（1）12月定例常務理事会議事要旨

（2）諸通知

ア. 来・発簡報告
イ. 会務報告
ウ. 会員異動報告

（3）委員会等報告

（前田会長）

ア. 日本薬剤師会中・四国ブロック会議
12月18日（土）に広島市で開催されたことが報告
された。

イ. 日本薬剤師会第4回地方連絡協議会、新年賀詞交
歓会
1月19日（水）に東京都で開催され、会長が出席
されたことが報告された。

（豊見副会長）

ア. 第38回日本薬剤師会学術大会準備委員会（展示・
ランチョンセミナー担当）
1月13日（木）

県立総合体育館におけるポスター発表及び機器展
示等の会場使用計画、協賛金及びインターネット
環境の整備等について協議したことが報告された。

イ. 薬局に対する行政処分（業務停止）について
広島県からの薬局等の適切な管理に関する通知に
ついて報告があり、会誌3月号において周知を図
ることとされた。

（平井副会長）

ア. 業務分担（薬局等の薬剤師業務への対応）担当
理事打合会

12月21日（火）

平成17年度事業計画案では、認定基準薬局制度を
推進し、更新薬局についても研修を実施して認定
基準項目の遵守とレベルアップを図ること、及び、
薬局業務運営ガイドラインに基づいて薬局業務の

整備充実を図ることを重点項目として取り組むこ
ととしたことが報告された。

イ. 広報委員会

1月7日（金）

会誌3月号の発行について協議したことが報告さ
れた。

（森井副会長）

ア. 第38回日本薬剤師会学術大会準備委員会（総務・
財務担当）

1月13日（木）

各部会から準備状況について説明があったことが
報告された。

イ. 第38回日本薬剤師会学術大会準備委員会（式典・ 懇親会担当）

1月13日（木）

開会式及び懇親会に係る担当業務について協議した
ことが報告された。

ウ. 会員数について

平成16年10月31日現在

会員が2,982名となったことが報告された。

（宗常務理事）

ア. 災害時医薬品等供給マニュアルに基づく支部担当
者会議打合会

1月6日（木）

本年度は、新潟県中越地震における新潟県薬剤師
会の対応についての報告、昨年度の災害医療救護
訓練参加者からの発表、災害時医薬品等供給マ
ニュアル及び連絡網を作成している支部からの
発表並びに災害時連絡訓練の実施を計画している
ことが報告がされた。

（野村常務理事）

ア. 薬局機能評価事業に関する研修会打合会

1月12日（水）

この事業に関し239薬局を選定し、協力を要請す
ることとしていることが報告された。

なお、1月29日（土）に開催する研修会の出席者
には旅費及び日当を支給することとなり、規制緩
和対策費を充てることとされた。

イ. 薬局機能評価制度導入整備事業の実施に関する説 明会の開催に伴う支部担当者会議

1月19日（水）

（増田常務理事）

ア. 業務分担（薬事情報）担当理事打合会

12月20日（月）

平成17年度事業計画において、県薬が薬事衛生会
館と統合された場合の事業について検討したこと
が報告された。

3. その他の委員会等報告事項

（1）第38回日本薬剤師会学術大会広島市議会議長への
要望

12月21日（火）

会長及び松下副会長が広島市議会議長を訪問し
て、補助金の交付について要望したことが報告さ
れた。

- (2) 平成17年薬事関係者新年互礼会
1月6日(木)に広島県薬事衛生会館において開催されたことが報告された。
- (3) 広島県医師会新年互礼会
1月9日(日)に広島全日空ホテルで開催されたことが報告された。
4. 審議事項
- (1) 平成17年度事業計画(案)及び収支予算(案)について(森井副会長)
事業計画案のとおり承認された。
- (2) 支部長・理事合同会議の開催について(回覧)(森井副会長)
平成17年2月12日(土)午後2時~
平成17年度予算(案)等について協議することとされた。
- (3) 秋葉忠利氏出版記念講演会(又は、記念対談)並びに記念祝賀会の出席について
2月12日(土)於 リーガロイヤルホテル広島
(森井副会長)
記念講演会 午後4時~
記念祝賀会 午後5時~
会長、副会長等が出席することとされた。
- (4) 第34回広島県薬剤師会通常代議員会の開催について(森井副会長)
3月20日(日)午前11時~
平成17年度予算(案)などについて審議するため開催することとされた。
- (5) 日本薬剤師会中・四国会長会議について(前田会長)
2月5日(土)於 山口県
会長が出席されることになった。
- (6) 平成16年度広島県四師会役員連絡協議会の参加について(回覧)(森井副会長)
と き: 2月10日(木)午後6時30分(期日変更)
ところ: 広島全日空ホテル
会長、副会長、常務理事が出席することとされた。
- (7) 平成16年度広島県薬剤師会会員名簿の作製について(平井副会長)
名簿に登載する事項は、個人情報保護の観点から会員の氏名のほか勤務先名称とその所在地・電話番号・ファックス番号及び会員区分とすることとされた。
- (8) 日本薬剤師会薬局機能評価制度導入整備事業都道府県薬剤師会担当役員の推薦について(前田会長)
推薦者数: 1名
野村常務理事を推薦することとされた。
- (9) 広島地方社会保険医療協議会委員の推薦について(森井副会長)
推薦者数: 1名(現委員 平井紀美恵)
任期: 平成17年2月25日~平成19年2月24日
現委員を推薦することとされた。
- (10) 後援・助成及び協力依頼等について
ア. “第45回広島県公衆衛生大会~健やかな暮らしをつくる人々の集い”の後援について
と き: 2月10日(木)

- ところ: 広島郵便貯金ホール
後援することとされた。
- イ. 第4回広島ケアマネジメント学会の協賛について
と き: 2月12日(土)
ところ: 広島国際会議場
協賛金: 1万円
協賛することとされた。
- ウ. 平成16年度「食品衛生講演会」の参加依頼について
と き: 2月24日(木)午後2時~4時
ところ: 鯉城会館
一斉同報により、周知することとされた。
- エ. 広島大学霞室内管弦楽団 2005 Summer Concertの後援について(資料10)
と き: 6月18日(土)
ところ: 広島市南区民文化センター 大ホール
後援することとされた。
5. その他
- (1) 次回常務理事会の開催について
2月17日(木)午後6時(議事要旨作製責任者
【予定】有村健二常務理事)
- (2) 第26回広島県薬剤師会学術大会の収支について(回覧)(谷川常務理事)
- (3) その他行事報告
- ア. 日本薬剤師会代議員会議事運営委員会
1月20日(木)於 東京
- イ. 広島県薬剤師研修協議会
1月21日(金)
- ウ. 第38回日本薬剤師会学術大会日本製薬団体連合会寄付の依頼
1月25日(火)於 東京
- エ. 広島県医療審議会保健医療計画部会
1月25日(火)於 県庁北館
- オ. 薬局実務実習受け入れに関する合同打合会
1月26日(水)於 東京
- カ. D E M事業検討会
1月27日(木)
- キ. 平成16年度薬局・病院薬剤師指導者伝達研修会打合会
1月28日(金)
- ク. 第38回日本薬剤師会学術大会準備委員会(会場・運営・プログラム担当)
1月28日(金)
- ケ. 薬局機能評価制度導入整備事業の実施に関する説明会
1月29日(土)
- コ. 平成16年度第2回広島県医療審議会
2月2日(水)於 県庁北館
- サ. 総務部・会計部合同会議
2月3日(木)
- シ. 第21回北方領土返還要求広島県民大会
2月4日(金)於 県民文化センター
- ス. 平成16年度圏域地対協研修会(回覧)
2月6日(日)於 吳市

- セ. 広島県議会議員林正夫君の藍綬褒章受章を祝う会
2月7日(月) 於 リーガロイヤルホテル広島
ソ. 広報委員会
2月9日(水)
- タ. 平成16年度薬局・病院薬剤師指導者伝達研修会
東部: 2月13日(日) 於 福山大学
西部: 2月20日(日) 於 広島県薬事衛生会館
- チ. 広島県地域保健対策協議会健康食品の正しい知識の普及に関する特別委員会
2月14日(月) 於 広島医師会館
- ツ. 第11回中国・四国地区病院・薬局実務実習調整機構会議
2月18日(金) 於 岡山市
- テ. 日本薬剤師会学術大会準備委員会
3月6日(日)
- ト. 全体理事会
3月6日(日)
- ナ. 災害時医薬品等供給マニュアルに基づく支部担当者会議
3月13日(日)
- 二. 平成16年度社会保険指導者研修会
3月25日(金) 於 東京
- ヌ. 平成16年度医薬分業指導者協議会
3月25日(金) 於 東京
- ネ. 平成16年度全国医薬分業担当者会議
3月26日(土) 於 東京
- ノ. 第34回広島県薬剤師会通常代議員会
3月20日(日)

◆平成17年2月定例常務理事会議事要旨

日 時: 平成17年2月17日(木)午後6時~同9時
場 所: 広島県薬事衛生会館
出席者: 前田会長、木平、豊見、平井、松下、森井各副会長
有村、大塚、重森、瀧谷、宗、谷川、野間、野村、
増田各常務理事
欠席者: 田口常務理事
議事要旨作成責任者: 有村常務理事

1. 報告事項

- (1) 2月定例常務理事会議事要旨
(2) 諸通知
ア. 来・発簡報告
イ. 会務報告
ウ. 会員異動報告
(3) 委員会等報告
(前田会長)
ア. 広島県医療審議会保健医療計画部会
1月25日(火)に県庁北館で開催され、計画の進捗状況や市町村合併による保健医療圏域の取扱い等について協議したことが報告された。
- イ. 平成16年度第2回広島県医療審議会
2月2日(水)に県庁北館で開催され、医療機関の開設等について審議したことが報告された。

ウ. 中四国会長会議

2月5日(土)に山口市において開催され、医療政策における薬局の医療提供施設としての位置づけについて要望していくこととしたこと等が報告された。

(前田会長・木平副会長)

ア. 薬局実務実習受け入れに関する合同打合会

1月26日(水)に東京で開催され、各県の実情を聞いたこと、本格的に指導薬剤師の育成に取り組むための厚生労働省における予算措置等について報告された。

(木平副会長)

ア. 広島県薬剤師研修協議会

1月21日(金)に、本年度のまとめ及び来年度事業計画について協議したことが報告された。

イ. 平成16年度薬局・病院薬剤師指導者伝達研修会打合会

1月28日(金)に、2月13日(日)及び20日(日)に開催する研修会について打合せをしたことが報告された。

ウ. 第38回日本薬剤師会学術大会準備委員会(会場・運営・プログラム担当)

1月28日(金)、2月10日(木)及び14日(月)に開催し、分科会の内容、ポスターや機器展に係る会場の使用計画、演題募集要綱の掲載等について協議したことが報告された。

エ. 平成16年度薬局・病院薬剤師指導者伝達研修会

2月13日(日)に福山大学において開催し、30名の参加者があったことが報告された。

(豊見副会長)

ア. DEM事業検討会

1月27日(木)に、各支部担当者への説明会を開催し、薬局の参加率が中国地区各県に比べて低いことから、積極的な参加を要請したことが報告された。

イ. 休日診療、夜間診療、小児救急、一般名処方にに関するアンケートの集計結果について アンケートの集計結果について資料が配付され、その説明と質疑等があった。

(平井副会長)

ア. 広報委員会

2月9日(水)に、会誌3月号の発行について協議したことが報告された。

(森井副会長・松下副会長)

イ. 総務部・会計部合同会議

2月3日(木)・15日(火)に開催し、平成17年度予算(案)については、現行の予算建てとすることとしたことが報告された。

また、4月のペイオフ全面解禁については、3月末までに決済用預金への変更や分散化により対応していくこと、広島銀行の振込用紙を使用した振込が有料化されることに伴う手数料の負担は、振込人において負担とする方向で整理していることが報告された。

(松下副会長)

ア. 日本薬剤師会代議員中国ブロック会議

1月22日(土)・23日(日)に佐伯郡大野町で開催され、日本薬剤師会代議員会質問の取りまとめ等について協議したことが報告された。

イ. 第38回日本薬剤師会学術大会広島市長要望

1月28日(金)に、秋葉市長を訪問し、広島市補助金の交付について2回目の要望をしたことが報告された。

(森井副会長)

ア. 第38回日本薬剤師会学術大会寄付依頼(日本製薬団体連合会)

1月25日(火)に日本製薬団体連合会を日本薬剤師会役員等と訪問し、寄付の要望をしたこと、4月早々には書類を整えて要望していく予定であることが報告された。

イ. 平成16年度圏域地対協研修会

2月6日(日)に呉市で開催され、子育て支援事業について谷口厚生労働省医政局指導課長(元広島県福祉保健部長)の講演等による研修をしたこと、来年の開催地は三次市であることが報告された。

ウ. 支部長・理事合同会議

2月12日(土)に開催され、平成17年度事業計画(案)等について協議したことが報告された。

(有村常務理事)

ア. 在宅服薬管理ステーション(仮称)設置における打合会

1月31日(月)に在宅服薬管理対策委員会を開催し、在宅服薬管理ステーション設置(仮称)に関する研修会の開催等について打合せをしたこと、4月から実施の予定であるが広報の方法などが課題であることが報告された。

イ. 第4回広島ケアマネジメント学会

2月12日(土)に、広島国際会議場で開催されたことが報告された。

(宗常務理事)

ア. 広島県地域保健対策協議会健康食品の正しい知識の普及に関する特別委員会

今回4回目となる特別委員会が2月14日(月)に広島医師会館で開催され、情報誌「健康食品による被害をなくするために」について協議したことが報告された。

(野村常務理事)

ア. 薬局機能評価制度導入整備事業の実施に関する説明会

1月29日(土)に110名が参加して開催され、日本薬剤師会井上常務理事が意義、参加するための動機づけについて講演されたことが報告された。

2. その他の委員会等報告事項

(1) 平成16年度広島県四師会役員連絡協議会

2月10日(木)於 広島全日空ホテル

(2) 第45回広島県公衆衛生大会~健やかな暮らしをつくる人々の集い~

2月10日(木)於 広島郵便貯金ホール

(3) 秋葉忠利氏出版記念講演会並びに記念祝賀会

2月12日(土)於 リーガロイヤルホテル広島

3. 審議事項

(1) 平成16年度会務並びに事業報告及び収支予算執行

状況報告について(別冊)(森井副会長)

事業執行報告について記載方法を一部整理することとした。

また、市町村合併に伴う支部の区域・職域に係る定款細則の一部改正(案)については、支部の意見を聞くこととした。

(2) 平成17年度事業計画(案)及び収支予算(案)について(別冊)(森井副会長)

平成17年度の事業計画(案)及び予算(案)について概要説明があり、概ね平成16年度どおりとされた。

(3) 全体理事会の開催について

次により開催することとされた。

ア. 日 時: 3月6日(日)午後3時から

イ. 付議事項:

第34回広島県薬剤師会通常代議員会付議事項について、その他

(4) 後援、助成及び協力依頼等について

ア. 広島県老人かけの人を支える家族の会24周年記念大会の後援(名義)について

と き: 平成17年5月28日(土)

ところ: 広島県民文化センター

後援することとされた。

イ. NPO在宅ケアを支える診療所・市民全国ネットワーク第11回全国の集いin広島

2005の後援について

と き: 平成17年9月18日(日)・19日(月・祝日)

ところ: 広島国際会議場

前年度: 千葉県薬剤師会後援(名義)のみ

後援することとされた。

4. その他

(1) 次回常務理事会の開催について

ア. 常務理事会

3月3日(木)午後6時

3月17日(木)午後6時(議事要旨作製責任者【予定】大塚幸三常務理事)

(2) その他行事報告

ア. 第11回中国・四国地区病院・薬局実務実習調整機構会議

2月18日(金)於 岡山市

イ. 広報委員会

2月18日(金)

ウ. 第38回日本薬剤師会学術大会準備委員会(広報・作製担当)

2月19日(土)

エ. 平成16年度薬局・病院薬剤師指導者伝達研修会(西部)

2月20日(日)於 広島県薬事衛生会館

オ.「薬局業務運営ガイドライン」についての打合会
2月22日(火)

力. 平成16年度食品衛生講演会
2月24日(木) 於 鯉城会館

キ. 日本薬剤師会平成16年度第7回理事会
2月25日(金) 於 東京

ク. 日本薬剤師会第98回通常代議員会
2月26日(土)・27日(日) 於 東京

ケ. 行政支部総会
2月26日(土)

コ.「在宅服薬管理ステーション(仮称)」設置に伴う
薬局研修会
2月27日(日) 午後2時~ 於 広島県薬事衛生会館

サ. 広島大学退任記念講演会
3月2日(水) 於 広島大学医学部第5講義室

シ. 第38回日本薬剤師会学術大会準備委員会(総務・
財務担当)
3月6日(日) 午前11時

ス. 第38回日本薬剤師会学術大会準備委員会の開催に
ついて
3月6日(日) 午後1時~

セ. 災害時医薬品等供給マニュアルに基づく支部担当
者会議
3月13日(日) 午後1時~

ソ. 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機
関評議員・運営委員会合同会議
3月13日(金) 於 岡山県薬業会館

タ. 第34回広島県薬剤師会通常代議員会
3月20日(日) 午前11時~

チ. 平成16年度社会保険指導者研修会
3月25日(金) 於 東京

ツ. 平成16年度医薬分業指導者協議会
3月25日(金) 於 東京

テ. 平成16年度全国医薬分業担当者会議
3月26日(土) 於 東京

ト. 広島県薬剤師会薬局実務実習指導薬剤師講習会
3月27日(日) 於 福山大学

ナ. 広島県地域保健対策協議会緩和ケア推進専門委員
会(第2回)
3月28日(月) 於 広島医師会館

二. 第34回広島県薬剤師会通常総会の開催について
5月28日(土) 午後3時~

◆平成17年3月常務理事会議事要旨

日 時: 平成17年3月3日(木) 午後6時~9時30分
場 所: 広島県薬事衛生会館
出席者: 前田会長、木平、豊見、平井、松下、森井各副会長
有村、大塚、重森、濵谷、宗、谷川、野間、野村、
増田各副会長
欠席者: 木平副会長、田口常務理事

1. 協議事項

(1) 第34回広島県薬剤師会通常代議員会提出議題につ

いて

第34回広島県薬剤師会通常代議員会付議事項

(報 告)

報告第1号 日本薬剤師会代議員会報告

報告第2号 平成16年度広島県薬剤師会会務並び
に事業執行状況報告

報告第3号 平成16年度広島県薬剤師会収支予算
執行状況報告

報告第4号 平成16年度保険薬局部会事業執行状
況報告

報告第5号 平成16年度保険薬局部会収支予算執
行状況報告

(議 案)

議案第1号 社団法人広島県薬剤師会定款細則の
一部改正について(案)

議案第2号 平成17年度広島県薬剤師会事業計画
(案)

議案第3号 平成17年度広島県薬剤師会収支予算
(案)

議案第4号 平成17年度保険薬局部会事業計画
(案)

議案第5号 平成17年度保険薬局部会収支予算
(案)

平成17年3月20日開催の第34回広島県薬剤師会通常代議員会に提出する付議事項について、別冊資料に基づいて、各担当者から報告及び議案の説明があった。内容について検討され、追加訂正等修正があり、その結果を3月6日開催する全体理事会に提出することになった。

(2) 中国新聞広告掲載について(谷川常務理事)

掲載月日: 平成17年3月23日(水) 中国新聞朝刊
中国新聞朝刊に年3回で契約している広告掲載の
第3回目が諸事情により3月23日掲載となった。
今回に限り2色刷りとし、その上乗せの広告料を
保険薬局部会から支払う旨説明があり、諒承さ
れた。

(3) 後援、助成及び協力依頼等について

ア. 平成17年度「看護の日」広島県大会の後援(名義)
について

とき: 平成17年5月14日(土)

ところ: 広島国際会議場

後援(名義)について討議され、諒承された。

2. その他

(1) 次回常務理事会の開催について

3月17日(木) 午後6時~

(議事要旨作成責任者【予定】大塚幸三常務理事)

日付		行事内容
2月22日	火	「薬局業務運営ガイドライン」についての打合会
24日	木	平成16年度食品衛生講演会(鯉城会館)
25日	金	日本薬剤師会平成16年度第7回理事会(東京)
26日	土	行政支部総会
26日 ~27日		日本薬剤師会第98回通常代議員会(東京)
27日	日	「在宅服薬管理ステーション(仮称)」設置に伴う薬局研修会
28日	月	第38回日本薬剤師会学術大会準備委員会(会場・運営・演題処理・プログラム担当)
3月1日 ~7日		子ども予防接種週間
3日	木	常務理事会
6日	日	・第38回日本薬剤師会学術大会準備委員会(総務・財務担当) ・第38回日本薬剤師会学術大会準備委員会 ・全体理事会
7日	月	「災害時医薬品等供給マニュアル」に基づく支部担当者研修会打合会
9日	水	日本薬剤師会薬局業務に関する特別委員会役員打合会(東京)
10日	木	・保険薬局部会支部担当者会議
13日	日	災害時医薬品等供給マニュアルに基づく支部担当者研修会
14日	月	・中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関評議員・運営委員合同会議(岡山) ・広報委員会
15日	火	・「向精神薬等密売を目的とした多重受診」対策に関する検討会(広島南警察署) ・第38回日本薬剤師会学術大会準備委員会(式典・懇親会担当)
17日	木	広島県健康増進普及啓発実行委員会(広島県健康福祉センター)

日付	行事内容
3月17日	木 常務理事会
20日	日 第34回広島県薬剤師会通常代議員会
23日	水 平成16年度第2回広島県地域保健対策協議会定例理事会(広島全日空ホテル)
24日	木 <ul style="list-style-type: none"> 財団法人広島県健康福祉センター理事会(広島県健康福祉センター) 在宅服薬管理対策特別委員会
25日	金 <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度社会保険指導者研修会(東京) 平成16年度医薬分業指導者協議会(東京)
26日	土 <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度全国医薬分業担当者会議(東京) 呉支部総会(シティプラザカントー)
27日	日 広島県薬剤師会薬局実習指導薬剤師講習会(福山大学)
28日	月 <ul style="list-style-type: none"> 第97回広島地方社会保険医療協議会(八丁堀シャンテ) 広島県地域保健対策協議会緩和ケア推進専門委員会(第2回)(広島医師会館)
29日	火 認定基準薬局制度運営協議会
30日	水 福山支部総会(福山すこやかセンター)
4月1日	金 日本薬剤師会薬局製剤・漢方委員会(東京)
5日	火 広報委員会
7日	木 <ul style="list-style-type: none"> 第38回日本薬剤師会学術大会運営委員会(総務・財務担当) 第38回日本薬剤師会学術大会準備委員会(会場・運営・演題処理・プログラム担当)
7日	木 在宅服薬管理指導推進モデル事業打合会
12日	火 平成17年度厚生労働省薬剤師実務研修面接
13日	水 日本薬剤師会平成17年度第1回理事会(東京)
14日	木 <ul style="list-style-type: none"> 広島県薬務室との平成17年度事業打合会 業務分担 担当理事打合会 在宅服薬管理指導推進モデル事業打合会

日付		行事内容
4月16日	土	・アカシア100市民健康フォーラム（広島国際会議場） ・JPPNW理事会・支部総会・総会（広島医師会館）

日付		行事内容
4月17日	日	在宅服薬管理指導推進モデル事業研修会
18日	月	禁煙支援アドバイザー認定特別委員会
19日	火	広報委員会

行事予定（平成17年5月～平成17年7月）

- 5月1日（日） } 平成17年度不正大麻・けし撲滅運動
- 6月30日（木） }
 5月7日（土） 全体理事会
 5月12日（土） 東広島支部総会
 5月14日（土） 平成17年度「看護の日」広島県大会
 5月22日（日） 安芸支部総会
 " 廿日市佐伯支部総会
 5月25日（水） 日本薬剤師会平成17年度第2回理事会
 " 日本薬剤師会地方連絡協議会
 5月26日（木） 常務理事会
 5月28日（土） 支部長・理事合同会議
 " 第34回広島県薬剤師会通常総会
 " 三原支部総会
 5月28日（土） } 第28回プライマリ・ケア学会京都大会（京都）
 5月29日（日） }
 6月2日（木） 第38回日本薬剤師会学術大会運営委員会（総務・財務担当）
 6月16日（木） 常務理事会
 6月16日（木） } 平成17年度試験検査センター連絡協議会（東京）
 6月17日（金） }
 6月25日（土） } 平成17年度病院診療所薬剤師研修会
 6月26日（日） }
 6月25日（土） } 平成17年度実務実習指導薬剤師養成ワークショップ（東京）
 6月26日（日） }
 7月7日（木） 第38回日本薬剤師会学術大会運営委員会（総務・財務担当）
 7月15日（金） 平成17年度日本薬剤師会学校薬剤師部会研修会（東京）
 7月21日（木） 常務理事会
 7月23日（土） } 日本薬剤師会代議員中国ブロック会議（山口）
 7月24日（日） }

— 謹んでお悔やみ申し上げます —



伊藤 芳健 氏 逝去

かねて病気療養中のところ、4月11日逝去されました。

告別式は4月13日広島市安佐南区緑井の平安祭典広島北会館において、執行されました。

自宅：広島市安佐南区中須2-14-10-409
伊藤 美樹 氏

花岡 千代 氏 逝去

かねて病気療養中のところ、4月18日逝去されました。

告別式は4月19日広島市南区南蟹屋のセルモ玉泉院大州通り会館において、執行されました。

自宅：広島市南区皆実町3-13-13
花岡 宏 氏

会員紹介 30



呉支部

わき の り こ
脇 野 憲 子

20年余り調剤薬局に勤務しています。子供達が独立した数年前より、水泳、フラワーアレンジ、紅茶、オカリナ、フランス語、シャンソン等を楽しんでいます。5月18日アステルプラザのコンサートに良ければご一緒に…



三原支部

だい どう せつ お
大 同 節 夫

京都生まれの47才。金沢で10年(MR 6年)、三原で生まれた二女が、今春京薬へ。三原は第二の故郷になりました。ゴルフとスキーは夫婦で楽しんでます。努力しないで薬剤師！もうそんな時代は、終わりましたね！！



広島支部

にし かわ かず こ
西 川 和 子

結婚して2年が過ぎ、仕事と主婦業の両立は大変ですが充実した毎日を過ごしています。趣味は、主人とたまに行く釣りです。日々、成長していく様子、頑張っていきたいと思っています。



広島支部

さ さ き ひ ろ と
佐々木 啓 人

大阪から広島へ来て、約1ヶ月が経ち、街にも徐々に慣れてきました。休みの日には家の近くを散歩して、自分なりの地図を作っています。野球が始まったので、球場へ見に行きたいと思っています(広島ファンです)。



安芸支部

ごう だ し の
郷 田 志 乃

4月より、船越南どんぐり薬局で勤務することになりました。
何から何まで、初めてです。
どうぞ、よろしくお願ひ致します。



東広島支部

まつ い さと まさ
松 井 聰 政

私は、ぱりぱりの広島っ子です。子といつても気づいたら今年39歳になります。なにごとも幅広くやってますが、本当はおたくになりきれないのが現状です。
まだまだ、頑張りますので、よろしくお願ひしま～す。



平成17年度不正大麻・けし撲滅運動の実施について（通知）

平成17年3月11日

社団法人 広島県薬剤師会会長様

広島県福祉保健部長
(薬務室)

薬務行政の推進につきましては、平素から御配慮いただいているところですが、この運動を平成17年度も5月1日から6月30日までの間、別紙要領に基づき実施します。

については、この運動の趣旨を貴組合員等関係者に周知し、この運動の成果があがるよう御配慮ください。

広島県不正大麻・けし撲滅運動実施要領

第1 目的

大麻及びけしに係る事犯の発生は、関係機関の努力にもかかわらず、依然として跡を絶たない現状にある。

このため、広く県民に対して大麻・けしに関する正しい知識を普及するとともに、不正大麻・けしの発見除去等に努め、併せて自生する大麻・けしの撲滅を図る。

第2 名称

広島県不正大麻・けし撲滅運動

第3 実施期間

平成17年5月1日～同年6月30日

第4 実施機関

広島県

第5 実施事項

- この運動の趣旨の周知徹底を図るとともに、大麻・けしについての正しい知識を普及するため、次のとおり啓発指導を実施する。
 - 市町村等関係機関、団体にポスター、広

報資料等を提供するとともに、各種報道機関の協力を求め、広く県民に対し広報活動を実施する。

- 教育委員会及び小・中学校に協力を求め、児童・生徒に対する「植えてよいけし、植えてはいけないけし」の見分け方等についての教育を依頼する。
- 各種講習会等を利用して、啓発活動について努める。
- 不正に栽培されている大麻・けし及び自生する大麻・けしの発見に努め、必要な措置を講じる。
- 県立保健所（分室）若しくは薬務室がそれらを発見したとき、又は一般から通報があったときには、「不正けし・自生けし処理方針」（平成15年3月17日付け福祉保健部衛生・被爆者総室薬務室長通知）により対応する。
- 公的機関から通報があったときは、当該機関へ協力を依頼し、必要な措置を講じる。
- ハカマオニゲシの認定にあたっては、形態上の特徴によるもののほか、その主要な含有アルカロイドであるテバインの分析を併用することとする。テバインの分析については、中国四国厚生局麻薬取締部に依頼するので、薬務室に事前連絡のうえ検査必要量（花、けしボウズ、茎、葉のいわゆる地上部2本）を送付すること。
- その他、地域の実情に応じた適切な措置を創意工夫して実施し、この運動の成果があがるよう配慮する。

「けし・大麻栽培に注意しましょう！」

5月、6月は不正大麻・けし撲滅運動月間です。」

5月から6月にかけて、庭先などで美しい花を咲かせて私たちの目を和ませてくれるけしには、植えてはいけない種類があるのをご存知ですか。

植えてもよいけしは、「ひなげし」「おにげし」「あざみげし」などで、全体に毛が多く生えています。

反対に、植えてはいけないけしには毛はほとんど無く、葉や茎は白っぽい緑色をしており、茎は太く、葉が茎を巻き込むようにして付いているのが特徴です。

また、大麻は、昔から「あさ」と呼ばれ、繊維や種子を採るために栽培されていました。

しかし、麻薬成分を含み、マリファナやハシッ

シなどに悪用されるため一般には栽培が禁止されています。

植えてはいけないけしや大麻を栽培することのないように十分注意しましょう。

けしの見分け方についてわからないことや、植えてはいけないけしや大麻を見かけたときは、最寄りの保健所・保健所分室又は県庁薬務室までご連絡ください。

薬剤師法施行令及び覚せい剤取締法施行令の一部を改正する政令第1条「薬剤師法施行令の一部改正」及び薬剤師法施行規則の一部を改正する省令について(通知)

平成17年3月28日

社団法人広島県薬剤師会会長様

広島県福祉保健部長
(薬務室)

このことについて、平成17年3月24日付け薬食発第0324002号で厚生労働省医薬食品局長から別紙(写)のとおり通知がありましたので、貴会員への周知方お願いします。

**薬剤師法施行令及び
薬剤師法施行規則の手数料改正について**

1 改正理由

薬剤師法施行令第10条に定められている受験手数料、薬剤師法施行規則第5条第2項に定められている免許証の書換交付申請手数料及び第6条第2項に定められている免許証の再交付申請手数料の額について、人件費及び物件費の上昇等に伴う手数料額の見直しの結果、額の改定が必要となった手数料の額の改定を行うものである。

2 改正内容

【薬剤師法施行令の一部改正】(第10条関係)

受験手数料

5,400円 6,800円

【薬剤師法施行規則の一部改正】(第5条及び6条関係)

免許証書換交付申請手数料

2,700円 2,750円

免許証再交付申請手数料

2,700円 2,750円

3 施行期日

平成17年4月1日

人事異動(薬務室関係)

平成17年4月1日

()内は旧職名、敬称略

転入者

- ・福祉保健部衛生・被爆者総室
薬務室専任主査 金森 久幸
(保健環境センター理化学部長)
- ・福祉保健部衛生・被爆者総室
薬務室専門員 懇和 卓治
(福祉保健部衛生・被爆者総室生活衛生室
専門員)
- ・福祉保健部衛生・被爆者総室
薬務室主任 寺岡由美子
(福祉保健部衛生・被爆者総室薬務室
主任技師)
- ・福祉保健部衛生・被爆者総室
薬務室主任 森木 智男
(福祉保健部衛生・被爆者総室薬務室
主任技師)
- ・福祉保健部衛生・被爆者総室
薬務室主任主事 坂田 陽子
(広島県福山教育事務所主事)

転出者

- ・保健環境センター理化学部長 鯉池千恵子
(福祉保健部衛生・被爆者総室薬務室
専任主査)
- ・広島地域事務所厚生環境局
海田分室監視指導専門員 難波 利元
(福祉保健衛生部・被爆者総室薬務室専門員)
- ・福祉保健部衛生・被爆者総室
薬務室主任 寺岡由美子
(福祉保健部衛生・被爆者総室薬務室
主任技師)
- ・福祉保健部衛生・被爆者総室
薬務室主任 森木 智男
(福祉保健部衛生・被爆者総室薬務室
主任技師)

2005年日本国際博覧会開催に伴う協力要請について（通知）

平成17年4月4日

社団法人 広島県薬剤師会 様
広島県福祉保健部長
(薬務室)

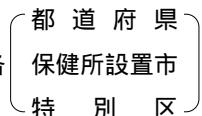
このことについて平成17年3月23日付け薬食化発第0323001号により厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長から別紙（写）のとおり通知がありました。

については、貴会会員等へ周知してください。

2005年日本国際博覧会開催に伴う協力要請について

薬食化発0323001号

平成17年3月23日

各  都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬品局審査官理課
化学物質安全対策室長

毒物及び劇物による事故の未然防止等につきましては、かねてより種々のご配慮いただいているところです。

今般、警察庁交通局長、同警備局長及び同生活安全局長から別添のとおり毒物及び劇物を取り扱う事業所及び施設等に係る毒物劇物の保管管理の強化について、協力要請がありました。

つきましては、当該要請の趣旨をご理解の上、昭和52年3月26日付け薬発313号「毒物及び劇物の保管管理について」、平成10年7月28日付け医療発第693号「毒物及び劇物の適正な保管管理等

の徹底について」、平成11年1月13日付け医薬発第34号「毒物及び向精神薬等の医薬品の適正な保管管理及び販売等の徹底について」等に基づき、適切な毒物及び劇物の保管管理がなされているか改めて点検するよう貴管下関係業者及び関係団体等に対する指導につきましてよろしくお取り計らい願います。

なお、平成16年5月31日付け薬食化発第0531003号「過酸化水素にかかる適正な販売等の徹底について」に基づく爆発物原料となりうる劇物の販売及び管理についても、特段のご配慮をお願いいたします。

2005年日本国際博覧会の開催に伴う警察諸対策に対する協力要請について

警察庁丙規 発第23号

警察庁丙備 発第84号

警察庁丙生企発第25号

平成17年3月14日

厚生労働大臣官房長 殿

警察庁交通局長

警察庁警備局長

警察庁生活安全局長

貴台におかれましては、平素から警察運営に際して、ご理解と御協力を賜り、深く御礼と感謝を申し上げます。

さて、2005年日本国際博覧会は、本年3月25日（金）から9月25日（日）までの間、愛知県において開催される予定です。

この博覧会には、国内外から多数の要人や観客の来場が見込まれている他、米国をはじめイラクへ軍隊を派遣する国の参加が予定されています。

このため、博覧会の開催に当たり、国際的なテロ等の不法事案や会場へ通じる幹線道路等における交通混乱の発生が懸念され、警察としても、博覧会及び同関連行事の安全かつ円滑な遂行を確保

するため、総力を挙げて諸対策を推進しているところであります。

貴台におかれましても、本博覧会における警察諸対策の重要性をご覧のうえ、次の事項につきまして指導を強化させるなど、適切な処置が講じられるようご協力を要請いたします。

厚生労働省に対する要請事項

- 1 自主警備による庁舎管理等の徹底
- 2 関係事業者等に対する自主警備強化の指導
- 3 関係情報及び不審者情報等の通報連絡の徹底
- 4 博覧会会場周辺地域等におけるイベント等行事の抑制
- 5 業務用車両、業務用制服等の管理及び盜難・紛失時の連絡の徹底
- 6 不信情報に対する迅速な対応
- 7 交通総量抑制対策の推進
- 8 ホテル等における外国人等客の身元確認の徹底
- 9 救急医療対策の強化
- 10 毒・劇物等危険物の保管管理体制の指導強化
- 11 博覧会開催期間中の会場周辺医療機関における生物テロ対応のための感染症発生動向調査の実施
- 12 博覧会会場関連施設及びそれに直結するライフライン関連施設に対する自主警備の強化
- 13 テロ発生時の迅速な対応及び被害者の搬送、除染、検知活動等にかかる連携の強化
- 14 専門家チーム等の緊急輸送に関する連携の強化
- 15 博覧会会場へ通じる幹線道路等における路上工事・作業（水道）の抑制、日程調整の指導

薬局の管理者の兼務について（通知）

平成17年4月4日

社団法人 広島県薬剤師会会长 様

広島県福祉保健部長
(薬務室)

このことについて、薬局等許可事務処理要領を一部改正し、薬局の管理者が、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する場合は、薬事法第7条第3項のただし書きの規定に基づき、別紙のとおり「管理者兼務の適用願い」を提出することとしましたので、貴会員に周知してください。

別紙

管理者の兼務について

薬局の管理者が、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する場合は、次のア～ウに限り、薬事法（以下「法」という。）第7条第3項のただし書きの規定を適用することとする。

- ア 学校保健法に基づく学校薬剤師の業務
- イ 薬剤師会が開設する休日夜間対応薬局に係る業務
- ウ 市町村が開設する休日診療所に係る業務

なお、この場合は、「管理者兼務の適用願い」を提出することにより、法第7条第3項のただし書きの許可を受けたものとみなす。

また、管理者兼務の内容に変更を生じた場合は、法第7条第3項のただし書きの許可は、消滅するものとする。従って、管理者兼務の適用願いの内容に変更を生じた場合は、再提出により、法第7条第3項のただし書きの許可を受け直すこと。

（参考）薬事法第7条第3項抜粋

薬局の管理者は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事するものであってはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りではない。

別紙

管理者兼務の適用願い

次の薬局について、薬事法第7条第3項のただし書きの規定を適用してくださるようお願いします。

なお、当該薬局の管理者として業務を遂行するにあたって、支障が生じた場合には、他の管理者を設置する等、速やかに改善することを誓約します。

店舗の名称	
店舗の所在地	
管理者の氏名	
管理者の住所	
兼務する業務	学校薬剤師の業務・休日夜間対応薬局に係る業務・休日診療所に係る業務
兼務する場所	

年 月 日

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名稱及び代表者氏名)

印

広 島 県 知 事 様

広島県 保健所長 様

平成17年度「ダメ。ゼッタイ」普及運動の後援について(依頼)

平成17年4月6日

(社)広島県薬剤師会会长様

広島県「ダメ。ゼッタイ。」
普及運動実行委員会
(県庁薬務室内)

薬物乱用防止の推進については、日ごろから御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、「国連薬物乱用根絶宣言(1998年~2008年)の支援事業として、6月20日(月)から7月19日(火)までの1か月間、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動が全国一斉に実施されます。

本県でも、別紙のとおり「平成17年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施要領」を定め、この運動を実施することにしました。

については、この運動の趣旨を御理解いただき、後援していただくようお願いします。

なお、後援いただける場合は、5月11日(水)までに別紙様式にて回答してください。

平成17年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施要領

1 楽 旨

今日、麻薬等の薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題のひとつとなっている。

このような地球的規模での薬物乱用問題は、世界の国々が一丸となって取り組むべきことであり、かつ、国民一人ひとりの認識を高める必要がある。

このため、「国連薬物乱用根絶宣言(1998年~2008年)の支援事業の一環として、国連決議による「6.26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を官民一体となって図り、併せて、内外における薬物乱用防

止に資することを目的として、全国一斉に「ダメ。ゼッタイ。」普及運動が展開される。

本県においても広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施し、薬物乱用防止の思想を普及するとともに、併せて、(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターが実施する「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金に協力する。

2 実施期間

平成17年6月20日(月)から7月19日(火)までの1か月間とする。

ただし、「626ヤング街頭キャンペーン」は、原則として6月26日(日)に実施する。

3 実施機関

(1)主催

広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実行委員会(以下「委員会」という。)

(2)協賛(予定)

広島県、広島県警察本部、広島県教育委員会、広島県薬物乱用対策推進本部、広島県覚せい剤等薬物乱用防止指導員協議会、マツダ財団

(3)後援(予定)

ライオンズクラブ国際協会336C地区、広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県薬剤師会、広島県看護協会、広島県薬種商協会、広島県配置医薬品連合会、広島県配置医薬品協議会、広島県医薬品卸協同組合、広島県製薬協会、広島県クリーニング生活衛生同業組合、広島県公衆浴場業生活衛生同業組合、広島県美容業生活衛生同業組合、広島県理容生活衛生同業組合、広島県ホテル旅館生活衛生同業組合、広島県飲食業生活衛生同業組合、広島県喫茶飲食生活衛生同業組合、広島県興行生活衛生同業組合、広島県食肉生活衛生同業組合、広島県食鳥肉販売業生活衛生同業組合、広島県社交飲食生活衛生同業組合、広島県すし商生活衛生同業組合、広島県料理業生活衛生同業組合、日本塗料商業組合広島県支部、広島県バス協会、広島県遊技業協同組合、広島県タクシー協会、広島県個人タクシー協会、広島県毒物劇物安全協会、広島県コンビ

ニエンス・ストアー防犯連絡協議会、広島県建設業協会連合会、広島県ゴルフクラブ連盟、広島県カラオケオペレーター協会、広島県アミューズメント施設営業者協会、広島県麻雀連合会、青少年育成広島県民会議、広島県保護司会連合会、広島県更生保護女性連盟、広島県暴力監視追放防犯連合会、広島県少年補導協助員連絡協議会連合会、広島県P.T.A連合会、広島市P.T.A協議会、広島県民生委員児童委員協議会、広島市民生委員児童委員協議会、広島市青少年健全育成連絡協議会

4 実施事項

(1) 626ヤング街頭キャンペーン

覚せい剤等薬物乱用防止指導員地区協議会(広島市、広島、海田、呉、芸北、東広島、尾三、福山及び備北)が主体となり、ヤングボランティアの協力を得て、街頭啓発キャンペーン(啓発資材の配布等)を実施する。

実施日時 原則として平成17年6月26日

(日) 午後2時~午後4時

実施場所 県内10カ所

参加者 1カ所あたり

ヤングボランティア 20人

広島県覚せい剤等

薬物乱用防止指導員 20人

ライオンズクラブ等 10人

(2) 地域団体キャンペーン

次の団体の協力を得て、店頭等へのポスター掲示及び一声運動等を実施する。

広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県薬剤師会、広島県看護協会、広島県薬種商協会、広島県医薬品卸協同組合、広島県製薬協会、広島県クリーニング生活衛生同業組合、広島県公衆浴場業生活衛生同業組合、広島県美容業生活衛生同業組合、広島県理容生活衛生同業組合、広島県ホテル旅館生活衛生同業組合、広島県飲食業生活衛生同業組合、広島県喫茶飲食生活衛生同業組合、広島県興行生活衛生同業組合、広島県食肉生活衛生同業組合、広島県食鳥肉販売業生活衛生同業組合、広島県社交飲食生活衛生同業組合、広島県す

し商生活衛生同業組合、広島県料理業生活衛生同業組合、日本塗料商業組合広島県支部、広島県バス協会、広島県遊技業協同組合、広島県タクシー協会、広島県個人タクシー協会、広島県毒物劇物安全協会、広島県コンビニエンス・ストアー防犯連絡協議会、広島県建設業協会連合会、広島県ゴルフクラブ連盟、広島県カラオケオペレーター協会、広島県アミューズメント施設営業者協会、広島県麻雀連合会、青少年育成広島県民会議、広島県保護司会連合会、広島県更生保護女性連盟、広島県暴力監視追放防犯連合会、広島県少年補導協助員連絡協議会連合会、広島県P.T.A連合会、広島市P.T.A協議会、広島県民生委員児童委員協議会、広島市民生委員児童委員協議会、広島市青少年健全育成連絡協議会

(3) 「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金への協力

(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターが、開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事している民間団体(NGO)の活動資金として、国連を通じて支援するために実施する「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金に協力する。

実施方法については、別紙「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金実施要領とのおりとする。

(4) 広報による啓発活動

報道機関や関係機関等の協力を得て、本運動の趣旨の徹底を図る。

5 その他

その他必要な事項は、委員会において決定する。

(別紙)

「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金実施要領

1 趣旨

(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターが実施する「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金に協力する。

これにより、県民一人ひとりはもちろんのこと、中でも、青少年の健全育成とボランティア活動への積極的参加意欲の増進を促し、地球的規模での薬物乱用防止に対する理解と認識を高めるととも

に、善意の浄財を募り開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事している民間団体(NGO)の活動資金として国連を通じて支援することにより、薬物乱用のない地球環境づくりに資する。

2 募金活動期間

平成17年6月20日(月)から7月19日(火)までの1か月間とする。

3 協力主体

広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実行委員会(以下「委員会」という。)が協力主体となり、募金活動に必要な準備から募金の回収、振込み、報告を行う。

4 募金活動の種類

(1)店頭募金活動

地域団体キャンペーンに参加している次の団体等の協力を得て、店頭等に募金箱を設置して実施する募金活動。

広島県理容生活衛生同業組合、広島県ホテル旅館生活衛生同業組合、広島県飲食業生活衛生同業組合、広島県喫茶飲食生活衛生同業組合、広島県興行生活衛生同業組合、広島県食肉生活衛生同業組合、広島県社交飲食生活衛生同業組合、広島県すし商生活衛生同業組合、広島県料理業生活衛生同業組合、広島県コンビニエンス・ストアー防犯連絡協議会、広島県ゴルフクラブ連盟、広島県カラオケオペレーター協会、広島県アミューズメント施設営業者協会、広島県麻雀連合会

(2)職域募金活動

官公庁を始めとする職域組織を対象に実施する募金活動。

ライオンズクラブ国際協会336C地区、広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県薬剤師会、広島県看護協会、広島県薬種商協会、広島県配置医薬品連合会、広島県配置医薬品協議会、広島県医薬品卸協同組合、広島県製薬協会、日本塗料商業組合広島県支部、広島県毒物劇物安全協会、広島県建設業協会連合会、広島県麻雀連合会、広島県保護司会連合会

(3)街頭募金活動

6月26日(日)に実施する626ヤング街頭キ

ヤンペーン時に実施する募金活動。

(4)篤志家募金活動

篤志としての意思を表明し、募金活動に協力しようとする団体又は個人を対象に実施する募金活動。

5 募金活動への協力要請等

委員会は、各種団体等に対して、募金活動への協賛を呼びかけるとともに、募金活動に必要な啓発用資材等の提供を行う。

【インスリン注入器等を交付する薬局に 係る取扱いについて(通知)】

平成17年4月4日

社団法人広島県薬剤師会会长 様

社団法人広島県薬事衛生会館理事長 様

広島県医薬品卸協同組合理事長 様

広島県福祉保健部長
(薬務室)

このことについて、平成17年3月25日付け薬食機発第0325001号で厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長から別紙(写)のとおり通知がありました。

については、貴会員等への周知徹底方お願いします。

なお、内容については、「インスリン皮下投与注射筒を患者に交付する場合の取扱いについて」(平成17年3月18日付け福祉保健部衛生・被爆者総室薬務室長通知)と同様のものです。

【インスリン注入器等を交付する 薬局に係る取扱いについて】

薬食機発第0325001号

平成17年3月25日

各 都道府県
政 令 市
特 別 区 衛生主管部(局)薬務主管課長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課
医療機器審査管理室長

平成17年4月1日より施行される改正後の薬事法（昭和36年法律第145号）第39条の高度管理医療機器販売業につき、特に、薬局（医療機関内の薬剤部を含まない。）において高度管理医療機器の交付を行う場合の取扱いにつき複数の都道府県から照会があり、下記のとおり回答しているので、参考にされたい。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医療品機器総合機構理事長、日本医療機器関係団体協議会会長、日本薬剤師会会长、在日米国商工会議所医療機器小委員会委員長及び欧州ビジネス協議会医療機器委員会委員長あて送付することを念のため申し添える。

記

1. インスリン注入用の医療機器

(1) インスリン自己注射用ディスポーザブル

注射器、注射針

インスリン皮下注射用注射筒は、針なし、針付きとも高度管理医療機器に分類されいるところであるが、処方せんに記載することによりインスリンと合わせて、インスリン製剤の自己注射のために用いる注射用ディスポーザブル注射器（針を含む）を薬局において交付する場合には、高度管理医療機器販売業の許可を取得する必要はないこと。

なお、万年筆型インスリン注入器用注射針（注入器は含まず注射針のみ）は管理医療機器であるため、高度管理医療機器の販売業許可を取得する必要はない。

(2) 万年筆型インスリン注入器

一体型インスリン注入器

薬液たるインスリンが注入器と一体であり、インスリンを使い切ったあと注入器を

再使用できない、薬液と一体となった注入器は、全体として医薬品として取り扱われているものであり、これを処方せんに基づき薬局において交付する場合、当該薬局は高度管理医療機器販売業の許可を取得する必要はないこと。

分離型インスリン注入器

薬液たるインスリンのカートリッジが注入器と分離でき、カートリッジ内のインスリンを使い切った後も、新しいカートリッジに交換の上、注入器を再利用できる分類型のインスリン注入器を薬局において処方せんに基づき交付することはないことから、当該薬局は、高度管理医療機器販売業の許可を取得する必要があること。

2. 自己検査用グルコース測定器

薬局において自己検査用グルコース測定器を交付する場合、当該薬局は、高度管理医療機器の販売業の許可を取得する必要があること。

高度管理医療機器を交付する 薬局に係る取扱いについて（通知）

平成17年4月12日

社団法人 広島県薬剤師会会长 様

広島県福祉保健部

衛生・被爆者総室薬務室長

このことについて、「インスリン注入器等を交付する薬局に係る取扱いについて」（平成17年4月4日付け福祉保健部長通知）により、薬局が処方せんに基づきインスリン皮下注射用注射筒等を患者に交付する場合は、高度管理医療機器販売業の許可を取得する必要はないとしておりますが、処方せんに基づき交付され保険診療の対象となるその他の高度管理医療機器（例：腹膜透析液交換セット）についても同様の取扱いとしますので、貴会員に周知してください。

支部だより

安芸支部 / 福山支部 / 吳支部 / 行政支部



<安芸支部>

学校での「薬の授業」

理事 野間 都



安芸地区学校薬剤師会では、発足以来（平成8年）より学校で時間をとっていただき、薬の基礎知識やタバコの害についてお話をさせていただいております。

毎年一度は学校薬剤師の会員を対象に県の薬務室の先生に薬物乱用防止に関する講習会をして頂いたり、県薬剤師会で作製した「薬の基礎知識」の冊子を児童・生徒に配布したりしています。

最近は、薬物乱用の問題も小学生といえども無視はできません。驚くほどに子どもたちは知っています。授業をしたら必ず児童生徒に感想文を書いて貰います。次に学校へ行った時など話しかけられて、これがけっこう嬉しく励みになります。感想文の一部をご紹介します。

【小学6年生】

私が学んだことは、タバコ、シンナー、覚せい剤などのものが体にどのような影響を与えるかということでした。私のお父さんは、毎日、タバコを2箱吸います。だから、周りにいる私やお母さんも体に悪いことがわかりました。タバコを吸うことで肺があんなにも黒くなるのは驚きました。シンナー、覚せい剤は、体に良いことなんてないのにやってしまい、そのうちどんどんエスカレートしていくのがこわいです。私は、シンナーなどを吸いたくありません。ずっとイライラしたり、歯がボロボロになりたくもないと思いました。やってしまった人のお手紙を聞いて、かわいそうと思いました。それに、さそってくる人もどうかと思いました。

【小学6年生】

今日の野間先生の話を聞いて、たばこ、未成年

の飲酒、シンナーなどの覚せい剤等が大変危険なもので、寿命が縮まつたりするおそろしさを改めて知りました。たばこは前、父が吸っていましたが、自分の命が削られてしまうことがわかり、家族全員の反対でやめることができたのです。そしてさらにその後とても驚きました。保健の本を見ていると、今まで吸っているその本人だけに害があると思っていたのですが、なんと、まわりにいる人の方が害が強いらしいのです。父にタバコをやめさせて良かったと思いました。しかも、命を削るものにお金をかけなくなりよかったです。驚いたというよりこわくなりました。野間先生が行って下さった、シンナーにカップラーメンを入れた実験では、ラーメンがみるみるうちに溶けていったのには、本当に背筋がゾクッとした。友達でもマジックのにおいが好きといっている子がいたので、将来もし薬物乱用をしていたら、止めてあげようと思いました。

【小学6年生】

薬のことについて、あらためて知ることができた。覚せい剤やコカインなどを飲むと、幻覚や妄想などのしょうじょうがでるのを知って、とてもこわいものだと思いました。友人や先輩にさそわれて飲んだ人やダイエットで飲んだ人も、知っていればよかったです。

【中学生】

最近、中学生や高校生が薬物を使用していると聞いてすごく身近な事だなあと思いました。今まで薬物なんて別世界のものだと思っていたので、特に何も考えていなかつたけれど、これからはさそわれたらどうするかなどをしっかり頭に入れておきたいです。

【高校生】

トローチの穴は、のどに詰まつても息ができるように開いている事をはじめて知った。自分の知らない事ばかりで、少し驚きました。目薬についてが一番驚いたことです。これからは、風邪やインフルエンザにかかりやすい季節になっていくの

で、体調管理をしっかりし薬を飲むときは、今回の授業を参考にしたいと思います。

【高校生】

薬にも期限があることを知った。薬の飲み忘れには注意しないといけないと思った。錠剤を噛んで飲んだことがあるので、噛まずに飲まないといけないことも分かった。自分に出された薬は、自分以外の人は飲んだり貼ったりしてはいけない事もわかった。薬は、ぬるま湯か水で飲まなくてはいけないことも知った。



講師は吉本悟先生（府中緑が丘中学校）

<福山支部>

通常総会を終えて

支部長 村上 信行

3月30日に「予算総会」を終了いたしました。社団化後、通常総会は年2回が必要です。「予算総会」と「決算総会」で16年度中に行うのが「17年度事業計画と17年度予算」17年度になって行うのが「16年度事業（最終）報告と16年度（最終）決算報告」となります。例年県薬の「代議員会」が終了してからの開催で日程的にかなりハードでした。本年は代議員会が1週早めに開催されましたので余裕はありましたが準備等からギリギリの30日となりました。1月31日までの事業報告で16年度の新事業として台風（20号）災害（高浪による浸水）への「消毒薬の緊急供給」、「世界禁煙デー」に福山市役所ロビーでの「スマーカライザー」を用いた禁煙指導、福山市医師会の小児メールマガジンでの「おくすり一口メモ」連載、福山市禁煙窓口への「禁煙指導薬局」リストの配布が主だったところでした。例年事業としてバラ祭り、健康ふくやまフェスティ



バル2004での「ニコレットの使用方法」を通じての禁煙指導。福山大学教授陣の協力を得ての19回のシリーズ研修を中心に28回の研修会開催。地対協への委員派遣12回をはじめ各種機関への協力は36回を数えています。学生受入は本年度「調整機関」から7名でした。保険薬局部会では地対協事業としての「救急の日アンケート」が16年度で5年目となりそれなりの「まとめ」をしました。ただ本年度は「鳥インフルエンザ」関連でタミフルのアンケートや台風災害での消毒薬アンケート、実践等続き「救急の日アンケート」の回答率が低下しました。FAX送信と集計だけですから本年度もやれたらと思います。3月の総会には県薬の前田会長を来賓としてお迎えできました。問題山積の折柄、日薬理事としてもこれからのあるべき薬剤師会や薬剤師像を盛り込んだ話をいただきました。

福山市薬剤師会事業計画は広島県薬剤師会事業計画に沿った形で企画立案しています。従いまして1)は「地域住民の福祉保健衛生向上のための活動」となります。

地対協での「保健医療計画」や「医薬品の適正使用」事業や「健康ふくやま21」事業を通しての活動が中心でしょう。3)の「薬局等の業務充実」では前田会長も強く述べられた「規制緩和対策」の一端としての「夜間休日対応」を盛り込んでいます。4)教育研修では「シリーズ研修」に「要望講座」を入れていただき「現場」での興味、ニードを捉えたいと思います。6)に新課題として「第38回日本薬剤師会学術大会」への参加、協力を立案しました。従来は関係団体への協力程度でしたが代議員会での「全員登録決議」も広報しました。夜間小児診療所への協力、学生受け入れも充実していきたいと思っています。県薬では「FAX手数料」を値下げされましたが当会は「値上げ」となりました。医療センター院外処方せんが1万枚を採算ベースに経費按分をしていましたので、長期処方シフトで6000枚を下回る現状ではたちまちの値上げを上程、可決いただきました。17年度中に「次策」を練らなければならないと思っています。「薬局」と「薬剤師」それぞれに課題、難問を抱えています。最終的には「ひとりから」「ひとりでも」ですが、それまでは「組織力」の護送は必要です。現在会員344名、がんばらなくっちゃ。

<呉支部>

第32回呉市薬剤師会総会開催される

呉市薬剤師会事務局 間宮 達夫



平成17年3月26日(土)シティープラザ・カンコーに於いて、第32回呉市薬剤師会総会が開催されました。

正会員総数276名中235名の出席(当日出席者38名、委任状出席者179名)により平成16年度補正予算案、平成17年度事業計画案、平成17年度収支予算案等9項目の議題について全て満場一致で承認されました。挨拶の中で大塚会長は、本年10月に開催される第38回日本薬剤師会学術大会への会員の全員参加を要請され、呉支部として一致団結して大会を成功させるという決意表明をされました。

呉市においては昨年4月に広島国際大学に薬学部が新設され、近い将来薬剤師の数が増えることが予想されており、6年制のカリキュラムを終えた若い薬剤師を迎えるにあたり自己変革の必要性を実感しておられる先生方が多く、今大会のテーマはまさに呉の薬剤師の先生方にとって興味深いものではないでしょうか。

今回の総会において、呉支部では初めての「薬剤師生涯教育研修会への出席優秀者」の表彰がおこなわれました。今回16名の先生が表彰され、当日出席の受賞者一人ひとりに大塚会長より表彰状と副賞が渡されました。受賞者の一人は「自分のために勉強させてもらっているのに表彰までしてもらうのは恐縮です」と謙遜されていましたが、表情の中に来年もがんばろうという意欲を感じ取る事が出来ました。



薬事講習会では呉市西消防署の救急救命士による「自動体外式除細動器(AED)の使い方」の講習があり最近の自然災害の多発のためか各先生方は真剣に受講されていました。

総会後の懇親会には呉市長はじめ多くの方がお祝いに駆けつけ和やかなうちに無事総会を終了する事ができました。



<行政支部>

平成16年度行政薬剤師会研修会

行政薬剤師会事務局 星野 韶



行政支部では、県庁及び保健所等において行政に携わる薬剤師の知識向上に資するため、毎年、研修会を開催しています。

平成16年度は、講師に藤沢薬品工業株式会社のグローバル経営戦略本部 製品戦略部 課長 原 健記氏に「医薬品開発と製品戦略」と題して講演をお願いし、平成17年2月26日(土)に薬事衛生会館研修室で開催しました。

藤沢薬品工業は、平成16年10月に山之内製薬と一般用医薬品事業を統合した新会社「ゼファーマ」を設立するとともに、平成17年4月からは、同じく山之内製薬と医療用医薬品の新会社「アステラス製薬」を設立します。

藤沢薬品工業は発酵分野を得意としており、山之内製薬は有機合成が専門ということで、それぞれの分野で持ち味を生かした開発が期待されます。

講師の原氏は、薬学部を卒業後、藤沢薬品工業に入社され、タガメット(抗潰瘍剤)、オメプラゾール(抗潰瘍剤)、シベノール(抗不整脈薬)など

の医薬品臨床開発を担当されました。

その後、米国フジサワUSAに出向し、プログラフ(免疫抑制剤)の臨床開発業務に携わる間に、シカゴ大学経営大学院修士課程(M.B.A)を修了されるなどの経歴をお持ちです。

製薬企業の医薬品開発は、1万の創薬に対して、上市される医薬品はその1個であり、1医薬品に800億円の開発コストを必要とします。企業として医薬品開発を行うには、継続的に利益を出さなければならず、経営的な戦略を持つ必要があるということでした。

過去の医薬品開発は、効く薬であれば、採算性が犠牲になっていたこともある。自社開発できなくても、欧米企業からの導入は容易であったが、今後は、日本の医薬品メーカーも自社品の開発が必須で、利益を産み、再投資ができないければ、継続的な新薬の研究開発はできないということでした。

製薬企業は、世界の人々の健康で豊かな生活に貢献するという社会的命題を持つ一方で、将来的な再投資(開発)のための利益追求もなくてはならないという大変興味ある内容の講演でした。また、講師の原氏の経歴も、企業にとって重要な職能であると思いました。

今、世界で注目されているのは、アルツハイマー病に効く医薬品の開発だそうで、日本の製薬企業に創薬を期待したいと思います。



積立利率変動型終身保険(米国通貨建2002)

積立利率の実績について



★世界の基軸通貨・USドルで、あなたの資産形成のお手伝いをします。

2005年4月適用積立利率

年 **4.03%**

積立利率の更改にあたっては、年0%を最低保証します。

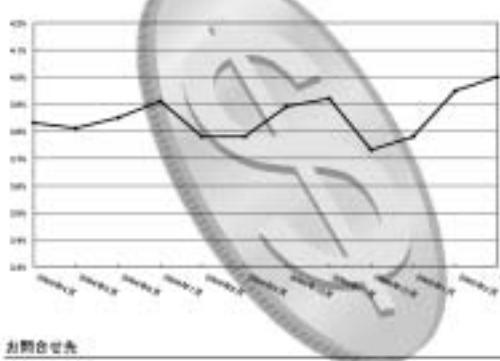
★積立利率とは?

積立金(将来の保険金をお支払いするために保険料の中から積み立てる部分)に付利する利率のことです。

積立利率は、更改日の前々月における、この保険の資産の運用実績にもとづいて毎月1日に更改されます。

更改された積立利率は、1ヶ月間、積立金に付利し、積立金を増加させます。

★過去12ヶ月間(2004年4月~2005年3月)の積立利率推移



お問い合わせ

〒730-0031

広島市中区祇園町2-1-22 広島興銀ビル9F

アリコジャパン 広島第一エイジエンシーオフィス

竹内久雄(082-261-7704) 丸木 淳生(082-261-7705)

中北 浩二(082-261-7701) 小原 駿輔(082-261-7702)

TEL: 082-247-3473

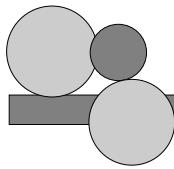
FAX: 082-240-7548

alico アリコジャパン

ALICO LIFE INSURANCE COMPANY LIMITED

8703-9401

※本書の詳細につきましては、パンフレットをご覧の上お問い合わせください。TEL: 082-247-3473



諸団体だより

広島県青年薬剤師会

今年は合宿！知っているとピンとくる そんな基本の半歩先を開催しました

会長 佐々木 順一



去る平成17年3月20日(日)・21日(月)に、アステールプラザの宿泊室・研修室を利用して、はじめて合宿を開催しました。講師は毎回お馴染みの、東京大学病院臨床試験部 青木 敦先生です。先生は、東京でも積極的に薬剤師向けの研修会を開催されており、知っピンノートの原作者でもあります。今回の参加者は20名程度と、こぢんまりとした研修会となりました。その分ディスカッションは充実し、懇親会では大いに盛り上がりました。

今回の内容は、今までの定例・第二火曜日勉強会での質問に回答するという形で行われました。たとえば、こむら返りの原因と治療に関してでは、芍薬甘草湯以外にもさまざまな薬物が用いられていることを知りましたし、ステロイドによる多尿の原因について考察もしました。またLactobacillus GGが子供のアトピー性皮膚炎の発症を抑制する効果があるかも知れないということも知り、その機序についても学習しました。ともすれば、一方的な講義になりかねないのがいまどきの勉強会ですが、参加者からの積極的な質問・提案などもあり一つひとつ丁寧に学習することができました(これが、青薬の勉強会の特徴でもあります)。



夜は、宿泊室に机を並べて鍋をつつきました。ちょっとぎやかでしたが、夜遅くまでトークが止まない懇親会でした。この懇親会だけの参加の者もいて、場を盛り上げてくれました。

また、今回の合宿のもう一つの目玉として、「知っているとちょっと得？そんな小ネタで二人三脚」というのを行いました。これは、会員からの発案した企画です。今では行わない手分包大会を実況中継つきで行いました。目についての考察では、患者さん相手のとき、目が重要で目つきによって相手に伝わるイメージが変わること、また糖尿病のディスカッションでは、インスリンのカートリッジについてやブドウ糖の配布を実際に現場ではどのように行っているか意見交換を行いました。

長いと思っていた2日間でしたが、あっという間に過ぎた感があります。学習の場という意味では、たった2時間の研修会よりもはるかに身になったと思います。できることなら、今後もこのような形態の企画を続けていけたらと思います。

ちなみに、次回の青薬主催の定例勉強会は7月31日(日)同じく青木先生による新薬剤師向け勉強会「知っているとピンとくるそんな基本の勉強法」・新人歓迎会を開催予定です。



薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。大学、同窓会が主催する研修会等で公開で開催されるものについても掲載いたしますので、事務局までご連絡下さい。

なお、他支部や他団体、薬事情報センターの研

修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。

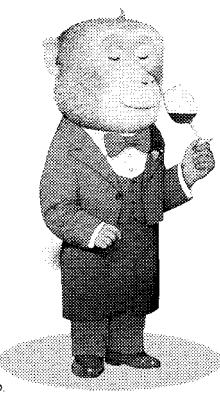
広島県の研修認定薬剤師申請状況

平成17年3月末日現在 342名(内更新242名)

開催日時	開催場所	主催者	認定	その他 (参加費等)
研修内容・講 師	問い合わせ			
5月8日(日)9:30~16:00 薬事衛生会館 漢方処方解説・漢方診療30年解説・漢方医学十講解説・漢方病理解説 吉本 悟先生、勝谷英夫先生、菊一瓔子先生、佐々木良忠先生	広島漢方研究会 薬王堂 吉本 082-285-3395	3		会員外3,000円
5月10日(火)19:30~21:00 薬事衛生会館 第二火曜日勉強会「甲状腺疾患」 広島赤十字原爆病院 山田智子先生	青年薬剤師会 福島生協病院薬剤部 小田 082-292-3171	1		会員500円 非会員1,000円 学生(社会人枠外)無料
5月13日(金)19:30~21:00 福山大学薬学部31号館 1階31101講義室 漢方医学による便秘の治療(大黄剤) 福山大学薬学部非常勤講師 小林 宏先生	福山大学薬学部 漢方薬物解析学研究室 岡村信幸 084-936-2112(5165)	1		受講料各500円 (テキスト代2,000円) 全て当日申込
5月14日(土)15:00~17:00 薬事衛生会館 4F講堂 第366回薬事情報センター定例研修会 1) 薬事情報センターだより 2) 特別講演「漢方処方解説ベスト10」 やちよクリニック院長 西村 豊先生	薬事情報センター 082-243-6660	1		1,000円
5月18日(水)19:00~21:00 三原医薬分業支援センター 第2回支部研修会 「COPD~スピリーバー~」 ファイザー製薬	三原支部 三原薬剤師会 事務局 0848-61-5571	1		支部会員外1,000円
5月19日(木)19:00~21:00 尾道ポートプラザホテル 「病位と症状別処方の運用法」『温度』(白虎湯、人參養榮湯など) 小太郎漢方株 学術専任講師 山内一晃先生	尾道支部 田辺薬局 田辺 0848-22-2991	1		無料
5月21日(土)19:00~21:00 エソール広島 2F 活動交流室 「すずめくらぶ」定例勉強会 健康食品(サプリメント)について 児玉 信子先生	広島県女性薬剤師会 辰本 082-274-0889			資料代:実費 茶菓代100円
5月22日(日)10:00~12:00 サンピア・アキ 薬事講習会「最近の薬務行政について」 広島地域保健所海田分室 難波 利元先生	安芸支部 安芸地区薬剤師会 事務局 082-282-4440	1		無料
5月25日(水)19:00~21:00 尾道国際ホテル 「糖尿病と高血圧関連」 くまもと成仁病院院長 上原 昌哉先生	尾道支部 田辺薬局 田辺 0848-22-2991	1		無料
6月3日(金)19:30~21:00 福山大学薬学部31号館 1階31101講義室 小柴胡湯をめぐる諸問題(柴胡剤) 福山大学薬学部非常勤講師 小林 宏先生	福山大学薬学部 漢方薬物解析学研究室 岡村信幸 084-936-2112(5165)	1		受講料各500円 (テキスト代2,000円) 全て当日申込
6月4日(土)15:00~17:00 薬事衛生会館 4F講堂 第367回薬事情報センター定例研修会 1) 薬事情報センターだより 2) 製品情報「肝不全用経口栄養剤 アミノレバパンEN」 大塚製薬株式会社 広島支店 応用開発消化器担当 山口 隆弘先生 3) 特別講演「肝硬変の栄養管理」 マツダ病院 消化器科医長 中塩 了先生	薬事情報センター 082-243-6660	1		1,000円
6月12日(日)13:00~16:00 薬事衛生会館 4階 第87回生涯教育研修会「腰部脊柱管狭窄症」 学術映画「糖尿病と言われたあなたへ」 講演「キネダック錠・オバルモン錠」 特別講演「腰椎疾患の診断と治療」 講演:小野薬品工業株式会社学術課 福永恭久先生 特別講演:J A広島総合病院整形外科 主任部長 藤本吉範先生	広島支部 広島市薬剤師会 事務局 082-244-4899	2		1,000円
6月12日(日)9:30~4:00 薬事衛生会館二階 漢方診療30年解説・方函口訣解説・漢方医学十講解説・漢方病理解説 吉本悟先生、山崎正寿先生、菊一瓔子先生、佐々木良忠先生	広島漢方研究会 薬王堂 吉本 082-285-3395	3		会員外3,000円

(は会員のみ)

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ	認定	その他 (参加費等)
6月14日(火) 19:30~21:00 薬事衛生会館 第二火曜日勉強会「精神・神経症」 己斐が岡病院 橋本 洋子先生	青年薬剤師会 福島生協病院薬剤部 小田 082-292-3171	1	会員500円 非会員1,000円 学生(社会人枠外)無料	
6月15日(水) 19:00~21:00 三原医薬分業支援センター 未定	三原支部 三原薬剤師会 事務局 0848-61-5571	1	支部会員外1,000円	
6月23日(木) 19:00~21:00 未定	安芸支部			
6月25日(土) 19:00~21:00 グリーンビルホテル尾道 「日常診療に直結した古典漢方の世界」第5回めまいの漢方治療 広中内科クリニック東洋医学研究所 広中 隆志先生	尾道支部 田辺薬局 田辺 0848-22-2991	1	無料	
7月8日(金) 19:30~21:00 福山大学薬学部31号館 1階31101講義室 人参剤が適応する胃腸症状(人参剤) 福山大学薬学部非常勤講師 小林 宏先生	福山大学薬学部 漢方薬物解析学研究室 岡村信幸 084-936-2112(5165)	1	受講料各500円 (テキスト代2,000円) 全て当日申込	
7月9日(土) 15:00~17:00 薬事衛生会館 4F講堂 第368回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)製品情報「加齢黄斑変性症治療剤 ピスダイン静注用15mg」 ノバルティスファーマ株式会社 眼科事業部 高井 昭芳先生 3)特別講演「高齢者の眼科疾患」	薬事情報センター 082-243-6660	1	1,000円	
7月12日(火) 19:30~21:00 薬事衛生会館 第二火曜日勉強会「緑内障」 広島鉄道病院 阿登 大次郎先生	青年薬剤師会 福島生協病院薬剤部 小田 082-292-3171	1	会員500円 非会員1,000円 学生(社会人枠外)無料	
7月17日(日) 10:00~4:30 薬事衛生会館 4階 46回・広島漢方研究会総会 会員発表・総会 特別講演:三谷和男先生	広島漢方研究会 薬王堂 吉本 082-285-3395	3	会員外3,000円	
7月20日(水) 19:00~21:00 三原医薬分業支援センター 未定	三原支部 三原薬剤師会 事務局 0848-61-5571	1	支部会員外1,000円	
7月21日(木) 19:00~21:00 尾道ポートプラザホテル 「病位と症状別処方の運用法」中暑霍乱 中食(五苓散、平胃散など) 小太郎漢方 学術専任講師 山内 一晃先生	尾道支部 田辺薬局 田辺 0848-22-2991	1	無料	
7月28日(木) 19:00~21:00 未定	安芸支部			
8月6日(土) 15:00~17:00 薬事衛生会館 4F講堂 第369回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)製品情報「ヒューマログミックス25・50注」 日本イーライリリー株式会社 3)特別講演「糖尿病治療におけるインスリン療法の最前線」 広島市立広島市民病院 内科副部長 河村 智一先生	薬事情報センター 082-243-6660	1	1,000円	



選択的ヒスタミンH₁受容体拮抗・アレルギー性疾患治療剤

**タリオン錠5
TALION[®] (ベンゾラセチル酸ベロタスチン製剤) 薬価基準収載**

指定医薬品 | 要指導医薬品 | (注)注意—医師等の処方せん・指示により使用すること

※効能・効果・用法・用量・禁忌を含む使用上の注意等について、添付文書をご参照ください。

提携
宇部興産株式会社

製造販売元
田辺製薬株式会社
大阪市中央区道修町3丁目2番10号
http://www.tanabe.co.jp/

〈資料請求先〉

2002年6月作成



第24回 福山大学薬学部卒後教育研修会のご案内

主催 福山大学薬学部・福山大学薬友会

共催 (財)日本薬剤師研修センター

(社)広島県薬剤師会・広島県薬剤師研修協議会

協賛 (社)日本薬学会

後援 福山大学同窓会

日 時： 平成17年6月11日（土）

場 所： 広島県民文化センターふくやま（JR福山駅南口 徒歩3分 福山市役所前）

福山市東桜町1-21 TEL：084-921-9200

プログラム

14:00 受付開始

14:30～14:35 開会挨拶

14:35～16:05 講演 1

「さらなる『医療事故防止』に向けて

ターゲットは薬剤事故、キープレーヤーは薬剤師」

九州大学大学院医学研究院 医療経営・管理学講座 助教授 鮎澤 純子先生

16:05～17:35 講演 2

「病院薬剤師の職能展開と展望

卒後教育研修をどう活かすべきか」

鳥取大学医学部附属病院 教授・薬剤部長 大坪 健司先生

17:35 閉会挨拶

日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度による認定研修会（2単位）です。

広島県病院薬剤師会の認定研修会です。

参加方法：当日受付（予約の必要はありません）

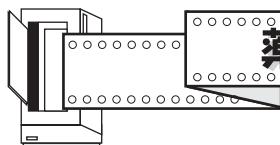
参加費：福山大学卒業生 500円 一般 900円

問合先：〒729-0292 福山市学園町1番地三蔵

福山大学薬学部卒後教育委員会 片山博和

TEL：084-936-2112-5142 FAX：084-936-2024

E-mail：katayama@fupharm.fukuyama-u.ac.jp



薬事情報センターのページ

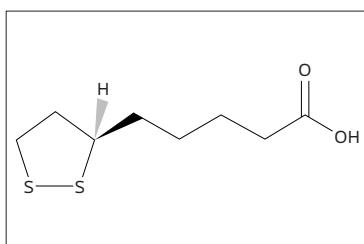


リポ酸

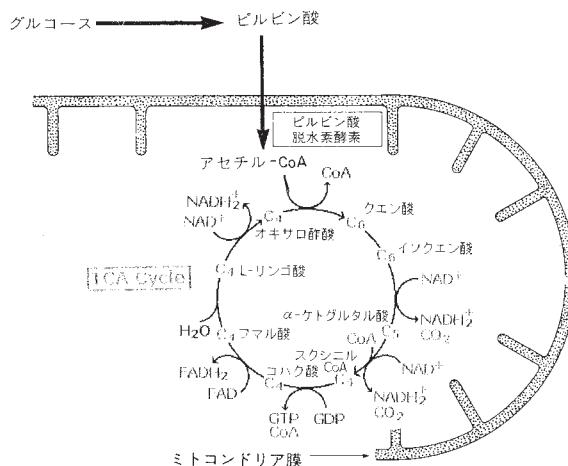
原田 修江

リポ酸は、チオクト酸とも呼ばれ、抗酸化作用を有するビタミン様物質¹です。微量で生体の代謝や恒常性の維持に重要な働きを担ってはいますが、ビタミンと異なり体内で合成することができるためにビタミンとは区別されています。リポ酸は、体内に広く分布しており、ミトコンドリアにおけるエネルギー産生に重要な役割を担っています。生体のエネルギー源としては、炭水化物（糖）、脂肪、蛋白質がありますが、リポ酸はこれら三大栄養素の中でも、特に糖の代謝に関わっています。つまり、糖はピルビン酸に変わり、ピルビン酸デヒドロゲナーゼによる酸化的脱炭酸反応によってアセチルCoAに変換された後に、エネルギー（ATP）産生の場であるTCA回路に入りますが、リポ酸は、デヒドロゲナーゼの補酵素としてピルビン酸がアセチルCoAに変換される過程に関与します。さらに、TCA回路の中でケトグルタル酸がスクシニルCoAへ変換される過程においてもデヒドロゲナーゼの補酵素として作用し、TCA回路を活性化することによりエネルギー産生を高めます。ただし、リポ酸の体内での生産量は加齢と共に減少するため、加齢と共に糖の利用効率が下がり、エネルギーとして消費されなかった糖は脂肪細胞に蓄積されやすくなるといわれています。

1 ビタミン様物質：コビキノン（CoQ10）、カルニチン（ビタミンBt）、コリン、イノシトール、*p*-アミノ安息香酸（ビタミンBX）、オロット酸（ビタミンB13）、パンガミン酸（ビタミンB15）、ビタミンF、バイオフラボノイド（ビタミンP）、ビタミンUなど。



リポ酸の構造式



その他にリポ酸に関しては、糖尿病性微小循環障害改善作用、糖尿病性腎障害改善作用、心臓の糖尿病性自律神経障害改善作用、インスリン感受性を高める作用、金属イオンのキレート作用、抗酸化物質のグルタチオン量を増加させる作用、口腔病症の症状改善や上気道感染症後の嗅覚消失を改善する効果など様々な報告があります。また、外用した場合には、日光による皮膚の老化に対する改善効果が報告されています。

リポ酸は、医薬品としては、チオクタン[®]（チオクト酸アミド）などの経口剤や、リポアラン[®]（チオクト酸）などの注射剤があります。「チオクト酸の需要が増大した時の補給（激しい肉体労働時）」、「Leigh症候群（亜急性壊死性脳脊髄炎）」、「中毒性（ストレプトマイシン、カナマイシンによる）及び騒音性（職業性）の内耳性難聴」に適応を有し、1日10～60mg、1～3回に分服（増減）あるいは1

日1回10~25mg、静注、筋注又は皮下注で使用されています。これらの適応は、動物実験において、運動負荷時にチオクト酸の要求性が増加し、チオクト酸を負荷することによって血中ピルビン酸や-ヒドロキシ酪酸レベルの上昇が抑えられること、運動負荷による網内系機能の低下が防止されること、実験的脳浮腫に対して浮腫の予防や治療効果などが認められていること、あるいはヒトの脳循環において酸素消費量を促進すること、さらに、動物実験において、ジヒドロストレプトマイシン、カナマイシンの投与や音響刺激による内耳の酸素消費量の低下がチオクト酸により抑制されること、などに基づくとされています。また、ドイツでは高用量で糖尿病の末梢神経障害の治療にも使用されています。糖尿病性神経障害では、フリーラジカルの増加や抗酸化防御機構の低下、酸化ストレスの増強が示唆されており、リポ酸は神経伝導性や神経線維内鞘の血流増加作用などにより症状を改善するといわれています。

リポ酸の副作用は、医薬品としての使用範囲内ではほとんどなく、経口投与では食欲不振、恶心、下痢などの消化器症状が頻度不明で報告されているのにとどまっています。しかし、効果がないのに漫然と長期使用するべきではないと注意がなされています。

医薬品として使用される一方で、リポ酸は2004年3月の「医薬品の範囲に関する基準の一部改正」により食品使用が認められました。最近、美容やダイエットのためのサプリメントとして話題になっています。少し文献を調べてみると、前述した糖代謝の促進作用以外に、リポ酸には視床下部のAMP-activated protein kinase(AMPK)を介して食欲を低下させたり、エネルギー消費を高めることにより体重を減少させる作用があることが報告されています。また、インスリンによる脂肪細胞への脂肪の蓄積を抑制するという報告もありました。しかし、これらは全て動物実験や細胞レベルでのデータであり、ヒトでのデータはありません。リポ酸のダイエットに対する効果については、これからの検証が待たれる段階のようです。

サプリメントとしてのリポ酸の1日量は幅広く、だいたい50~600mgで、わが国での医薬品としての1日量よりも多い傾向にあります。比較的安全性の高い物質とはいえ、長期間に亘って使用することに対しては、安全性についての十分なデータがないため慎重に考慮する必要があります。なお、妊婦や授乳婦に対しては摂取を控えること、糖尿病治療薬、アミカシンやゲンタマイシン、シスプラチニンやシクロフォスファミド、甲状腺ホルモンなどを服用している場合には事前に医師に申し出ことなどの注意がされています。ちなみに、食品中に含まれるリポ酸は表のごとくですが、いずれも微量です。

表 食物起源の-リポ酸含有量(食物1人分あたり)

食物(起源)	食物一人分(重量)	-リポ酸/一人分(μg)
牛腎臓	85g	32
牛心臓	85g	19
牛肝臓	85g	14
ほうれん草	30g	5
プロッコリー	71g	4
トマト	123g	3
グリーンピース	145g	7
芽キャベツ	88g	3
卵黄	17g	0.3

<引用文献>

- ・健康食品の安全性・有効性情報 <http://hfnet.nih.go.jp/main.php> ・医薬ジャーナル, 33(10): 175-178, 1997
- ・日医雑誌, 13(9): 1123-1126, 2004 ・日経バイオビジネス, 2005年1月号 ・兵薬界, No591, 2005年
- ・Nat.Med., 10 (7): 681-2, 2004 ・Health and Age <http://www.healthandage.com/>

医薬品の識別、薬事情報、多剤併用等について

『わからない!』『判断に...』等々
こんな時にはご連絡ください!!

パワーポイントでのスライド作成、資料作成 他
毎月の定例研修会

薬事衛生会館 1F

薬事情報センター

T E L 082-243-6660
F A X 082-248-1904
ホームページ <http://www.hiroshima-di.or.jp>
おくすり相談電話 082-545-1193
中毒119番 082-248-8268
(フリーダイヤル 0120-279-119)

お寒相談電話 事例集 No.34

(甲状腺機能低下症の患者が注意すべき内服薬)

甲状腺機能低下症は甲状腺ホルモンの合成または分泌機能が障害された病気です。甲状腺ホルモンの产生には

ヨードの捕捉。

ペルオキシダーゼによるヨードとチロシンとの結合。

モノヨードチロシンまたはジヨードチロシンの縮合による
T₃ (トリヨードチロニン) またはT₄ (チロキシン) の
形成。

T₃およびT₄の放出。

末梢組織でのT₄から活性の高いT₃への転換。

など合成、貯蔵、放出、および転換の過程が関わっており、
体には甲状腺ホルモンの量を調節する複雑なメカニズムが存在
しています。

さて甲状腺機能低下症の患者には、病状を悪化させるおそれ
があるためキャベジンU散、健胃消化剤、沈降炭酸カルシウム、
スルカイン顆粒などは禁忌となっています。炭酸カルシウムは
医療用医薬品のほかに、一般用医薬品、健康食品・健康補助食品・
特定保健用食品、カルシウム強化食品などにも含まれるので
累積的に高用量となることがあるので注意が必要です。

また甲状腺機能低下症の治療のためにレボチロキシンナトリウム (チラージンS) を使用している場合、制酸剤、緩下薬、スクラルファート、鉄剤などと併用するとレボチロキシンナトリウムの消化管吸収が低下し、Total T₄やFT₄ (遊離チロキシン) の低下、TSH (甲状腺刺激ホルモン) の上昇などを引き起こす可能性があります。やむを得ず併用する場合は、両剤の服用時間を4時間以上あける工夫をしてください。

甲状腺ホルモンの代謝経路

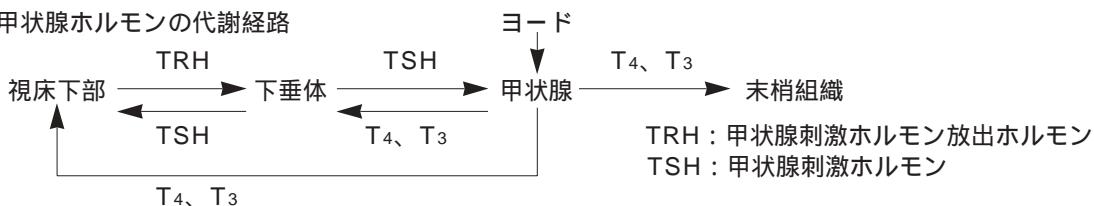


表. レボチロキシンナトリウム (チラージンS) との相互作用に注意する主な薬剤

作 用	薬 剤
T ₄ の腸管吸収抑制	鉄剤 炭酸カルシウム ポリスチレンスルホン酸ナトリウム 水酸化マグネシウム (乾燥) 水酸化アルミニウムゲル スクラルファート コレスチミド コレスチラミン
T ₄ の排泄促進	リファンビシン フェニトイン カルバマゼピン
T ₄ の排泄低下	男性ホルモン
T ₄ T ₃ の変換抑制	糖質コルチコイド 遮断薬 プロピルチオウラシル アミオダロン
チロキシン結合グロブリンを増加	エストロゲン
チロキシン結合グロブリンを減少	糖質コルチコイド 男性ホルモン
作用が変化	ワルファリンとカテコールアミン(作用増強) インスリンと経口糖尿病薬(血糖コントロール条件変化) ジギタリス (ジギタリス濃度低下または上昇)

【参考資料】

医薬ジャーナル39(3)2003, year note2003(MEDIC MEDIA), シンプル薬理学(南江堂),
今日の治療薬2003(南江堂)臨床と薬物治療20(11)2001.

医薬品・医療用具等 安全性情報

Pharmaceuticals
and
Medical Devices
Safety Information
No.210・211

厚生労働省医薬食品局

No.210 目次

1. レフルノミドによる間質性肺炎について	3
2. 重要な副作用等に関する情報	6
1 塩酸エビルビシン	6
2 乾燥スルホ化人免疫グロブリン、pH4処理酸性人免疫グロブリン、乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	9
3 テリスロマイシン	11
4 プレドニゾロン（経口剤）	12
5 ミゾリビン	15
3. 使用上の注意の改訂について（その163） メフェナム酸他（11件）	19

No.211 目次

1. 重要な副作用等に関する情報	3
1 塩酸ラロキシフェン	3
2 フマル酸エチアピン	4
3 自己血糖検査用グルコースキット（グルコース脱水素酵素法のうち 補酵素にピロロキノリンキノンを使用するもの）	6
2. 使用上の注意の改訂について（その164） トランドラブリル他（4件）	8

この医薬品・医療用具等安全性情報は、厚生労働省において収集された副作用情報をもとに、医薬品・医療用具等のより安全な使用に役立てていただくために、医療関係者に対して情報提供されるものです。
 医薬品・医療用具等安全性情報は、医薬品医療機器情報提供ホームページ <http://www.info.pmda.go.jp/>)
 又は厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) からも入手可能です。
 また、NTTのファクシミリ通信網サービス「Fネット」を通じ、最近1年間の「医薬品・医療用具等安全性情報」がお手元のファクシミリから随時入手できます(利用者負担)。
 「Fネット」への加入等についての問い合わせ先：0120-161-011

平成17年（2005年）2月・3月

厚生労働省医薬食品局

連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
 厚生労働省医薬食品局安全対策課

☎ { 03-3595-2435 (直通)
 { 03-5253-1111 (内線) 2756、2753
 (Fax) 03-3508-4364

検査センターだより



有助 美奈子

～サルモネラ食中毒～

今回は、食中毒を起こす原因としてよく知られているものの一つ、サルモネラについて少しお話したいと思います。

サルモネラは、ほ乳類、爬虫類、両生類や下水、河川および食品などに広く分布し、牛・豚・鶏などの家畜・家禽、私たちの身近にいる犬や猫などのペットも保有しています。

一般に、10,000個/g以上の菌が増殖した食品を食べると感染するといわれています。しかし、幼児や高齢者はわずかな菌量でも感染する場合もあり、二次感染を起こすこともあるので注意が必要です。

サルモネラには2,000以上の種があり、その中の約100種が食中毒を引き起こす原因菌といわれています。その1種の*Salmonella enteritidis*は、サルモネラが原因で起こる食中毒の中で一番多く60～70%を占め、近年急激に増加を示し、食中毒防止対策が重要課題になっています。

*S.enteritidis*の特徴としては、卵焼きやオムレツ、手作りケーキやマヨネーズなどの鶏卵食品が原因といわれており、特に近年では鶏卵のサルモネラ感染率が増加し、卵内にも菌が認められることがあるので注意が必要です。

また、熱には弱いが、乾燥や低温に強く、冷蔵庫の中などでも卵から他の食品に汚染が拡大することができるため、冷蔵庫の管理も重要になります。

症状としては喫食後、8～24時間の潜伏期間を経て、下痢、へそ周辺の腹痛、発熱等の症状が起こります。風邪と症状がよく似ていますので注意が必要です。また、治療法としては主に点滴や抗生物質の投与で治ります。

予防法としては、

1. 食品は十分に加熱する。
(*S.enteritidis*は熱に弱いため70～1分の加熱で死滅する。)
2. まな板、包丁、ふきんなどはよく洗い、熱湯や漂白剤で殺菌する。
3. 卵は、きれいでひび割れのない新鮮なものを買う。
4. 買った卵はすぐに冷蔵庫に入れ、出来るだけ早く食べる。

以上のことがあげられます。

サルモネラに限らず食中毒予防は手洗いなど普段あまり意識しないで行っていることをきちんと見直すことが第一歩です。食中毒予防の三原則である「清潔」「迅速」「温度管理」を徹底し、食中毒に気をつけましょう。そして、体に異常を感じたら検査を受けましょう。

参考文献：社団法人 日本食品衛生協会HP

千葉県 市川健康福祉センターHP

告 知 板【1】

第34回広島県薬剤師会通常総会開催通知

標記の会議を次により開催しますので、定款第25条の規定により通知します。

日 時：平成17年5月28日（土）午後3時より

会 場：広島県薬事衛生会館4Fホール

議 事：（報告）1.日本薬剤師会代議員会報告

2.広島県薬剤師会代議員会報告

3.平成16年度広島県薬剤師会会務並びに事業報告

4.平成16年度広島県薬剤師会収支決算報告

5.平成16年度保険薬局部会事業報告

6.平成16年度保険薬局部会収支決算報告

（議案）1.社団法人広島県薬事衛生会館からの財産及び業務引継ぎについて

（資料）1.社団法人広島県薬剤師会定款細則の一部改正について

2.平成17年度広島県薬剤師会事業計画

3.平成17年度広島県薬剤師会収支予算

4.平成17年度保険薬局部会事業計画

5.平成17年度保険薬局部会収支予算

6.社団法人広島県薬事衛生会館からの財産及び業務引継ぎについて

7.広島県薬剤師会における第38回日本薬剤師会学術大会の成功に向けた取り組みに関する決議

支 部 総 会

東広島支部総会

月日：平成17年5月12日（木）

場所：東広島平安閣

廿日市佐伯支部総会

月日：平成17年5月22日（日）

場所：宮島コーラルホテル

第49回広島県病院薬剤師会総会

月日：平成17年5月14日（土）

場所：エソール広島

三原支部総会

月日：平成17年5月28日（土）

場所：三原グランドパレス

安芸支部総会

月日：平成17年5月22日（日）

場所：サンピア安芸



告 知 板【2】

平成17年度(社)広島県薬事衛生会館総会開催通知

平成17年5月吉日

会員各位

(社)広島県薬事衛生会館

理事長 前田 泰則

新緑の候、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、下記の通り広島県薬事衛生会館総会を開催致しますので、ご多忙中とは存じますが、万障お縁合せの上、是非ご出席下さいますようご案内申し上げます。

記

日 時 平成17年6月23日(木)15時

場 所 広島市中区富士見町11-42 広島県薬事衛生会館 4階大ホール

議 案 (1) 平成16年度一般会計事業報告並びに収支決算報告の承認について

(2) 平成16年度検査センター事業報告並びに収支決算報告の承認について

(3) 平成16年度薬事情報センター事業報告並びに収支決算報告の承認について

(4) 平成17年度各事業計画並びに各予算(案)について

(5) 社団法人広島県薬事衛生会館の解散及び統合(案)について

(6) その他

お願い

後日総会案内(資料および出欠通知票)を送付します。

総会出席者が少ないとときは、総会が成立しない場合がありますので、ご欠席の方は必ず委任状を提出して下さい。

第38回 日本薬剤師会学術大会当日の各同窓会のご案内

神戸学院大学薬学会同窓会開催と スタッフ募集のお知らせ

日時：平成17年10月9日(日)

日本薬剤師会学術大会懇親会終了後
開催(20:30頃を予定しております)

場所：リーガロイヤルホテル広島
三階 音戸の間

*スタッフ募集！

受付・会場係等募集しております。お手伝いいただける方は下記までご連絡ください。

連絡先：

TEL 082-261-6033(受付時間：14時～18時)

ひかりが丘薬局 井上(第11期生)まで



明治薬科大学同窓会のお知らせ

日時：平成17年10月9日(日)

午後7時30分より

会場：リーガロイヤルホテル広島
三階 宮島の間

会費：6,000円

参加申込み・お問い合わせ

幹事 木村章彦

広島市中区三川町2-8

マザー薬局

TEL 082-544-1414

FAX 082-544-1415

参加申込期限

平成17年9月30日(日)





鯉のぼりの季節、昨年の55を今年は息子に譲り、連れ合いは25、娘は2、私は4で行きます。薬剤師大改革の年ならプロ野球改革元年REBORN TO WIN

< >

カープが開幕巨人戦に3連勝と順調なスタートを切りました。この会報が届く頃にはどのあたりを走っているのでしょうか？

< 水無月 >

今年の花粉飛散量は例年より多いといふ事ですが、私のアレルギー歴もかれこれ何十年です。

一通りの抗アレルギー剤を試してみましたが、現在は、市販の抗ヒスタミン薬でうまくコントロール出来ています。就寝前に規定の用量を飲んでいますが、翌日中ほとんど効果が持続しました眠気も少ないので何とかなっていますが、皆様何か良い予防法、対処法等あれば教えて下さい。

< F・S >

五月といえば待ちに待った大型連休。皆様もすでに予定を立ていらっしゃるのではないでしょうか。しかし楽しい連休が終わった後のあの気だるさは何とも言えないものがありますね。眠気というか、脱力感というかほんとにつらいですよね。それで、ついつい横着者の私は、五月症候群に効く特効薬が開発されることを期待してしまいます。でもやっぱり休養が一番の特効薬なんでしょうね。連休中に一日くらいは休みましょう。休めるかな。休めないだろうな。

< 一年中五月病のトッピー >

昨今焼酎ブームですが、新しい発見を先日しました。かき氷で余ったレモンシロップを使ってレモン酎ハイをつくってみました。なかなかいけるぞ。最近の大発見、この夏はこれでのりきるぞ！

< ピンクゴジラ55 >

市町村合併やメーカー合併で、聞き覚えのあるものから新しい名前に変わっていくものがたくさんあり、コンピュータや頭のデータベースの更新が追いつかない今日この頃です。薬の包装が新しいものが入荷したら写真撮影して。会誌3月号を利用して保険者番号の変更をもう一度確認しておかないと...国保請求書の記載欄は減りますが、ちょっとさびしい気もします。

< メリッサ >

最近、来賓として小中学校の卒業式、入学式に出席してきました。来賓祝辞はなく、国歌斉唱で始まります。全員起立して国旗に向かって厳粛に国歌を歌うわけですが、私の後の方がすっごい「こぶし」で歌うので、もう、おかしくて...調子が狂ってしまいました。(*^_^*)ゞポリポリ

< う >

少し混んでいる電車の中。女の子が乗ってきて、座っている私の前に立った。目深にかぶった帽子の後から長い髪が肩にかかっている。ジーパン姿。化粧気まるで無し。色白の端正な顔にピアス。手首にはブレスレット。ハンドバッグは持たずボストンバッグ。見るともなしに見上げた。“ん？ 女の子だと思ったけど男の子！ん？ いや女の子！”膝に目を落とし考えてみたが分からず、又見上げた。優しい顔をしている。性別不明のまま下車。どうでもいい事だけれどこの頃、分からぬことの一つ。

< K.H >

一編集委員

平井紀美恵	谷川 正之	上原 貢	増田 和彦
宗 文彦	西谷 啓	井上 映子	松井 聰政
星野 韶	原田 修江	城崎 利裕	

保険薬局ニュース

平成17年5月1日

広島県薬剤師会保険薬局部会

Vol.13 No.3 (No.67)

保険薬局部会ニュース

2005.4.2

広大FAX事業費について

さて、広島大学病院のFAX送信事業の経費につきまして、従来はFAX送信1枚につき180円の負担をお願いをしておりましたが、本年度より1枚につき160円にいたします。今後ともご協力をお願いいたします。

調剤基本料の再設定について

4月1日より、新たに調剤基本料を再設定しなくてはなりません。

昨年2月末日以前に保険薬局に指定されている薬局については、昨年3月1日から本年2月末日までに受けた処方せんの受付回数、及びその処方せんのうち特定の保険医療機関に係るもの受付回数を、当該期間に受け付けたすべての処方せんの受付回数で除して得た割合が70%を超えるか否かで判定し、4月1日から来年3月31日までその調剤基本料を適用します。

調剤基本料（処方せんの受付1回につき）

調剤基本料1 49点

- ・処方せんの受付回数が1月に4,000回以下の保険薬局であって、特定の保険医療機関からの処方せんの集中度が70%以下の場合
- ・1月における処方せん受付回数が多い上位3の保険医療機関からの処方せんの集中度が80%以下の場合

調剤基本料2 21点

- ・処方せんの受付回数が1月に4,000回を超える保険薬局であって、特定の保険医療機関からの処方せんの集中度が70%を超える場合

調剤基本料3 39点

- ・調剤基本料1及び2に該当しない場合

*長期投薬（14日分を超える投薬をいう。以下同じ。）に係る処方せん受付において、薬剤の保存が困難であること等の理由により分割して調剤を行った場合、当該処方せんに基づく当該保険薬局における2回目以降の調剤については、1分割調剤につき5点を算定する。なお、当該調剤においては指導管理料は算定しない。

詳しくは「保険薬局業務指針（2004年版）」P68をご覧下さい。

福祉医療費請求書について

広島県福祉保健部長寿社会総室長より下記のとおり連絡がありました。

福祉医療費請求書の刷り色について

刷り色を黒色とし、右側面及び左下の帯をなくします。

記入内容についての変更はありません。

従来使用していた請求書（青色・帯付き）については、在庫がある間は使用してください。

コピーを使用することも可能です。ただし、審査に差し支えがないよう記入内容や文字は鮮明にしてください。

福祉医療費請求総括表について

記入内容及び用紙の色（黄緑色）についての変更はありません。

厚労省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長、厚生労働省医薬食品局長より、以下の内容の通知がありました。

インスリン注入器等を交付する薬局に係る取扱いについて

1. インスリン注入用の医療機器

(1) インスリン自己注射用ディスポーザブル注射器、注射針

インスリン皮下注射用注射筒は、針なし、針付きとも高度管理医療機器に分類されているが、処方せんに記載することによりインスリンと合わせて、インスリン製剤の自己注射のために用いる注射用ディスポーザブル注射器（針を含む）を薬局で交付する場合には、高度管理医療機器販売業の許可を取得する必要はない。

なお、万年筆型インスリン注入器用注射針（注入器は含まず注射針のみ）は管理医療機器であるため、高度管理医療機器の販売業許可を取得する必要はない。

(2) 万年筆型インスリン注入器

一体型インスリン注入器

インスリンを使い切ったあと注入器を再使用できない、薬液と一緒にとなった注入器は、全体として医薬品として取り扱われる所以、これを処方せんにより薬局で交付する場合には、高度管理医療機器販売業の許可を取得する必要はない。

分離型インスリン注入器

カートリッジ内のインスリンを使い切った後も、カートリッジを交換し、注入器を再利用できる分離型インスリン注入器を処方せんにより薬局で交付する場合はないことから、高度管理医療機器販売業の許可を取得する必要がある。

2. 自己検査用グルコース測定器

薬局で交付する場合、高度管理医療機器販売業の許可を取得する必要がある。

処方せん医薬品等の取扱いについて

1. 処方せん医薬品を販売する際の原則

処方せん医薬品については、病院、診療所、薬局等へ販売（授与を含む。以下同じ。）する場合を除き、新薬事法第49条第1項の規定に基づき、医師等からの処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならないものであること。

なお、正当な理由なく、処方せん医薬品を販売した場合については、罰則が設けられているものであること。

2. 処方せん医薬品以外の医療用医薬品についての原則

処方せん医薬品以外の医療用医薬品についても、処方せん医薬品と同様に、医療用医薬品として医師、薬剤師等によって使用されることを目的として供給されるものであること。

このため、処方せん医薬品以外の医療用医薬品についても、効能・効果、用法・用量、使用上の注意等が医師、薬剤師等の専門家が判断・理解できる記載となっているなど医療において用いられることを前提としており、特別な場合を除き、薬局においては、処方せんに基づく薬剤の交付が原則であること。

この文にある「正当な理由」や、処方せん医薬品以外の医療用医薬品をやむを得ず販売する場合の遵守事項などは、日薬ホームページ、あるいは日薬雑誌5月号、県薬会誌5月号を参考にされたい。

平成17年3月18日薬価基準新収載品目

[4成分6品目]

[内用薬]

商品名 [会社名] 識別コード	一般名 薬効	規格	薬価
クレストール錠2.5mg アストラゼネカ = 塩野義製薬	ロスバスタチンカルシウム 高コレステロール血症、家族性高コレステロール血症	2.5mg1錠	91.00
クレストール錠5mg アストラゼネカ = 塩野義製薬		5mg1錠	174.60
アレジオンドライシロップ1% 日本ベーリンガーイングルハイム = 三共	塩酸エピナステチン アレルギー性鼻炎、蕁麻疹、皮膚疾患（湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症） に伴うそう痒	1%1g	141.80

[注射薬]

商品名 [会社名]	一般名 薬効	規格	薬価
エンブレル皮下注用25mg ワイズ - 武田薬品	エタネルセプト（遺伝子組換え） 関節リウマチ（既存治療で効果不十分な場合に限る）	25mg1瓶	15,396
ジオン注無痛化剤付 三菱ウェルファーマ	硫酸アルミニウムカリウム、タンニン酸	10mL1瓶 (希釀液付)	4,615
ジオン注生食液付 三菱ウェルファーマ	脱出を伴う内痔核	10mL1瓶 (希釀液付)	4,553

平成17年4月6日薬価基準新収載品目

[3成分3品目]

[内用薬]

商品名 [会社名] 識別コード	一般名 薬効	規格	薬価
エムトリバカプセル200mg 日本たばこ産業 - 鳥居薬品	エムトリシタビン HIV - 1 感染症	200mg 1カプセル	1,750.90
ツルバダ錠 日本たばこ産業 - 鳥居薬品	エムトリシタビン・フマル酸テノホビルジソプロキシリ HIV - 1 感染症	1錠	3,862.80

[注射薬]

商品名 [会社名]	一般名 薬効	規格	薬価
エルプラット注射用100mg ヤクルト本社	オキサリプラチン 治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌	100mg 1瓶	74,087

希少疾病用医薬品の指定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

平成17年1月13日 薬食審査発第0113001号

指定番号	医薬品の名称	予定される効能・効果又は対象疾病	申請者の氏名又は名称
(17薬) 第176号	イブリツモマブ ティウキセタン	C D 20陽性のB細胞性 非ホジキンリンパ腫	日本シーリング 株式会社

平成17年2月8日 薬食審査発第0208001号

指定番号	医薬品の名称	予定される効能・効果又は対象疾病	申請者の氏名又は名称
(17薬) 第177号	S O T - 107	神経膠腫	株式会社そーせい
(17薬) 第178号	サリドマイド	多発性骨髄腫（既治療で効果不十分な場合に限る）	藤本製薬株式会社

平成17年3月24日 薬食審査発第0324001号

指定番号	医薬品の名称	予定される効能・効果又は対象疾病	申請者の氏名又は名称
(17薬) 第179号	静注用フェノバルビ タールナトリウム	新生児けいれん	ノーベルファーマ 株式会社

平成17年度における受付対応について（連絡）

事務連絡
平成17年2月16日

広島県薬剤師会 御中

広島県社会保険診療報酬支払基金

平素、支払基金の業務運営へのご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。

さて、平成17年度における診療報酬請求書等の受付日につきまして、別紙のとおり対応することといたしました。

つきましては、このことを広島県基金広報紙に掲載し、保険調剤薬局へお知らせすることといたしますのでご連絡いたします。

別紙

保険医療機関・調剤薬局等の皆様へ

平成17年度における受付対応について（お知らせ）

診療（調剤）報酬請求書等の平成17年度における受付につきましては、受付日（10日）が土曜日・日曜日・祝日の場合は、下記のとおり事務所を開所し、対応いたしますのでお知らせいたします。

記

提 出 月	受 付 日	開 所 日
5月	10日（火）	
6月	10日（金）	
7月	10日（日）	9日（土） 10日（日）
8月	10日（水）	
9月	10日（土）	10日（土）
10月	10日（月）	8日（土） 10日（月）
11月	10日（木）	
12月	10日（土）	10日（土）
1月	10日（火）	
2月	10日（金）	

申請・届出等手続きの電子化の実施について

日薬業発第246号
平成17年3月23日

都道府県薬剤師会会长 殿

日本薬剤師会
会長 中西 敏夫

標記について、厚生労働省保険局医療課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

当該通知は、保健医療に係る申請・届出等について、電子化による手続き（以下、「電子申請」という。）の対象が追加されたことに関するものです。

保険医療機関等の指定等の18手続きの電子申請実施については、平成15年10月21日付日薬業発第178号にてお知らせしたところですが、今般、これに加え、診療報酬の請求に関する各種届出等の9手続きが、電子申請の対象となりました。

また、電子申請の際に添付する各種届出書添付書類についても、併せて電子化を実施することとされ、電子申請手続きの追加に係る事務処理の手順及び電子添付書類に関しては、既に電子申請を実施している18手続きと同様であることなどの留意事項が示されております。

今回の電子申請は、平成17年3月28日より実施されますので、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本薬剤師会雑誌5月号に掲載予定であることを申し添えます。

申請・届出等手続きの電子化について

保医発第0316002号
平成17年3月16日

社団法人日本薬剤師会会长 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局あて通知したのでお知らせします。

別添

申請・届出等手続きの電子化について 抄

保医発第0316001号
平成17年3月16日

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

「厚生労働省の行政手続き等の電子化推進アクション・プラン」及び「厚生労働省所管法令に基づく地方公共団体の行政手続き等の電子化推進アクション・プラン」（平成14年8月8日厚生労働省行政情報化推進会議決定）に基づき、平成15年10月14日付保医発第1014001号により、保険医療機関等の指定等の18手続きについて、申請・届出等の電子化（以下「電子申請」という。）を実施したところである。

今般、診療報酬の請求に関する各種届出等の9手続きについて、下記のとおり電子申請の対象手続きとして追加することにしたので通知する。

併せて、電子申請の際に添付する届出書添付書類について、下記のとおり電子化を実施することにしたので申し添える。

なお、貴事務局管下の保険医療機関等に対しては、取り扱いについて十分周知を図るようお願ひしたい。

記

1. 電子申請手続の追加

別紙1に掲げる診療報酬の請求に関する各種届出等について、電子申請を可能としたこと。

2. 電子添付書類

原則、電子申請に添付する届書添付書類の電子化（以下「電子添付書類」という。）を可能としたこと。

ただし、別紙2に掲げる拡張子（ファイルの種類）に限るものであること。

3. 事務処理の手順

（1）電子申請手続の追加

電子申請手続の追加に係る事務処理の手順については、平成15年10月14日付保医発第1014001号と同様であること。

（2）電子添付書類

電子申請手続の追加に係る事務処理の手順については、次のとおりであること。

なお、当該事務処理は、既に電子申請を実施している18手続及び今回実施する9手続に共通するものであること。

申請データの受信

電子添付書類は、申請者から送信される申請データ（電子証明書を含む。以下同じ。）に併せて地方社会保険事務局の医療サーバに配信されるものであること。

申請書の審査及び処理

配信された申請データ及び電子添付書類（以下「申請書等」という。）は、印字出力した上で審査を行い、医療電子申請に申請内容を登録すること。

ただし、審査の結果、書類不備等により申請者に返戻する必要がある場合は、医療電子申請に返戻の登録を行うこと。

決裁（決裁確認登録）

登録した申請書等については、決定通知書及び処理結果リスト等を添付し、決裁を受けること。

なお、医療電子申請に決裁が完了した旨を登録すること。

処理結果の送信（処理結果返却）

決裁が完了し、処理修了の登録により、処理結果が振り分け等システムへ返却される際、電子添付書類は地方社会保険事務局の医療サーバから削除されること。

なお、原本は申請データと同様に振り分け等システムにおいて保管されるものであること。
その他

ア 電子添付書類の実施に伴い、別紙3に掲げる様式に添付することとされていた届出書の写しについて、電子申請の際の添付を不要としたこと。

イ その他、詳細な業務処理の取扱いについては、別途連絡することとしていること。

4. 実施年月日

平成17年3月28日から実施することとしたこと。

別紙2

電子申請追加手續一覽

項番	手続名	様式名等
84	診療報酬の 請求に関する 各種届出 検査	手療による病理組織迅速頭微鏡 検査
85	心臓カテーテル法による肺動脈 鏡検査加算	別添2 様式20
86	長期継続頭蓋内脳波検査	別添2 様式21
87	補聴器適合検査	別添2 様式22
88	光トボグラフィー	別添2 様式23
89	中医神経磁気刺激による誘発筋電図	別添2 様式24
90	神経磁気診断	別添2 様式24
91	歯周疾患継続治療診断料	別添2 様式26
92	歯科口腔継続管理治療診断料	別添2 様式27
93	画像診断管理加算1	別添2 様式28
94	画像診断管理加算2	別添2 様式28
95	画像診断管理加算(歯科)	別添2 様式29
96	遠隔画像診断	別添2 様式30
97	ポジトロン断層撮影	別添2 様式30の2
98	特殊CT撮影及び特殊MRI撮影	別添2 様式31
99	無菌製剤処理加算	別添2 様式32
100	外来化学療法加算	別添2 様式33
101	心疾患リハビリテーション	別添2 様式35
102	総合リハビリテーション施設(理学療法(I)又 は作業療法(I))	別添2 様式36
103	理学療法(II)	別添2 様式36

項目番号	手続名	様式名等	備考
153	診療報酬の請求に係る各種届出	乳児外科施設基準対象手術(100分の5加算)	特掲診療科の施設基準に係る届出書 施設基準に適合してない場合には、所定点数の100分の30に相当する点数を減算することとなる手術に係る添付書類
154	ペースメーカー移植術及びベースメーカー交換術(電池交換を含む。)(100分の5加算)	様式53の3	施設基準に適合している場合には、所定点数の100分の5に相当する点数を加算することとなる手術(区分1～3以外の手術)及び経皮的中隔心筋焼灼術に係る届出書 特掲診療科の施設基準に係る届出書
155	冠動脈及び大動脈バイパス移植術並びに体外循環を要する手術(100分の5加算)	様式53の3	施設基準に適合してない場合には、所定点数の100分の5に相当する点数を加算することとなる手術に係る添付書類
156	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除外及び経皮的冠動脈ステント留置術(100分の5加算)	様式53の3	施設基準に適合している場合には、所定点数の100分の5に相当する点数を加算することとなる手術に係る届出書 特掲診療科の施設基準に係る届出書
157	麻酔管理料	別添2	施設基準に適合してない場合には、所定点数の100分の5に相当する点数を加算することとなる手術に係る届出書 特掲診療科の施設基準に係る届出書
158	放射線治療事任加算	様式54	麻酔管理料に係る届出書添付書類 特掲診療科の施設基準に係る届出書
159	高エネルギー放射線治療	別添2	放射線治療事任加算の施設基準に係る届出書添付書類 特掲診療科の施設基準に係る届出書
160	直線力加速器による定位放射線治療	様式55	高エネルギー放射線治療の施設基準に係る届出書添付書類 特掲診療科の施設基準に係る届出書
161	補綴物維持管理料	別添2	直線力加速器による定位放射線治療の施設基準に係る届出書 特掲診療科の施設基準に係る届出書
162	顎口腔機能診断科(顎変形症(顎離断等の手術を必要とするものに限る)の手術前後ににおける歯科矯正に係るもの)基準調剤	様式56	補綴物維持管理の施設基準に係る届出書 特掲診療科の施設基準に係る届出書
163	保険業局の無菌製剤処理加算	別添2	顎口腔機能診断の施設基準に係る届出書 特掲診療科の施設基準に係る届出書
164	複合病棟に係る届出	様式57	基準調剤の施設基準に係る届出書 特掲診療科の施設基準に係る届出書
165		別紙様式	無菌製剤処理の施設基準に係る届出書 複合病棟に係る添付書類

項目番号	手続名	様式名等
166	酸素の購入価格に関する届出	別紙様式19
167	診療報酬の請求に関する届出 請求に係る各種届出	別紙様式19 診療報酬の請求に係る施設基準等に係る辞退届 退届
168	手術に係る届出 (様式53、様式53の2、様式53の3)	別添2 様式53 様式53の2 様式53の3
169	入院時食事・療養に関する届出	別紙様式
170	保険給付の制限に係る通知	様式
171	訪問看護請求 (老人)訪問看護基本療養費(Ⅱ)に係る届出 (届出:変更・取消し)	様式1
172	24時間連絡体制加算・重症者管理加算に 係る届出	様式2
173	保険給付の制限に係る通知(保険薬局)	様式
174	訪問看護療養費の給付の制限に係る通知 (保険 薬局)	様式
175	特定療養費 特別の療養環境の提供	別紙様式1
176	に係る厚生 病院の初診	別紙様式2
177	労働大臣が 定める基準 に基づく診察	別紙様式3
178	保険医療機関が表示する診察時間以外の 時間における報 告事項	別紙様式4
179	金属床による総義歯の提供	別紙様式5
180	医薬品の治療に係る診療	別紙様式6

別紙2

医療電子申請機能で受付対象とする
電子添付書類の拡張子

項目番号	手続名	様式名等	様式名等
181	特定療養費 に係る厚生 労働大臣が 定める基準 に関する報 告事項	手続に罹患している患者の指導管理 200床以上の病院の再診 医療用具の治療に係る診療 薬事法に基づく承認を受けた医薬品の投与 180日を超える入院に関する事項 乗車基準に収載されている医薬品の乗車法 に基づく承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に 係る投与	別紙様式7 別紙様式2 別紙様式Q8 別紙様式9 別紙様式10 別紙様式11
182		医療用具の治療に係る診療 薬事法に基づく承認を受けた医薬品の投与 180日を超える入院の実施(変更)報告書 乗車基準に収載されている医薬品の乗車法に基づく承認に係る用法等と異なる用法等に係る投与の 乗車基準に収載される用法等に係る用法等と異なる用法等に係る投与	別紙様式7 別紙様式2 別紙様式Q8 別紙様式9 別紙様式10 別紙様式11
183			
184			
185			
186			
187	療担規則第11条の3の厚生労働大臣が定める 報告事項	療担規則第11条の3の厚生労働大臣が定める 報告事項	療担規則第11条の3の厚生労働大臣が定める報告事項
188	指定訪問看護事業の事故発生時の連絡 報告事項	指定訪問看護事業の事故発生時の連絡 報告事項	指定訪問看護事業の事故発生時の連絡 報告事項

拡張子	ファイル名
.DOC	Microsoft wordファイル
.PDF	PDFファイル(Adobe Acrobat)
.XLS	Microsoft Excelファイル
.CSV	CSVファイル
.TXT	テキストファイル
.XML	XMLファイル
.BMP	ピットマップイメージファイル
.JPEG	JPEG形式画像ファイル
.JPG	JPEG形式画像ファイル
.PNG	PNG画像ファイル
.ZIP	ZIP圧縮ファイル 振分け等システムにて解答する。 社会保険事務局には、解答された後の ファイルで受信される。

拡張子とは

- ・ファイル名のうち、「.」(ピリオド)で区切られた一番右側の部分。
- ・例えばファイル名が「書類.DOC」ならば「.DOC」が拡張子である。
- ・ファイルの種類・形式を拡張子により識別している。

平成16年度 定時評議員会並びに総会報告



日薬連評議員 玉浦 延

日 時：平成17年3月9日（水）13：30～16：30
場 所：長井記念ホール（東京）

上記の日程で評議員会があり、前田会長、松下幹事長と玉浦が出席しました。

開会に先立ち顧問の挨拶があり、常田（鳥取）藤井各参議院議員、松本（神奈川1区）三井（北海道）各衆議院議員の挨拶がありました。引き続き中西会長挨拶があり、議事では、報告2件、16年度会務並びに事業中間報告と小西恵一郎後援会の決算報告があり、小西参議院選挙費用は2億550万円かかったと説明がありました。議案4件で平成17年度事業計画案と予算案が上程され審議を致しました。審議終了後、執行部原案通り可決された。その後、平成16年度定時総会が開催され、報告2件が執行部原案通り可決され、議員会は終了を致しました。

先ず前回の臨時評議員会から、執行部は目立った動きが感じられる物は何も無いと、私は思いました。落選した小西候補について、将来どうするのかも決めていない。小西氏の現況の不確実な報告があつただけで、多額の選挙費用を使ったのだから、日本薬剤師連盟は、小西候補を引き続き育てるのか、どうするのか位に指針があつて然るべきなのに、指針も考えも無い。次回の会までには、本人の意向を確かめたいという答弁だけでした。

平成17年度の事業計画では、次期参議院候補藤井先生の後援活動は具体的な計画案は何も無い。2年半後には選挙がある事は誰も承知している事なのに、まだ遠いよそ事の様な計画しか立てていない。小西選挙で落選原因を究明し反省したのに、それが全然生かされていないのには、驚きと失望感で残念でならない。藤井先生が政務次官という立場で大変忙しく、日程的に余裕が無いだけによりきめ細かい活動方針が求められ、早い時期での対応が大切で、この時期で具体案がないのは、かなりの遅れを取ると思われてならない。これも早い時期に対応策を考えるという答弁で終わりました。以上、悔しい報告しか出来ない事は、皆様の代表で出て、お役に立てられなかったことに対し、お詫び申し上げます。

次回は、必ずいいレポートが書ける様、頑張ります。

藤井もとゆき
「国会レポート」が掲載
されています。

<http://www.mfujii.gr.jp>



調剤ミス防止 ミスゼロ子

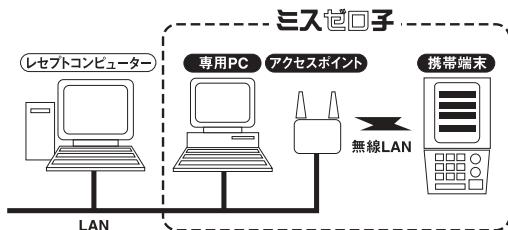
クスリがみんな同じ形でも…



私たちは間違いません。

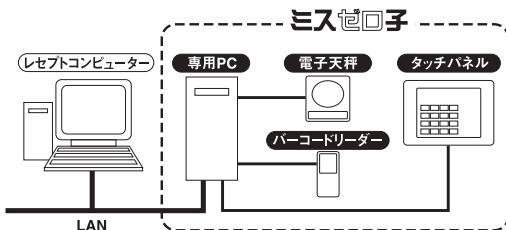
医薬品バーコードピッキングシステム

ミスゼロ子は、レセプトコンピュータに入力された処方箋の医薬品コードと、処方箋に基づき薬剤師が携帯端末で読み込んだ医薬品のJANコードとを照合することで、別物誤りを根絶する調剤ミス防止システムです。



散薬監査システム

処方箋に基づく秤量計算値、秤量値、レセコン入力値の3つの値を照合。コンピュータが瞬時に棒グラフで表示。ミス時は赤色表示で視覚に訴え、注意を喚起します。



■標準価格:162万円~(税込み)

※上記金額は基本構成の価格です。導入、設置、サポート、保守は含まれておりません。

●お問い合わせ先

企画・開発・総発売元 株式会社 クカメティカル

〒631-0036 奈良市学園北1丁目13番8号メインビル2F

■標準価格:162万円~(税込み)

※上記金額は基本構成の価格です。導入、設置、サポート、保守は含まれておりません。

TEL.0742-41-3652

FAX.0742-40-1723 <http://www.mis0.com>

動画でシステムの概要を御覧いただけます。